

自治研 **ちば**

JICHIKEN CHIBA

vol.9

2012年10月

大阪都構想の現状

橋下市政の6ヶ月

—自治研センター講演会から—



東庄町 東大社

一般社団法人 **千葉県地方自治研究センター**

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター5階

TEL.043-246-0511

自治研ちば vol.9 2012.10

• 巻頭言	理事 淑徳大学 准教授 結城 康博	2
• 自治研センター第4回総会記念講演会 大阪都構想の現状 橋下市政の6ヶ月	大阪市政調査会会長（奈良女子大学名誉教授） 澤井 勝	3
• 東庄町長を迎え 対談：東庄町の現状と課題 —町村の今後をどうしていくのか—	東庄町長 岩田 利雄 理事長 井下田 猛 副理事長 佐藤 晴邦	26
• 県議会報告 千葉県の外郭団体における仕組み債問題について	理事 千葉県議会議員（千葉市中央区選出） 網中 肇	41
• 連載⑦：数字で掴む自治体の姿…	副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光	46
• 連載：「房総の自治鉦脈」第9回	理事長 井下田 猛	65
• 公共の担い手 東京湾三番瀬保全運動に取り組む	NPO法人 ベイプランアソシエーツ 理事長 大野 一敏	70
• シリーズ千葉の地域紹介 鎌ヶ谷市 世界につながる人と文化の交流拠点「鎌ヶ谷」.....		72
• 低線量放射線リスクはなぜ過小評価されるのか —国会事故調で明らかにされたこと—	高木学校 崎山比早子	74
• 新聞の切り抜き記事から	研究員 鶴岡 美宏	78
• 今期の入手資料	編集部	82
• 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集）		83
• 編集後記	事務局長 高橋 秀雄	84

千葉県地方自治研究センター 理事
 淑徳大学 准教授 結城 康博



昨今、「婚活」といったキーワードを目にすることが多い気がする。震災の影響もあって、一時、「おひとりさま」といった言葉が流行った時期もあったが、再度、「家族」の機能が見直されつつあるのかもしれない。しかし、依然として生涯未婚率は上昇し続け、男性においては20%を超えている現状だ。こうなると「家族」といった相互扶助機能は減退し、老後は「死別」「熟年離婚」といった要因も重ね合わせると、ますます独居高齢者が多くなるであろう。

特に、「結婚しない人生」を送ることを決意した40代～50代の現役世代にとって、大半の人が切実な不安を感じるのが「老後の行く末」である。最近では「孤独死」や「無縁社会」といった言葉をメディアでも見聞きすることが多く、不安に駆られる機会も多くなっている。実際、「介護の不安」についてのあるアンケート結果を見ても、30代は「親の介護をどうするかが不安」と答え、40代以上になると「自身の介護はどうなるのか」と危機感を抱く傾向だ。いわば老後において配偶者のいる男女もしくは二世帯・三世帯家族以外は、誰しも独りで最期を迎えることを覚悟しなければならない。ある研究者の推計によれば、2030年頃には約半数の人が独りで最期を迎える時代が来るとの予測もなされている。

また、内閣府による「近所付き合いについての意識調査」によると、3人に2人は親しい近所付き合いをしていないことが理解できる。しかも、この割合は団地などの集合住宅になると、約8割になる。つまり、「家族」「地域」といった関係が希薄化しており、「孤独死」といった問題が社会化していくと考えられる。特に、大都市の集合住宅では、隣に誰が住んでいるかもわからず、「孤独死」で亡くなっていたという事件が珍しいことではなくなった。独立行政法人都市再生機構(UR

賃貸住宅)は、全国で約77万戸の住宅戸数を有しているが、その住居者の孤独死数が、年々、増え続けている。

国は、社会保障の機能を「自助」「互助」といったインフォーマル機能の再構築を掲げ、「自立」といったキーワードで公的役割を軽減させるかのような施策を打ち出している(少なくとも、筆者はそう感じている)。例えば、医療・介護における「地域包括ケアシステム」においても、理念自体は正しいが施策の具現化という視点では問題であろう。無論、「公」に依存するだけの社会保障システムは疑問であるが、「家族」「地域」といった機能が全国的に減退している以上、「公」が担う社会保障の機能は高まっていくべきである。

現在、国は「社会保障と税の一体改革」といった施策を遂行しているが、消費税増税という新たな国民負担を決定したものの「充実」部分は増税部分の1%に過ぎず、残りの4%の引き上げ分は現状維持の社会保障サービスもしくは国債の償還に充てられる。もちろん、財政の健全化は重要な視点であろうが、それは消費税以外の増税や歳出削減で達成すべきである。基本的に消費税増税による税収入は、「自助」「互助」といった減退に対して社会保障の「充実」に活用していくことが常識と考える。

しかも、今回の一体改革では、既存の社会保障サービスにおいても「適正化」という名の下で給付削減や負担増などの厳しい施策も盛り込まれている。多くの有識者やマスコミは財政健全化にウエイトを置いて、表面化しない社会的弱者の実態を直視しない傾向を感じる。現行の一体改革が推し進められていくと、ますます「格差」が拡大し困窮する者が増えていくのではないかと懸念せざるをえない。

自治研センター第4回総会記念講演会

大阪都構想の現状 橋下市政の6ヶ月

2012年6月16日収録



大阪市政調査会 会長

澤井 勝

(奈良女子大学名誉教授)

司会（佐藤） それでは定刻を過ぎましたので、これから千葉県地方自治研究センターの講演会を開会させていただきたいと思ひます。きょうは、大変足元の悪い中、また



土曜日のお休みのところ、この講演会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日のこの講演会の司会を務めさせていただきます、自治研センターの副理事長の佐藤でございます。それでは最初に、主催者であります当センターの理事長の井下田猛より、ごあいさつを申し上げます。

井下田理事長挨拶

井下田 折からの雨の1日となりましたけれども、お集まりの皆さん方は県内のあちこちから、よくぞこの会場に駆けつけて



くれました。心から感謝したいと思います。本日の講演会は、澤井先生による、鋭くかつ重い問題提起が予定されております。澤井先生は、我が国を代表する地方自治の研究分野の第一人者で、かつ最も優れた碩学です。お手元には澤井先生のレジメが回っているかと思ひますけれども、このレジメの1ページ目、最初のページに大阪市役所の市庁舎の建物があります。この建物の地下1階に、澤井先生がいま会長をなさっておられる大阪市政調査会がありました。私はしばらくの間、関西で生活をしましたから、この建物の地下1階に、たしか10回以上はお邪魔しているかなと思ひますけれども、いまは橋下さんに、この大阪市政調査会は追い出されて、この建物では澤井先生は暮らしていないわけです。言うならば、ハシシタならぬ橋下イズムの暴走は、“そのけそのけ、独裁がまかり通って” いるわけです。結果として、人間尊重が否定される。そして自治と民主主義の危機を招いています。大阪で展開されております危

険な本質に対して、大好きな澤井先生に絵解きしていただいて、結果的には現代史の重い証言を、この場でお集まりの皆さん方に熱い思いを込めて語ってくれるに違いありません。大いに澤井先生の発言に耳を傾けたいと思ひます。どうぞ澤井先生、よろしく願ひいたします。

佐藤 どうもありがとうございました。それでは、本日の日程につきまして御説明をさせていただきます。本日の講演につきましては『大阪都構想の現状 橋下市政の6ヶ月』と題しまして、奈良女子大学の名誉教授で現在、大阪市政調査会の会長であります澤井勝先生に、この後お話をさせていただきます。いま理事長からもお話がございましたけれども、澤井先生は地方自治・地方財政を御専門にしておりまして、地方自治総合研究所の研究活動を経まして、北九州市立大学や奈良女子大学で教鞭を取りまして、一貫して地方分権を推進する立場で研究を続けておられます。さらに大阪市政調査会や奈良地方自治研究センターの代表を務めて、よりよい公共サービスを推進する立場から発言を続けておられます。連日のようにメディアが取り上げる橋下大阪市長の発言に、寒々としたものを多くの方が感じているのではないかなというふうに思ひますし、私もその一人でございます。本日は「大阪市民、府民が、なぜこのような選択をして、いま大阪はどうなっているのか」、専門的なお立場からお話をさせていただくことになっております。それでは澤井先生、よろしく願ひ申し上げます。

自己紹介

澤井 御紹介いただきました澤井と申しますが、少し自己紹介を、もうちょっとつけくわえさせていただきます。いま井下田先生には随分持ち上げていただいたんですけど、いま大阪市の関係で言いますと、大阪市政調査会の会長というのを3年ぐらいやっており



ますが、この大阪市政調査会というのは、大阪市労連がつくっております研究機関というより、むしろ編集機関かな。『市政研究』という雑誌を出しております。いま175号になります。1960年ごろから市労連としてそういう機関誌をつくっていて、学者・研究者の業績になる、そういう意味での機関誌としては、関西でも結構有数のものがあります。東京には、東京都政調査会がありましたけど、これはいわば政治機関でしたから。東京市政調査会というのがありますよね。これは現在もあって、いま名前変わりましたが、日比谷公会堂の中というか、むしろ日比谷公会堂を管理しているのが東京市政調査会で、『都市問題』という雑誌を出しています。これと名前は似ていますが、ちょっと性格が違います。大阪市労連というのは、市職労と市従と、交通、それから市大労組、学給労などで構成しています。

橋下市長は何を始めているか

橋下さんというのは自分で言っていますけれども、しつこい。この講演がはじまる前に話題になったのですが、半年たったから、そろそろほとぼりが冷めて飽きているのじゃないかと思いがちですが、そうならないのですね、しつこい。表1の略年表の5月25日というのが下の方にありますが、2つある下の方ですね。「大阪市の勤務実績の5段階相対評価や分限免職規定の明確化を盛り込んだ職員基本条例と、教育行政への市長の関与を強化する教育行政基本条例が市議会本会議で成立する」というふうにしまして、特にこの場合には“5段階相対評価”を入れるというのが争点だったのですけれども、それを公明党も含めて入れました。これは職員の評価で言いますと、相対評価は非常に大問題でね。つまり5段階評価して上の5%から15%、20%とつけて、最低ランク5%とつけなければいけないのですね、相対ですから。必ず5%の最低評価が出てくるわけです、絶対評価であればね。これは、「みんな、ようやっておるわ」というので全部2以上つけてもいいのですけれども、相対評価ですと1はつけなければいけない。です

から必ず毎年この5%が出てきまして、これが2年連続で、相対評価で最低評価を受けますと免職処分も検討する。

好きなんですよ、これ、橋下さんというのは免職というのが。分限免職、あんなに分限免職という言葉を出す人いないね。だけどそれはね、職員にとって非常に厳しいです。根底から存在を揺るがされます。それが条例化されまして、これは他市に波及する可能性があるんです。大体、相対評価をやっとうまくいくようなら、絶対評価に戻ってきていませんよね。それを、また蒸し返しまして、相対評価を入れて提案した。これは3月の議会では通らなかったというか、条例化ができなかった。いろいろ議論がありまして、市の中でも議論があったわけでね、それを3月から4月まで2ヶ月ぐらいで相対評価を入れるということでもとめた。

それと、これはここに書いてありませんけれども、実はこれでもって、もう一つ。地方公務員法に関連しまして、地方公務員法を超えるような政治活動規制を条例化しようとしている。7月のときに出します。これは国家公務員並みの政治活動禁止、地方公務員法には禁止はしていない範囲まで、国家公務員法と同様の規制を条例で行う。それに違反したら分限免職。だから、いまでは地方公務員の政治活動の場合は、個人の思想信条の問題としてかなり緩いわけですね、国家公務員と比べるとね。それを国家公務員並みに、地方公務員法を超えて規制しようとしています。

これは現在の市議会の情勢ですと、維新の会は過半数に達しておりませんが、公明党と組むことができましたので、公明党と維新の会と組めば通ります。公明党は維新の会とどういう取引をしたかという、御存じのとおりですが、大阪の小選挙区の公明党候補に対しては、維新の会は対立候補を出さないという約束をした。2月ですね。公明党の方は、みずからの議席を守るために維新の会と手を組むということで、橋下与党になったんですね。これでもって多数派工作ができました。さて現在は、橋下さん及び大阪府知事・松井さんの連合部隊と公明党とが手を組んでいるという構

表1 略年表

年 月 日	出 来 事
2011年	
11月27日	市長当選
12月5日から9日	大阪市の政策企画局から総務局まで26部局のヒアリングと改革の指示
12月15日	関西経済同友会との会談、行財政改革と成長戦略について合意
12月19日	市長就任
12月23日	大阪市戦略会議(市長、副市長、都市改革室理事、市政改革室長、人事室長、政策企画室長、総務局長、財政局長、計画調整局長、区長代表(東成区長、西区長) ・緊急事項の検討の場について(政策企画室、契約管財局、計画調整局、建設局、港湾局、市民局、情報公開室、交通局、水道局、教育委員会事務局、消防局、危機管理室、各局終了後査察部隊の創設等)
12月24日	大阪市戦略会議(健康福祉局、子ども青少年局、ゆとりとみどり振興局、経済局、中央卸売市場、指定管理者の指定等、環境局、都市整備局、病院局、監査・人事制度事務総括局、会計室、総務局、市政改革室、財政局)
12月27日	大阪府市統合本部設置、第一回会議(松井一郎知事、橋下徹市長、副知事、府と市のプロジェクトチーム長、上山信一慶応大学教授、堺屋太一氏、古賀茂元経済産業省大臣官房付き、原英史政策工房代表)
12月28日	大阪市議会本会議で施政方針演説「グレートリセット」 大阪市改革プロジェクトチーム(リーダーは市政改革室長、サブは人事局長、総務局長、政策企画局長、市民局長、財政局長、契約管財局長、市政改革室理事)発足
2012年	
1月6日	大阪府立大と大阪市立大が統合に向けた法人統合検討協議会を設置
1月12日	11日締切の公募区長に1161人が応募。(12月18日募集)。8月に就任予定。それまでに24人の区長を選任し、新しい区長権限を定め、事務の引継ぎをしなければならない。
1月31日	大阪広域水道企業団は首長会議で、2013年度の大阪市加入を受け入れる方針を決めた。
2月10日から16日	野村修也弁護士(特別顧問)のチームが、パソコンでの職員個人名あてのアンケート調査。府労働委員会から不当労働行為(支配介入)の疑いで22日に調査停止勧告を受けた。4月に収集した資料は野村氏が破棄。
2月15日	西成区特区構想プロジェクト会議第一回会議。リーダー西成区長、サブ市民局長。プロジェクトメンバーは政策企画室理事、環境局長など13名。
2月16日	政府の地方制度調査会第7回専門小委員会に橋下市長が出席。「大阪にふさわしい大都市制度の実現に向けて」。西尾委員長等と意見交換。林文字横浜市長、阿部川崎市長は特別自治市について説明。
2月17日	大阪市戦略会議で「市政改革プラン 新しい住民自治の実現に向けて 基本方針編」を決定。 この「市政改革プラン」における市民協働の取り組みについては、これまでの「なにわネットササンス2011」を継承。
2月19日	「新たな区移行プロジェクト」第1回会議。山田宏元杉並区長、佐々木信夫中央大学教授、金井利之東大教授、土居丈郎慶応大教授。他に中田宏元横浜市長、橋下市長。
2月28日	大阪府公館で橋下市長と松井知事が香港のカジノ運営会社のCEOと懇談。誘致に向けて協力することで合意。
3月10日	大阪維新の会は衆議院選挙向けの公約集「船中八策」の「たたき台」を公表した。これから固めていく。首相公選、道州制、地方交付税制度廃止、参議院の廃止に向け憲法改正。
3月15日	公明党と維新の会は職員基本条例案と教育関連2条例について大阪市議会への提案は5月議会に持ち越すことを決めた。 政策企画室編集発行の「都市問題研究」誌は24年春号で終刊。
3月16日	「新たな区移行プロジェクト」第2回会議。
3月18日	大阪府市の「エネルギー戦略会議」(座長＝植田和弘京大院教授)が6月の関西電力株主総会向けの提案骨子案を大筋了承した。 絶対的な安全性の確保、可及的速やかな全原発の廃止、代替電源の確保。
3月20日	大阪市淀川区区民センターで「学校選択制」と「中学校給食」についての区の呼び掛けによる住民集会。「なぜ急に学校選択制なのかなど。区長が決めるというのが公的な議論の場は保証されるのか。
3月24日	大阪府議会は教育行政基本条例、職員基本条例を可決。
3月26日	府市統合本部は「都市魅力戦略会議」を開き、観光推進の司令塔となる「観光局」、芸術・文化の企画、評価に専門家を活用する「アートカウンスル」、水辺環境づくりをすすめる「水と光のまちづくりオーソリティー」の3つの組織を立ち上げる計画をまとめた。 大阪市戦略会議「保育所の入所措置の透明化」「職員人事マネジメント」「要望等記録制度の改正」について協議。
3月28日	市議会本会議で「大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例」可決。2015年までの大雑把な工程表も提示。大阪府議会でも同条例を可決。

3月末	特別顧問、特別参与は50名。
4月3日	・予定していた第3期大阪市地域福祉計画は策定せず、これからの区で推進する地域福祉事業の指針(大阪市地域福祉推進指針)を24年度の早い時期に策定する(地域福祉課企画グループ)。一方でアクションプランの推進は支援。
4月4日	「新たな区移行プロジェクト」第3回会議。
4月5日	大阪市改革プロジェクトチーム「政策・事業の見直し(試案) 市役所のゼロベースからのグレートリセット」を公表。430事業、追加13事業。2014年度までに548億円の削減。
4月10日	大阪市交通局長になった元京福電鉄副社長の藤本昌信氏。今年度末の市バス事業の赤字は42億円で地下鉄からの補填も要請。運転手の給料カットも38%でなく3割も。民営化は簡単でない。
4月16日から19日	「政策・事業の見直し(試案)」の各区・局とのオープン議論。対象は41事業で述べ20時間。これには橋下市長は全部出席。
4月18日	市戦略会議「平成24年度 市政運営の基本方針」を決定。
4月26日	「新たな区移行プロジェクト」第4回会議
4月27日	「大阪にふさわしい大都市制度推進協議会」第1回会合。知事、市長、府議会、市議会から20名。
5月9日	大阪府と大阪市は9日、東日本大震災での岩手県内のがれきについて、同市が管理する大阪湾の人工島「夢洲」の北港処分地を最終処分場とする方針を固めた。
5月10日	府市、信用保証協会について、府の協会が市の協会を吸収合併する統合方針を固めた。市協会の役職員について退任や減員を進め、2015年度までに合併完了を目指す。
5月11日	市政改革プランの素案がまとまる。試案で廃止方針が示された学童保育運営補助金は当面存続。同じく廃止とされた長居障害者スポーツセンターも建て替えまでは存続。区民センター(34館)の存続。一方で男女共同参画施設クレオ大阪5館は14年度までに全廃(区役所に機能移転)、人権博物館(リパティ大阪)も廃止に向けて検討とされた。来年度から補助廃止。事業見直しで488億円削減(当初案は548億円)。
5月15日	大阪市交通局は15日、交通局労組との団体交渉で、8月から来年3月まで、管理職以外の職員6500人の給料を5-20%削減する方針を伝えた。市営バスの赤字解消がねらい。
5月16日	市営地下鉄の助役が全面禁煙の規則を破って駅長室で喫煙した問題で、局は15日、助役を停職3ヶ月の懲戒処分に。橋下市長は懲戒免職を求めている。局長は民間出身。
5月21日	大阪「子どもの家」消滅危機。子どもたちの最後の駆け込み寺になっている。現在市内に30カ所ある。PT案では補助金を廃止、留守家庭児童対策事業に移行するとしているが、これには月に2万円かかる。(京都新聞)
5月23日	団体交渉において「新たな労使間ルール及び給与制度改革」について提案。管理運営事項について労働組合との意見交換禁止。組合無給職免の廃止。組合活動のための会議室の使用も廃止。組合との本部交渉前の有給職免の廃止。技能労務職員の給与水準を民間の同一職種の水準を考慮して国の行政職俸給表(二)に切り替える。7月に条例案を議会に。 大阪市が教育委員会を除く全職員3万7千人に義務づけた入れ墨の有無調査について、市労連の弁護団は22日、人権侵害にあてるおそれがあるとした提訴する検討を始めた。
5月24日	「新たな区移行プロジェクト」第5回会議。公募区長を部長を指揮するシティマネージャーとする案が提示される。
5月25日	民主党のワーキングチームは24日、大阪都構想を後押しする法案の修正案を固めた。地方の裁量を高める橋下市長に配慮し、国の関与を限定的にし、特別区の事務配分や税財源配分などで国が法制上の措置を講じる必要がある場合に総務相の同意が必要とする。6月5日に党として決めた。単独で上程し、自民・公明と修正協議に。「市長は教育委員会と協議し、市議会の議決を経て、教育振興基本計画を定めなければならない。」
5月25日	大阪の私立高校、20校が定員オーバー。私立高校の授業料無償化を始めて2年目で95校の内20校で在校生の合計人数が収容定員を超えている。私学35校と府立の17校が定員割れを起こしている。
5月25日	大阪市の勤務実績の5段階相対評価や分限免職規定の明確化を盛り込んだ職員基本条例と、教育行政への市長の関与を強化する教育行政基本条例が市議会本会議で成立。職員条例は維新、公明、自民の賛成。教育基本条例は維新と公明の賛成。
5月29日	府市統合本部は29日、「大阪消防庁」を2015年4月をメドに発足させる計画を示した。市消防局と府内の他の市町村消防を一体化させる構想。同じく大学と病院の統合について協議。 同じく「近現代史の教育のための施設について」。「新しい歴史教科書を作る会」などの主張と従来の歴史観とを並列して見られるようにするという。橋下市長はこの任期中に作りたいという。
5月30日	関西広域連合は30日、限定的再稼働を事実上、容認する声明を発表。「うわべのことばかり言ってもしょうがない。事実上の容認だ(31日)」。4月13日の「民主党には代わって貰う」などから、転針。
6月4日	野田改造内閣発足。国土交通相羽田雄一郎、農相に郡司彰元、防衛相に森本敏拓大教授、法相に滝実。
6月5日	府市統合本部第11回会議。府立公衆衛生研究所と市立環境科学研究所の現状と統合案の検討。府立産業技術研究所と市立工業研究所の現状と統合案。
6月6日	廃止案となっている「市民交流センター」の利用者ら500人が5日、市役所の周りを手をつないで困む「人間の鎖」で、存続を訴えた。沿革は隣保館で市内に10カ所、多世代の市民交流を目的。10億円の削減効果。

図です。大阪府議会は維新の会が過半数を取っていますから…これも大問題なんですね、何でもできます、いま。

橋下政治は

社会的潮流の一部を代表している

そういう点では、現在の橋下政治というのは、実は波及力がすごくありまして、いまの政治というか、社会潮流の一部をうまく代表しているんです、彼は。だから半年過ぎたら大丈夫だろうというのは、それは全くの何というか希望的観測です。彼のいろいろな言動を許しているとか、支持している社会的潮流が厳然としてあって、その上で政治していますね。特に彼の場合はツイッターやりますからね、常にそういう支持者というかな、大体60万フォロワーはいるそうですから、その上でツイッターをやりながら考えていますね。

今後の大阪市政を見ていく上でポイントとなっているのが、本年8月に“公募区長”が任命される、という動きです。公募区長には、1,200人ぐらい応募がありました。昨年12月18日から公募して、最初はなかなか応募がありませんでした。締め切ったのは本年1月でしたが、最後の締め切りときに、どっと応募があり、1,200人ぐらいになりました。大阪市は24区ありますので、区長は24名必要です。最初の論文審査で絞ってきて、いま45名ぐらい残っていると思います。最終の面接を行っているようですが、7月に決めて、8月に区長が着任するわけです。

公募区長というのは、いままでの区長と違って、実は局長を指揮できる区長という制度を設計しています。24区というのを将来的に中核市並みの8から9の基礎自治体に再編成すると言っています。その前段として、現在ある24の区を基礎自治体的なものに変えていくために、区長権限を大幅に拡充して、局長クラスを指揮監督できるようにしようとしています。現在、新しい区に関する検討委員会で議論していますが、どうも、内部の規定によって区長にシティーマネージャーを兼ねさせるようです。局長を指揮監督できるシティーマネージャーとしての区長というのを置くようです。そ

のときに、公募区長を持った24区の権限がどうなるかというのが1つの焦点となります。

市役所内の分権の議論は元々あった

話として橋下市長は、現在の大阪市の体制を基本的には変えない、というふうにも行っています。大阪市というのは、よく言われますが、非常に集権的な都市ですね。戦前から、ずっと都市政策をやってきました、千葉市なんか目じゃないぐらい、がりがりの官僚組織なんですね。そういうのを“中之島”とって、市役所は中之島に本庁がある。今から20年ほど前までは“中之島”から区には異動する職員は居なかったそうです。人事配置がそうっていなかった。区役所に配置された人間は、一生“中之島”に行けなかったようです。

1995年に分権の議論が始まって、法律ができたときに、自治労大都市共闘^{*1}は政令指定都市をずっと歩いて議論して回りました。これは今から考えると随分おかしかったのですけれども、“分権十字軍”とっていました。反省していますけれど。そういうふうに見ていくと、大阪市の特色はね、飛び抜けて高卒が多い。大卒が少ない。そういう点では、大卒というのはすごくエリートだったんですね。それが“中之島”という官僚組織をつくっているように見えました。これは我々としても、市職労としてもですね、あるいは市労連としても、どうやって“中之島”を解体するかとか、官僚組織をどういうふうに分権化してって、あるいは市民的に変えていくかというのがテーマだったわけですね。優秀な諸君が集まっていますからね、そういう意味では命令系統はよくできているわけです。区役所の意向が、うまく上がっていかないしね。そういう問題があったので、都市内分権が大きなテーマだったのですけれど…。

ただ、その場合に我々も、24区の区長をどうするかという議論までなかなかいってなかったのです。権限委譲の中身まで議論できなかったのです。

^{*}1 自治労都区・政令市共闘会議の略称。全国の政令都市の単組でつくる団体。

市としては、やっぱり市民参加をどうするのかと議論したのですけれども、その場合職員参加も含めてね、そういう議論をしてきたのですが、区長権限をどういうふうに、基礎自治体の市長権限に近づけていくかという議論をしていなかったのですね。そういう点ではやはり、この橋下さんの提案というのは、実は大都市問題における自治体のあり方については、一つのポイントをついていることは確かなのです。地方自治をめぐる議論での大都市論では、基礎自治体に分割した方がいいのじゃないかという議論があって、特に東京23区って、いま巨大過ぎて…。世田谷区とか大田区なんかは本当に大きいので——40万とか60万ですからね——これが本当に区でいいのかという議論があるのは事実です。区を基礎自治体に分けた方がいいのじゃないかという議論が昔からあるわけですね。それを「大阪市解体」という政治過程に乗せてしまったのが橋下さんと言ってもいい。ですから、地方自治を議論する人の中でも、「やり方とか、人物が気に食わないけれど、言っているのはおもしろいじゃないか」という意見が、一方にあるのは確かなのですね。

はい、それで8月に、どんな区長権限を持った公募区長を設置できるか、これがポイント。ただ新聞記者はそこに気がつかないかもしれないから。ぜひ大阪市役所のホームページを見て、「大阪市政改革」というのがありますから、そこを見ていただきますと全部載っています。議事録も載っていますから。公開度はかなり高いです。読んでいただければ、橋下市長が出てきて何を言っているかも書いてありますからね。それは読んでいただければいいと思います。

橋下さんはよく議論するようです、市の職員と。議論するというのは要するにね、何というか、記者会見なんかでかなり威嚇的なことを言いますが、市の職員と話すときは結構フレンドリーに話していますからね。話ししやすいですよ、きっと。ただ彼は本当にね、「私は政治家なので、行政はわからないから頼むよ」という感じです、基本的に言うと。そうするとやりやすいよね、上級公務員は。また話の理解が早いと言います。

特に僕が、最初に彼が大阪府知事になったときに感心したのは——やはり11月の選挙だったかな、当選して最初にやったのはね、12月の確定闘争の団体交渉です、府労連・府職労との。これは御存じの方もいると思うのですが、府労連・府職労との確定闘争で団交がありましてね、彼はその2つにつき合ったというか、いやむしろ先頭に立ってやっている。大体そうですね、団交のときに出てくるのは普通は総務部長か副市長かですが、彼は先頭になって出てきて、中心になって議論している。確か府職労が、夜の11時から朝の6時まで。2時間休んで、8時から11時まで府労連とやっていたと記憶しています。これで組合は、「ありがとうございました」となりますよ、それは。きちんと議論した感じになりますから。

その辺はまた、いま変わってきていると思います。しかし、そういう点で例えば、市役所の行政レベルの議論を結構リードしていると思います。その飲み込みのいい理解力と判断で議論ができるというふうに思わせるところがある。多分、役所の局長・部長クラスも半分程度はそう感じていると思いますよ。だから進みますよ、大阪市政改革は。着々と進む。動き出したらね、官僚組織だから。そういう点で相当のものが出てくるかもしれない。

大阪都構想の現実化

さて、話を戻します。2011年11月27日の大阪府知事選挙と大阪市長選挙のダブル選挙で、これも相当大きな問題でした。実は“大阪都構想”というものが出たのは2011年1月です。まだ1年半そこそこしか経過していません。最初、「大阪都構想？何言ってるの？」と、みんなが感じたと思います。それでも、しばらくはアイデアで止まっていた。変わり始めたのが、2011年4月10日に行われた統一地方選挙からです。大阪府議会議員選挙と大阪市議会議員選挙が行われましたが、府議会議員選挙で、だれも予想しなかったような結果となりました。府議会では「維新の会」が過半数を占めました。これは、やった方もびっくりですし、周りもびっくりしました。民主党は大敗。一番被

害が少なかったのは公明党です。自民党も大打撃を受けました。そのときから“大阪都構想”が現実化してきました。それから約1年半しかたっていないませんが、相当のスピードで進んでいます。橋下市長は、自らの任期中、すなわち2014年11月までに大阪都構想を実現したいということで動いています。橋下市長が動くとも市役所も動くようになっていきますから、どこまで進んでいくかわかりませんが、相当に進んでいくと思います。

もう一つの問題は、都構想を実現するための地方自治法、ないし特例法の改正が必要ですので、それをどうするかということです。都構想をつくる仕組みが多分できると思います。民主党の案と、それから自民党・公明党の案と、みんなの党の案とありますが、主としてはこの2党ですね。自・公と民主党の案ですり合わせをして、きょうですか、“社会保障と税の一体改革”で合意ができていますので、20日に最終的に提出するのかな、党首会談でね。民主党の中がガタガタに割れなければ、増税法案は通る。21日には可決されるのでしょうかね。それはちょっと日程的にまだ不確定かと思いますが、会期延長しますね。多分、今国会中に成立させると思います、増税法案は。とすると、1ヶ月延長すると、1ヶ月の間にこの都構想法も協議が成り立って、成立するのではないかと思います。民主党の担当は、北海道ニセコ町出身の逢坂議員ですが、民主党も自・公とも、それから他の野党も、橋下さんにはいい顔をしたいので、何らかの妥協が成立して、多分、今国会中にできるのでしょうかね。成立する。法律としては小さいですからね。とすると、要するに法的母体は一応できるわけですよ。具体的な権限委譲は——権限委譲といっても要するに市役所の中の話ですからね——簡単なのです。実際、仕事が回るかということとは別に、簡単なのです。ということで、進んでいくのではないかと思います。

橋下支持は根を張っている

それで、その最初のところですが、まずどのぐらい票数だったかを確認しますと、75万票と52

万票だったのですね。これについて橋下さんは「ダブルスコア」と言っていましたから、ちょっと少なかったかと思っていまして。平松さんの方は52万票ですが、これについては多い、あるいは「ようやくやった」という感じじゃないですかね。何といっても52万ですから、結構手ごたえあります。

平松さんはどうしているかといいますと、現在は政治勉強会をやっていまして、再起するつもりです。ですから、よく会議とか集会に顔を出しています。平松さんはその準備はされているのでね、もし橋下さんに不測の事態でもあれば、出るつもりではないのでしょうか。52万票ありますのでね。ただ、この票の中身はまだよくわかりません。はっきりしているのは52万票の中身は、相当高齢者が多いだろうということです。72万票は、若い人が多いということです。そういう傾向がありそうですね。

現在はどうか…ちょっとわかりませんが、2月段階での世論調査では、橋下支持が70%ちょうどです。70%ちょうど。これは高いか低いかというと、橋下さんは一番高いときは80%ありましたからね、府知事のとときに。そういう点では、「まあそんなもんやろ」という感じですが、70%というのは選挙のすぐあとですからね。いま数ヶ月たっていますから、多分下がっていると思います。いまやったらねと思いますが…。いま一番高い支持を持っているのは、鳥取の平井さんですね。鳥取県知事の平井伸治さん、若い方ですが。この方が大体コンスタントに72~3%です、支持率が。知事でいいますと70%は高い方じゃない。高いというか、ありえるわけですね。特別高い数字ではないのですけれど、これが一体、どう変動するかということです。だけど大阪市に行ったらですね、「あ、7割支持やな」と思って歩いた方がいいですよ。

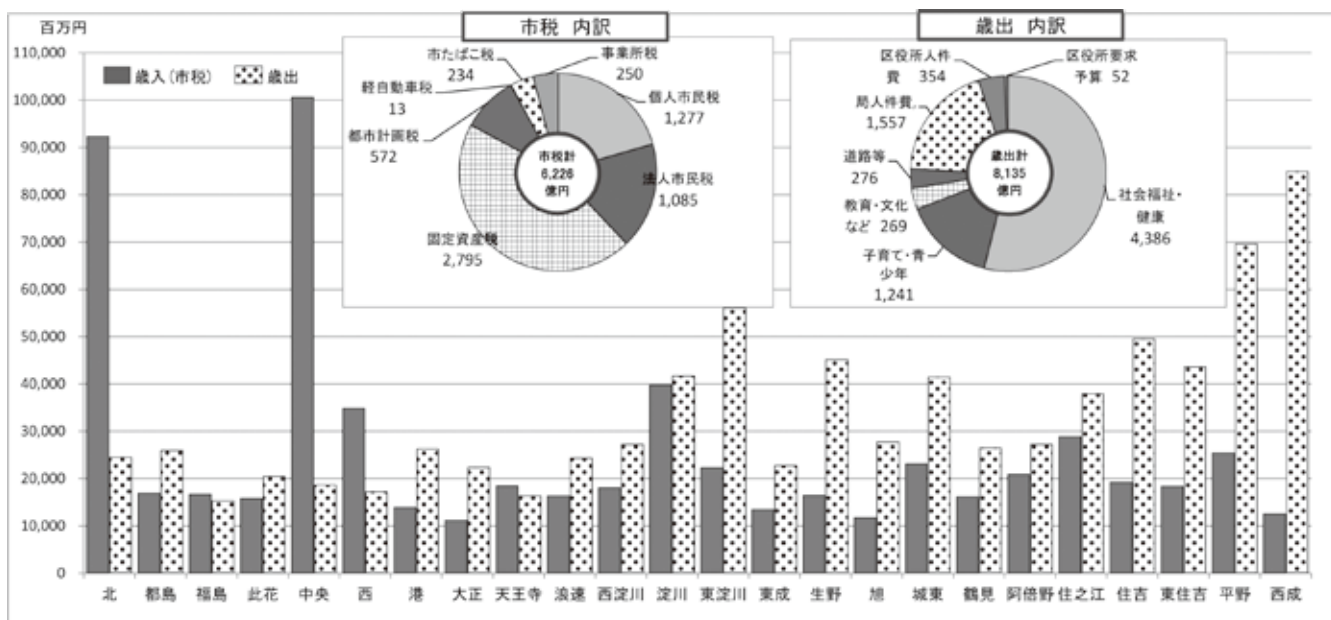
僕はいま京都市の方で“あったかサポート”というNPO法人のお世話をしています——お世話というか、お世話されているかもしれませんが。これは社会保険労務士を中心にした、労働相談とかをやるNPO法人なのです。今ちょうど労働問題で、例えば、湯浅誠さんなんかを講演に呼んだりしているのですけれど。その中の理事の一人で

有力な人ですが、この方が大阪に本拠のある中小企業経営者で、彼が熱心な橋下支持者でね、飲むたびに「澤井先生は反対だろうけれど…」と言うのですよ。ぼくの方も「そうは言うけれど、おかしいところはおかしい」なんてやりとりになる。飲み会ではそういう話になります。

図1を見てください。この会場にいるほとんどの人は、大阪市の区を知らないと思います。図1のとおり24区あります。24区って覚えられませんよ。私は、東京23区に随分長くいたのですが、ときどきどこか飛ばしてしまいます。この図の真ん中あたりに生野区というのがあります。ここは貧乏な区です。グラフのグレーの棒が平成23年度当初予算における歳入（市税）です。生野区内には、環状線の鶴橋という駅があります。ここは人口の2割が在日韓国・朝鮮人の永住者です。鶴橋に行きますと、それこそチマチョゴリを売っている店がたくさんあります。それこそ朝鮮・韓国料理が幾らでも食べられます。

その生野区の社会福祉協議会、生野区社協ですね。その区社協の総会があって、総会というか施設連絡協議会というのがありまして、全部で60ぐらい施設があってね…福祉施設が、保育所とか、特養とか。そこの総会に話をしに来てくれと。つまり、橋下市政のこれからはどうなるか話をしてくれ。僕の方はその地域がわからないので、地域のことをしゃべるといのは難しいのですけれどね。そこら辺は客観的なことを言おうということでお受けしました。話しの後で、70歳くらいのリーダーの一人から意見をいただきました。「先生、そうはおっしゃるけれど、私は橋下支持で…」と、こう言う。「いいことやってまっせ。市役所、変わりつつありますから」と言うのです。だから民間の施設が集まる中で、50人ぐらいいらっしゃった中で、そのリーダーの人がそうおっしゃっていることは、支持者が結構いらっしゃるということですよ。もしかしたら多分、普通の市民に比べてずっと反橋下、橋下のやり方に反発している

図1 大阪府行政区別予算



■ 区別税目別市税収入算出の考え方

- ・市税は、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税の合計額
- ・平成23年度区別市税予算額については、一部平成21年度区別市税決算額(収入額)で按分して算出
- ・区別市税決算額(収入額)については、原則、各区で収入を計上しているが区で按分して算出。ただし、個人市民税(特別徴収)は住所別に推計。法人市民税・事業所税は従業員数で按分。市たばこ税は人口で按分。

■ 歳出予算算出の考え方

- ・一般会計歳出予算のうち、社会福祉・健康、子育て、教育・文化、道路関連などの経費を計上
- ・区の特長や実情に応じて区役所が独自に計上した経費、区役所職員の人性費など
- ・計上しなかった経費としては、大阪市全体として取り組むべき事業(施策策定やシステム構築など)の経費のほか都市計画や交通、消防、上下水道などの都市生活基盤となる整備経費(道路関係経費の一部は計上)。天王寺動物公園など全市のな利用に供する施設の管理運営経費や、施設の建設や修繕工事経費など

※ 一般会計: 国民健康保険事業等の特別会計除く

人が多いと思うのですが、そこでもそういうふう
にきちんと議論が出てきますのでね。普通やっぱ
り環状線、大阪市内の環状線に乗ったら、ほとん
どある意味で「橋下さんがええな」と思っている
人が多いと思っていんじゃないかな。とくに若い
人は。だから大学の先生困ってますね。関学や
同志社もそうだし。要するに社会科学系で行政学
なんかやっている先生方は何か批判的なのですけ
れど、でもほかの学部だったら多いですよ、橋下
支持、若い人は。サークルもできています。政治
活動やっていますから。

さて、ですから雰囲気として言えば、やっぱ
り「何か変えてくれそうや」と。「橋下さんだっ
たらやってくれませ」という感じですね。「お
もしろいやん」というものもあります。そういう軽い
ノリも含めて。府知事時代から5年くらいたっ
ているでしょう。次から次にいろいろ出しますの
でね、「なかなか変わっているな、変えてきてい
るな、変えてくれているな」という雰囲気は持続
している。そういう報道も多い。よく見ると根拠な
いんですけれどね。ということで簡単に橋下人気
が落ちるとは、今の大阪では思えない。それは大
分、他の地域とは違うと思います。

大阪府市統合の動き

2011年12月19日に、橋下氏は大阪市長に就任し
ますが、市長就任前の12月5日から9日までの5
日間かけて、全部局のヒアリングを行っています。
全部局の局長・課長を呼んでヒアリングをして、
全部それに対して各局ごとの課題を洗い出しまし
た。1日かけて、計5日間毎日やっているのです。

その流れはですね、まず第1番目。「大阪府と
大阪市の、主に広域行政権限の統合・再編、指定
都市権限の府への集中」というのを進めています。
そうですね、最近になってあるのは、例えば
信用保証協会ですね。府と市と両方あるわけです
が、それを府に吸収合併するというのは決まりま
した。それから海外事務所は、全部府に統合、市
は廃止。それから東京事務所ですね。大阪市の東
京事務所は東京市政調査会の方であって、大阪府

の東京事務所は都道府県会館にあるのですけれど、
市政調査会の方の、大阪市政調査会事務所は廃止
して、都道府県会館に統合すると。人員は減らす
ということです。もうそれは決まって、進んでお
ります。

業務が進んでいるといえば、大きなものは大学
の統合ですね。府立大と市立大がありますから。
これはすでに1月に、統合本部が大阪府と大阪市の
学長同士でできていまして、これはわりに早く
進むのではないのでしょうか。巨大な大学ができ
ますから、一応、府立大も市立大も統合の歴史で
すからね。いろんな大学を統合して、できてきて
いるのですからね。だけど、その辺は両方とも大学
の本部がやっているの、府大の先生と市大の先
生は蚊帳の外で、「どうなるのかな」と言ってい
ます。まあ身分は保証されるでしょうから、わ
りとはっきりとしたら「何か言うところは言おう
か」というような感じですね。首都大学は大打撃
を受けましたが、そこまでは行かないかもしれま
せんが…。むしろ大学がイニシアチブ取るかもし
れませんが、わかりませんが…。ただ、学生に迷
惑はかかる可能性はある。定数の削減とかがあり
うるのでね。市大、府大のいいところを選んで
か、どこか悪いところがありますから、そこを切
らなくちゃいけないとかという話になりますので、
統合の議論とか学部の統合というのが出てくるで
しょうね。だんだん、そういうリアルな問題に
なってくると思います。

大阪府と大阪市の、主にこういう行政機関の統
合再編と言っていますが、要するに大阪市の政令
指定都市の機能を解体して、府に統合するという
集権化の過程が進んでいる。大阪府は焼け太り
です。市の職員が大阪府に移る場合もあるでしょ
うが、当面のところ、都ができるまでは3年間ぐ
らいそれが進んでいくわけです。

民営化と市場原理の活用推進

それから2番目が、「民営化、市場化、競争原
理の活用の推進」。これは違う原理で進むので
すね。ですから、さっきの職員の評価もそういう基

準ですよ。成果主義を徹底しまして、競争原理を職員の中に入れていくということになりました。典型的なのは——やっぱり、これは教育改革に関わりますけども——要するに学校選択制の全面導入ですね。小・中学校、つまり大阪市立の公立中学に学校選択制を来年度から導入すると。これは24区ごとに、区ごとにやるということです。その学校選択制のあり方については、どういうくりにするのか。いろいろ種類があるわけですから。東京では区がいろいろやったわけですが、それを参考にして各区ごとに決めていくということで進んでおります。これは要するに競争原理、学校間競争原理の導入ですよ。それでもって、大阪府は学力テストで最下位ですので…沖縄についてブービー賞ですね。それは大きな課題なので、学校選択制の導入で学力を上げていこうというような議論をやっております。問題は学校間にどうやって競争を入れるか。だめなところはどうか切り捨てるか。これは府立高校についても府の方はすでに入れてきはじめて、来年度から入れるのかな。

問題は、例えば西成高校ってあるのですよ、これはそのさっきの西成区にあるのですが、西成区って釜ヶ崎のあるところですよ。東京で言えば山谷のある台東区とかね、横浜の寿町とかいうところ。もっと、ある意味でいうと大規模ですが…。その高校は要するに底辺高校もいいところで、けど頑張っているんですよ。ほかの高校に行けない、でも学校に行きたいっていう子を集めて、きちんとやってきて非常に苦労してね。“学校に来ることを習慣づける”ということから含めてやっているところなのですけれど、これが定員割れしているわけです、ずっと。定員割れ3年で廃校ですから、府の基準案が。このままだと廃校になってしまうと不安が広がっています。

特に去年、大阪府の場合は、義務教育無償化でもって、子ども手当が入りましたね。公立高校も無償化しましたよね。大阪の場合は、それに加えて橋下知事のとときに公・私間の競争を発展させるという意味で、私立高校の授業料も無償化した。これは私立にとって非常にいいことですが、何が起きているかということ、一部の私立高校に子供が

集中しまして、府立高校の定員割れが起きている。だから私立と府立の競争が成立しているわけ。そうすると、大阪のような学力テスト水準が低くて、授業に困難のある学校が廃校になっていくと、そこに来ていた子供が行き場がなくなってくるという問題はすぐ出てきますね。それについては今のところ、橋下さんは何もまだ言ってないのですが…すぐ出てくる問題です。

このように、民営化・市場化から競争原理の活用というのを入れて来ても、それに大きな抵抗は出てこないのですよ。というのは、橋下さんに投票した人、70万票というのは、割とこういう市場原理、競争原理になじんでいるのではないのでしょうか。そういう世界にいる人が多いのではないのでしょうか。市場原理に対してきちんとした批判ができていないので、ずるずるといっちゃうというような感じですよ。ね。「いいこと言ってるね」ということですよ。ですから、民営化・市場化・競争原理の活用が、「そんなんけしからん」って言ってもだめなのです。どうしたらいいか、具体的な提案をしなきゃいけない。府立高校のやってきた事実をもっと明確に紹介していく必要がある。そうする中でどこかでガラッと変わる可能性はあるんですけどね。けど、そこのところはまだ見えていません。

コストカッターとしての特性を発揮

次に、「行財政改革と新しい区移行をにらんだ市政改革」についてです。これはいま、具体的に一番進んでいます。どういうことか申しますと、橋下さんは2011年11月29日に当選して、12月19日に就任しました。ですから、平成24年度予算は、ほとんどタッチできていません。平成24年度予算は、2012年6月までの暫定予算でした。7月から本予算となります。今現在が、本予算の策定過程です。本予算を策定するために進めているのが、“大阪市改革プロジェクトチーム”が行っている「施策事業の見直し」です。全体で、430事業、追加13事業。2014年度までの3年間で548億円を削減するとしており、黒字予算に向けて議論して

いるわけです。3年間で財源不足が約700億円程度出てきますので、まずその財源を確保するために歳出カットを行うとしています。そのような意味では、橋下さんというのはコストカッターです。

「施策事業の見直し」を大阪市のホームページから見ますと、例えば健康局の「大阪バイオサイエンス研究所」というのは、府と統合するという議論になっているはずですが。それから「検診推進事業」についても縮小といいますか再編成していく、特に検診を保健センターで行うとしております。議論の中心は、将来の新しい区に向けてどうやって再編成していくかところに置かれています。話としては、大阪都構想というのは、最初まず大阪府と大阪市を統合して、政令市の大阪市を解体した上で基礎自治体に再編成します。すなわち、大阪市の指定都市権限を府に集めてしまいます。大阪市を解体して基礎自治体に再編成するのですが、その場合は大体8つぐらいの基礎自治体にします。ですから、24ある区を3つ程度の区の一つに統合して行って、8つに再編することになります。

2011年春の「維新の会」の区割り案ですと、2012年度中に検討するという前提つきですが、①西淀川・淀川・東淀川、②此花・福島・港・西、③北・都島・旭・中央、④城東・鶴見・東成、⑤浪速・大正・住之江、⑥天王寺・西成・阿倍野、⑦生野・平野、⑧住吉・東住吉、の8区に分けるとなっています。この中で、一番問題なのは、実は6番目です。天王寺・西成・阿倍野という区割りで行くとしていますが、これは天王寺も阿倍野も西成とは一緒にならないと思います。一度、ホームページにこの区割り案を出しましたが、すぐ撤回しました。具体的な区割り案になったら、大問題になります。結局、区割り案については、2013年の夏ぐらいまでかかるのではないかと思います。

今の24区を8区に再編するとなると、保健センターを8つにしなければなりません。検診推進事業ひとつとっても、どうなるのか。保健所は大阪市内に1カ所しかありません。それを8つの基礎自治体にするわけです。基礎自治体で検診しなければなりませんから、そうするとそこに8つの

保健センターをつくることになります。ところが、全体条件としては国には面倒かけないことになっていますから、厚生制度の需要枠はふえないようにしなければなりません。これは難しいことだと思います。いずれにしても、そのようなことを考えながら、公募区長の権限や新しい区をどうしていくのか、検討していくことになりますので、都構想の実現というのは簡単ことではありません。

次に、市民局の関係です。34ある「区民利用施設・区民センター」は廃止です。利用度が低いことを理由にしています。それから市民交流センターも廃止です。「市民交流センター」というのは、“隣保館”です。同和対策事業を行った隣保館ですね。これは市内に10箇所ありますが、廃止です。同じく利用度が低いという理由です。それから「男女共同参画センター」、「クレオ」というのが5館あるのですが、全部廃止です。というようなことが、この4月5日段階で、プレイオフチームの提案で出ています。今、女性たちは署名やデモ行進を行って、頑張っています。千葉市の男女共同参画センターを廃止するとなったらどうしますか。大阪市の「男女共同参画センター」には、全部で10億円くらいかかっているそうです。スポーツセンターのプールについて申し上げると、15あったものを7つに減らすという提案になっています。

その他にも、「キッズプラザ運営法人」、「生涯学習センター」、「音楽団」等の廃止も出されています。大阪市の直営の「音楽団」については、自立できない場合は職員を分限免職にするというようなことも言われています。さすがに、それは撤回しそうですが。そのようなことは解雇権の濫用も甚だしい限りです。

いま問題になっているのは、「コミュニティ系バス運営費補助事業」です。大阪では、“赤バス”と呼ばれていますが、この事業費が現在16億円ぐらいになっています。これを4億円に減らすとしています。コミュニティバスを使っているのは、やっぱり地域の高齢者が多いわけです。それから、「市営交通料金福祉措置」という、俗に言う“敬老バス”ですが、これは予算規模が大きいです。大阪市内では、70歳以上は無料となっていま

す。それを有料化するという議論があって、これはごたごたしています。公明党もぐずぐず言っていますし、維新の会の議員の中からも反対が出てきております。いま出ているのは100円払えとか、3年間で3,000円払えとかいう話になっています。その辺でまとまりそうですね。

都市整備局の事業で「新婚世帯向け家賃補助」というのがあります。もう10年ほど実施しています。これは大阪市に住もうという新婚世帯に補助金を出して、家賃を補助する事業です。今年から新しい募集を凍結していますが、これについては議論が分かれています。橋下市長の提案は廃止することになっています。私が見たところ、結構効果はありました。環状線の内側に結構マンションが建ちまして、そこに若い世帯が入ってきます。これは若い人に見たら職住近接ですし、大分助かると思います。それが廃止されると、若い人への影響は大きいと思います。

高齢者に冷たく、 若者向けの事業展開を始めるというが

健康局・福祉局の関係ですが、低所得者に対する上水道・下水道料金を免除する「上下水道料金福祉措置」は全部廃止ですし、「障害者スポーツセンター」も、これは2カ所あるスポーツセンターを1カ所にするという議論でした。それから「地域福祉活動支援」ですが、これは地区社協とか地域福祉の“いきいきサロン”とかに補助金を出しています。特に、ネットワークカーと言いまして、子育て支援等のボランティアとして全部で300人ぐらいいます。地域の町会長や社協の役員を福祉推進委員・ネットワーク委員にして、各地区社協からお金を出しています。年間10万円を出していますが、それは廃止となっています。サラリーマンからすると、やっぱり“地域ボス”に対する批判が強いですから、廃止に対して支持が多いです。

次に「市・区社会福祉協議会交付金」ですが、暫定予算では25%一律カットです。25%一律カットに対して、社協が何をしているかといいますと、大阪市社協の職員数は多いのですが、歳出削減のために希望退職を募集し、数十名応募がありまし

た。そのような中で、地区社協活動はガタガタになっていく可能性がある。

「地域福祉活動支援」を詳しく見ていくと、「配食サービス事業」というのがあります。これはボランティアが食事を作るのですが、これを廃止して、ほかに振り分けるとしています。しかし、この事業にかかわるボランティアが1万2千人ぐらいいます。この事業が今、危機的状況となっています。このように、橋下市長は地域福祉活動については冷たいです。いわゆる地域ボス的な動きについて非常に冷たいですし、容赦ないです。結果的にそうなっているのですが、橋下市長の特徴は、高齢者に冷たいです。これまでの市役所の施策が高齢者に—いわゆる“地域ボス”的なものに—偏っていたのかもしれませんが。

一方で、子育て世代に関連する施策は手厚くなっているようにみえます。中学校給食などはその例です。学校選択性もその子育て支援の選択肢拡大という面で同じように捉えられているようです。

ここまで大阪都構想をめぐる流れを述べてきていますが、今までの論点のほかに、エネルギー政策として脱原発をどこまで維持するか、さらに大阪の都市戦略をどうつくるかということが加わります。それから官僚組織、労働組合、地域住民組織の既得権益の破壊という論点もあります。これも一般大衆、特にネットでは受けています。2012年度の当初予算は、経常経費を除いて2012年7月までの暫定としましたが、その中では子育て層への有権者施策として、保育所の待機児童対策に28億円、中学校給食の開始（これは既に選択制で施行が決まっていたもの）、それから中学生までの医療費の公費負担をすとしていました。それから小中学校へのエアコンの設置、妊婦検診の助成拡大等のように、子育て世代への施策は厚いといえますか、よく見えるようなかたちになっています。これはやはり一種のポピュリズムといえると思いますが、自分の票—支持してくれる票—に対して、やっぱりきちんと対応しようというのが出てきています。

一方で、先ほど述べましたとおり「社会福祉協議会への補助金、赤バスの敬老パスの凍結」など

高齢者に手厳しい。それから、文化にも冷たいですね。特に大阪フィルハーモニーの助成などを凍結して、実際にはほとんど無くしていく方向です。それから先ほどの音楽団もそうですね。府と統合となれば、美術館なども統合するのではないのでしょうか。文楽もいじめられています。桂三枝さんが結構文句言っていましたけれど…。昨日か一昨日の朝日新聞に、大阪都構想について3人の識者が書いていました。元千葉大の新藤さんも書いていたけれど、「日の丸・君が代の斉唱時の起立とかに対して懲戒免職になるとか、非常に保守的に見えるけれども、一方でリベラルチックな政策もあるので…」というようなことを話しています。

今まで述べてきましたように、本年の6月議会に、7月以降の本予算を策定します。その中身、どこに本予算をつけたか、に注目してもらいたいです。これは多分、新聞ダネにはなるとおもうので見ておいてください。8月の公募区長がどうなるか、それから7月の本予算がどうなるかで今後の方向性が出てきます。

大阪都構想で政令都市権限は府に集中 残りは普通市以下になることも

大阪都構想について、もう少し触れておきたいとおもう。表2の「地方公共団体の主な役割分担の現状」を見てください。これは大阪市のホームページから取ったものですが、表の左の端に「道府県」と「政令指定都市」と「中核市」と「特例市」と「市町村」が並んでおりまして、各行政も上に「保健衛生」、それから「福祉」、「教育」、「環境」、「まちづくり」、「治安・安全・防災」となって、権限が書いてありますね。このグレーになっているのは何かといいますと、これは東京都の区です。東京都の区が特殊なのは、保健所の設置など「中核市」の部分も入っています。「まちづくり」や「治安・安全・防災」の役割は小さいですね。というように、少しいびつになっています。どのあたりを求めて、大阪市を解体した後に基礎自治体に権限を付与するかということは、まだ固まっていません。今、その議論を行っています。先ほど述べたように、もしも中核市並みとなると、基本はやっぱり

保健所がないと中核市並みになりません。いま大阪市に保健所1つしかありませんから、新しい区8つに保健所をつくるとなると、コストがかかります。保健師さんが必要になりますからね。そういうことが可能な、中核市並みっていうけれど、並みだけで中身はないのではないかと考えてしまいます。中核市並みと言葉だけ括弧のじゃないかという感じがしています。ただ、中身がどうなるのってというのは、よく見なくてははいけません。このように表2を見ながら、中核市並みということですが、実は政令指定市並みの権限がきているということでしたらいいのですけれど…。中核市並みといいながら、普通市以下の権限になる可能性も否定できません。特に、府に統合されて政令市の権限がなくなりますから、その後にできる基礎自治体は非常に弱いものになりそうな感じがします。

これを議論している委員会は、表1の年表の2月19日に「新たな区移行プロジェクト・第1回会議」とありますが、ここがその議論をしているんですね。ここが新しい区というか、いまの公選区長の権限をどうするかという議論と、それからそれ以降ですね、大阪都になった場合の新しい区の権限どうするかという議論をここでしているわけです。山田宏さん、元杉並区長さん。それから佐々木信夫（中央大）さんですね。それから金井利之さん（東大）。それから土居丈朗（慶大）さんですね。それに、あとオブザーバーが中田宏さん、橋下市長ということで議論している。実際にはこの山田さんと佐々木さんと金井さんと土居さんで議論しながら、各市の方の局長と区長が出て、大体、いま5回目まで終わったかな、20人ぐらいで議論します。議論の主導権を、どうも佐々木さんが取っているようですね。金井さんがよくしゃべっている。土居さんも結構しゃべっていますが…これは議事録も出ていますので、読んでもらったら、どんな議論をしていたかわかりますので、よく見てください。

だけどこの議論は、むしろ事務局方の議論はどんどん煮詰まっていくと思うのです。区長レベルとか局長レベルの議論ね。それで動いていくと思うのですけれど。

表2 地方公共団体の主な役割分担の現状

(平成24年4月1日現在)

	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・麻薬取扱者(一部)の免許 ・精神科病院の設置 ・臨時の予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士、介護支援専門員の登録 ・身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校学校級編制基準、教職員定数の決定 ・私立学校、市町村立高等学校の設置認可 ・高等学校の設置管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種フロン類回収業者の登録 ・公害健康被害の補償給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の指定 ・市街地再開発事業の認可 ・指定区間の1級河川、2級河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察(犯罪捜査、運転免許等)
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の入院措置 ・動物取扱業の登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の任免、給与の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物用地下水の採取の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域区分に関する都市計画決定 ・指定区間外の国道、県道の管理 ・指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理 	
中核市	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の設置 ・飲食店営業等の許可 ・温泉の利用許可 ・旅館業・公衆浴場の経営許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 ・介護サービス事業者の指定 ・身体障害者手帳交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 ・ばい煙発生施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の条例による設置制限 ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 	
特別市				<ul style="list-style-type: none"> ・一般粉じん発生施設の設置の届出の変理 ・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域又は市街化調整区域内の開行行為の許可 ・土地区画整理組合の設立の認可 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村保健センターの設置 ・健康増進事業の実施 ・定期的予防接種の実施 ・結核に係る健康診断 ・埋葬、火葬の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の設置・運営 ・生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理) ・養護老人ホームの設置・運営 ・障害者自立支援給付 ・介護保険事業 ・国民健康保険事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の設置管理 ・幼稚園の設置・運営 ・県費負担教職員のサービスの監督、勤務成績の評定 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の収集や処理 ・騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道の整備・管理運営 ・都市計画決定(上下水道等関係) ・都市計画決定(上下水道等以外) ・市町村道、橋梁の建設・管理 ・準用河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防・救急活動 ・災害の予防・警戒・防除等(その他) ・戸籍・住基

(※ 30 次地方制度調査会 第6回専門小委員会資料より抜粋)

出所：大阪市 <http://www.city.osaka.lg.jp/> 2012年8月5日アクセス より作成

■ は東京都の区が実施している事業

アンケートによる思想調査など 人権感覚を忘れた運営

年表(P7)の3月末と書いてありますが、特別顧問とか特別参与というのをつくりまして、これは3月末の段階で50名。1年ごとに更新していくのだけれど、この中に弁護士が多いのですけれどね。そのほかに、そういった専門家集団がいて、トータルな原発の問題とかね…というのを扱っていますよね。だから都市政策なんか、ごらんのとおり知り合いが結構入っているのですよね。そういう人たちとは、「頑張ってるよ」みたいになるのですけど。

それから野村修也さん、弁護士の。国会の原発事故調査委員会の委員かな。コンプライアンスの専門家とかと国会の中でずっとやっていたらしいのですけど。何をやったかという、年表の2月10日から16日と書いてありますが、「野村修也弁護士(特別顧問)のチームが、パソコンでの職員個人名あてのアンケート調査」を行った。つまり、どんな政治活動をしているか、組合活動は何やっ

ているのって聞くのです、パソコンで。各個人あてのパソコンにフォームを設けて、名前書いて、職員番号を書いて、調査票を埋めなければいけない。6ページぐらい。だからだれが何をしているか全部わかるわけで、アンケートじゃないのです、これは。個人の思想調査です。職員の方はいきなりくるでしょ、メールがポンと。だからきた日の市職は大変でしたよ、朝から。どう対応したらいいかと。蹴るとね…市長が、その後からすぐにね「これは職務命令なので、違反したものは懲戒免職」と、こういうことです。それは、ちょっと恐いですよ、口だけにしても。みんな動揺したと思います。直接、名指しで言われるんだからね。それでこれ、一たん始めると、回答始めたらもとに戻れない。前へいかなきゃいけない。そういう設計になっている。それで職場は恐慌状態ですよ。特に組合活動で誰が、例えば政治活動で、候補者の応援のために行ったか。あるいはそういうふう誰に言われたかということ。全部項目があるのですよ。これを野村という弁護士は、弁護士のく

せにそういうことやるのですね。結局は市労連の方から府の労働委員会に提訴しました。労働委員会は22日に不当労働行為の疑いで調査停止勧告を行って、その結果、このアンケート形式だが思想調査となっている調査は止まったのですね。結局4月になって、収集したフロッピーを全部破壊しました。野村修也弁護士がカチャン、カチャンとこうやってね。

この人も、特別顧問です。こういう人を使っているのですね。だからさっき言ったように市の職員は一面ではやりやすいかもしれないけど、顧問が入ったらなかなか大変です、ぐちゃぐちゃになっちゃって。指揮命令系統がわからないからね。だれの命令を聞いたらいいかわからない。

大阪都では税収不足で 都区財政調整制度はできない

それであると、もうちょっと言うと…話をもとに戻しますと、大阪都構想は、そういうふうに政令市を解体して、普通市をつくるのですけれど、普通市のあり方がわからない。特に問題なのは、先ほどの図1（P11）を見てください。棒グラフのうち、グレーが歳入で、ドット模様が歳出です。これを見ますと、北区とか中央区とか西区、それから淀川区もまあいいですか、この4つの区以外の区は歳出が大幅に歳入を上回っているのが現状です。だけど、これは現在は全体が大阪市だから全部カバーされていて、でこぼこが出てこないわけです。だから歳出ベースでいうと、「西成区でも中央区でも歳出ベースは一緒でいい」なのです。行政水準は一応保障されているわけ。ところが分けたときには、そういうことはできないので、各区ごとにすごく格差が出てくる。歳入に応じた歳出にしちゃうと、ものすごく低い水準と、ものすごく高い水準が出てきちゃう。そのために、それを是正するためには、税収が歳出よりも多いところから“財政調整”といって、その財源を召し上げた上で他の区にまわすという“財政調整”が必要なのです。東京では都区財政調整制度、“都区財調”とありますが、これが大阪でできるかという大問題があります。これは西尾勝さんが、東

京市政調査会の理事長をやっている西尾さんが、地方制度調査会で言っていますが、「“都区財調”は東京では分かるよ」と。「東京では分かるけど、それと同じようなことを大阪でできるかどうか、シミュレーションしてみないとダメじゃないか」ということになっているのです。その作業がどうなるかでしょうかね。

東京の“都区財調”の場合は、要するに都心の3区、いま5区ぐらいが非常に——大阪でいえば中央区とか北区のように——収入が多いのです、めちゃめちゃに。法人関係税とか固定資産税とかいうのは…住民が少ないのに法人がたくさんありますからね。ものすごい収入が入ってきて、財調の資源“財源”がたくさん出てくるわけです、4区で。千代田・中央・港・新宿かな。渋谷もこの中に入ってきてますけれど。そこで上がった税でもって、他の18区ぐらいが均てん化されているわけですね。その力は、例えば大阪の、中央とか北とかにあるかということ、とてもありません。

特に大阪市は、地方交付税の交付団体なのです。そうすると大阪市の財源というのは、交付税も合わせて考えなきゃいけない。それがなくなったら、大阪市の財政は持ちませんからね。そうすると大阪は、交付税も入れた財源を分けることになると、これは他の自治体に迷惑かかりますからね。そういうことは、他の自治体が黙っていいのって…。千葉市とかなんか、文句言わないのかってことになりますね。だから、他の団体の財源を、新しく出来る大阪の8区のうち7区ぐらいに再配分することを許すか、ということになる。そういう議論になって、自治体からの議論になるはずなんです、本当は。国のレベルのね。それはだから総務省の議論になるわけですけど。それはまだ全然出てきていないので、僕の感覚では多分、大阪市の場合は、東京の都区財調のような財政調整支出ができないので、新しくできた区の間で財政アンバランスが出てこざるを得ない。その場合に、それどうやって埋めるかについて言うと、国の交付税制度を活用するしかないだろうと思います。ただ、それをそうすると、今度は全体の議論になりますから、総務省も含めて国レベルの

議論を超えていかなきゃいけない。そういうことができるか。そこまで「維新の会」のパワーが届くかどうか。それは問題になるかと思います。

大阪府市統合本部の設置と大阪市の解体

それから、表1の年表(P7)の最初を見てください。2011年11月27日、市長に当選しまして、12月5日から9日にかけて大阪市のヒアリングを行ないました。12月15日に関西経済同友会との会談があり、行財政改革と成長戦略について合意をしました。これは、関西経済同友会の応援を確保したということですね。それから、23日に戦略会議をつくりました。23・24日にかけてやったのですね。27日に、大阪府市統合本部というのをつくり、これが中心の機関になります。大阪府と市の、知事と市長が一緒の席でやっていくと。

それから、1月6日には府立大と市大の統合に向けた案ができてくる。12日に公募区長の締切。1月31日に、大阪広域水道企業団が首長会議で、2013年度の大阪市加入を受け入れる方針を決めた。ということで来年度、大阪市の水道は広域水道企業団に参加するという形になりますが、その詰めはまだ残っています、たくさんね。それからもう一つは…先ほどの野村弁護士さんの話がここですね。2月15日には「西成区特区構想プロジェクト会議」といって、これは西成区、いま言った西成区は、そういう意味では大変なところなので、これに対するプロジェクト会議をつくった。リーダーは西成区長で、市長が出ていましたが、これは1回開いてそのまま、まだやっておりません。特にここは、肺結核が多いんだな。肺結核対策のために、どうするかって議論したりしています。16日になりますと、これは地方制度調査会のほうに橋下氏が出席して、このときは内容を説明しないで、とにかく「大阪都構想は、基礎自治体化するんだ」という点を主張するのみで終わったというところですね。19日に“新たな区移行プロジェクト”ですね。28日、大阪府公館で橋下市長と松井知事が、香港のカジノ運営会社CEOと会談して、誘致に向けて協力することに合意。カジ

ノが好きなの。若いときからみんな「ギャンブルやんなきゃあかんで」とこう言うのが橋下さんですね。「鍛えなきゃ」と。

「維新八策」は矛盾に満ちている

それから、あと3月10日に大阪維新の会が、衆議院選挙向けの公約集「維新八策」の“たたき台”を公表した。これは何ていうか、矛盾に満ちたものですけど…。例えば、参議院の廃止も含めた憲法改正とか、そこに出ていますが。その中に例えば、給付付き税額控除の話とかですね、いろいろバラバラに入っているのです。これは、だけど多分、このままで行かないだろうなと思っています。交付税制度の廃止を言っているのですね。東京都の石原さんもそうだけど、要するに大都市のエゴそのままだね。立場によって違うこと言うのじゃないかと思うのだけれども、今の大阪市長からすると、「うちの財源を、どうして鳥取県に配ってるんだ」と、こういう議論をやるわけやね。だから鳥取県知事怒ったけれどな。そういうスタンスですよ。

私が残念だったのは、政策企画室編集発行の「都市問題研究」という雑誌があったのですが、これが廃刊。それから、3月18日大阪府と市の「エネルギー戦略会議」、植田和弘さんが座長ですが、これが株主総会向け提案骨子を出した。これは残っておりますね。大飯原発再稼働については腰砕けになりましたけれど、株主総会宛の骨子はまだ残っておりますので、まだこれまたニュースになりますけども…。誰も、ある意味ではちょっと信用しなくなっているかもしれません。

学校選択制の問題点

それから3月20日に、大阪市淀川区民センターで「学校選択制」と「中学校給食」について区の呼びかけによる住民集会。これは誰でも参加していいというやつですが、一応順調に議論が進んでいるようです。

でもまず、「学校選択制」と「学校給食」って、

一緒にやられても困るんだよな、本当は。それぞれ違う質の議論ですからね。それを2時間ぐらいの住民集会でやったって困ります。特に区長は、今の区長さんというのは公選でもありませんし、出てきた人は公募区長ですよ。そういう人が区ごとに「学校選択制」を選択して、誰が責任取るのってことになる。特に反対意見の中心が、学校が地域の中心でなくなる。地域自治の活動に学校や保護者や子供が参加する道がなくなる、そういう心配が大きい。それを議論する仕組みがない。議会の議論がないですから。要するに、公のそういった公的な議論抜きに、「学校選択制」を導入しようとしている。東京の区の場合は、まだ教育委員会が決めて、区議会で議論してやっているわけですが、そういう装置がないところで、「学校選択制」みたいなのを区ごとに区長で決めていいのか、というところが大問題です。それから、「中学校給食」については、これはまあ分からないことはないのですけれども、でもそれも弁当との選択制にするだとか、そういう議論があって…。これはこれで賛成する人が多いでしょうけども、「学校選択制」は今後ともものすごい議論を呼ぶと思います。

それから、24日が「教育行政基本条例・職員基本条例を可決した」と。26日には、府市統合本部が「観光局」をつくったり、「アートカウンスル」をつくったり、「水と光のまちづくりオーソリティー」の三つの組織を立ち上げたということで、これは要するに、大阪という都市の魅力をどうするかという議論ですが、府と市が一緒にやるってことですね。これは、担当しているほうはおもしろいでしょうね。いままでだったら府道と市道の違いがあって、それをバラバラにやっていますからね。それをまとめて議論したら、やりやすいことは確かです。だけど、それで大阪の魅力というのはできるのかな。ここで言っているような「アートカウンスル」とか、“水辺環境づくり”というのは…。安藤忠雄さんも入っているからなあ、そういうふうな景観の点ではいいかもしれないけれども、本当に力がつくのかなっていうのはありますよね。

3月28日に、「大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例」ができていまして、これは要するに、府議会と市議会が同じ条例を可決しているからね。大阪府市の協議でもって、“大阪都”をつくっていくための議論の枠組みを条例で決めたものですね。ここでつくったものを国に提案していくという議論だった。あるいは、ここでもう詰めていって住民投票まで持ってくと、こういう議論だった。

打撃を受ける地域福祉

それから、4月3日ですね。「予定していた第3期大阪市地域福祉計画策定せず、これからの区で推進する地域福祉事業の指針を24年度の早い時期に策定する」って書いてある。要するに地域福祉計画は、本当は3月にできていたものなのですね。第三期の地域福祉ができるはずだったのですが、それは5年計画です。そうすると、途中4年で大阪都になってしまうので、作る必要ないというので、潰しちゃったみたいですね。多分これ、担当が潰したと思うんですね。作りゃいいのにね。途中で変えりゃいいんだから。過剰反応が起きているってことだから、内部で。だからいま、大阪市は地域福祉計画ありません…。ここであるように、地域福祉事業指針というのが出すとしていますが、これはどの辺までカバーしようとするものなのか。地域福祉計画の中心部分になる、地域福祉の担い手の一つであるはずの“社協”をどうするとかはわからないですしね、あるいはいろんな“老人クラブ”とかの住民組織をどうするのかもわかりません。あるいは、いろいろな地域福祉の拠点となる施設について廃止とか縮小になっていますから、根本的に必ず変えざるを得ないから、地域福祉はものすごく大きな打撃を受けそうです。

労働組合いじめ、現業いじめ

4月5日に、さっき言った「事業の見直し」。548億円ですね。これが出まして、それについては5月11日に見直しの案が出たのですね。先ほど

申しましたけれど、そのうちのいくつかは撤回しました。例えば区民センター廃止はやめて残すところまで、いくつか撤回があったのですが。

5月15日、「大阪市交通局は15日に、交通局労組との団体交渉で、8月から来年3月まで、管理職以外の職員6,500人の給料を5パーセントから20パーセント削減する方針を伝えた」。「市営バス赤字解消がねらい」と書いていますが。これは、現在の交通局について、民営化の議論をしていますね。局長に、民間の京阪電車の副社長さんを局長に据えて、交通局全体の民営化方針を進めています。この大阪市交通局の民営化の議論というのは昔からあって、関市長のときに…平松さんの前の市長の関市長のときも、民営化の議論があったのですね。大阪市交通局の労組“大交”、大阪交通労組を“大交”といいます。ここは民営化受け入れやむなしの議論まで行っているような話も聞きました。いずれにしても民営化の議論は始まっています。これはだけど、バスはいけるかな。地下鉄は黒字で、いま回復してきましたのでいけそうですが、バスは赤字なので引き受けてくれる会社がない。民営化と云って簡単じゃないと。そうすると、問題になるのはやっぱり、職員給与の引き下げですよ。黒字体質にしなければいけない。ということで、いま中心は交通局のバスの運転士の給料を450万円まで——いま700万円水準ですから——それを下げようっていう議論がある。

現業も、全体もそうですね。現業に対しても“民間並み”と、こう言っていますので、これもだいたい30パーセントくらい削減すると。これはだから、もうさっき言いましたけれど、橋下市政の特色は“現業いじめ”です。これは公務員の範疇から外すというような方向が見え隠れします。交通もそうですね、民間でやってもらいたい。これはある意味、そういう経営学で言えば、結構本音のところかもしれないですね。大阪市従なんかは、いろいろ自治研運動をやっていますね、いろんな施策づくりもやってきて、どうやって公務労働の中に現業職の働き方を位置づけるかということをやってきたのですが、それをまず給料面で38パーセント削減と言ってくる。これについては一

応、いまあいまいにはしているのですけど。というのは、要するに労働基準法違反なので。労働基準法ですと、一年間に給与の1割以上をカットしてはいけないのでね。だから年内にできないのです。しかし中長期的に見れば“民間並み”に下げる…。“民間並み”は、どこまでかというような議論があって、その辺はまだまだこれから尾を引きます。

それからその次、5ページの上ですが、5月16日に「市営地下鉄の助役が、全面禁煙の規則を破って駅長室で喫煙した」と。そこで列車が止まっちゃったのですよ。タバコの吸殻を捨てたゴミ箱の紙クズが発火して、構内に煙がいっぱいになったので、地下鉄が止まっちゃって…単なる喫煙じゃなくて、地下鉄を止めちゃったんだ。それでもって、また橋下市長が「分限免職」「懲戒免職」と言ったのです。結局は、局は民間の同種の事件から言えば重すぎるので、停職3ヶ月にした。これは民間から来た人が決めたのですけれどね。こういうことがたくさん…あと、“入れ墨問題”とかね。

それから後ね、5月21日「大阪“子供の家”消滅危機」と書いてありますが、これは新聞記事ですが、子供たちの最後の“駆け込み寺”になっている、「子供の家」というのが廃止になるという。「人権博物館」、「リハビリティ大阪」といいますが、これが来年度予算廃止ですよ。それからさっき言った“隣保館”もそうですね。これらに対しては利用者の反対運動が起きています。

それから、そこに書いていますね。「団体交渉において…」、5月23日ですね。ですから、労働組合の整理というかな。「新たな労使間ルール及び給与制度改革について提案があって、管理運営事項について労働組合の意見交換禁止。組合無給職免の廃止。会議室の使用も禁止。組合との本部交渉前の有給職免の廃止。技能労務職員の給与水準を、民間の同一職種の水準を考慮して国の行政職俸給表(二)に切り替える」ということで、これはあわせて、さっき言った「政治活動禁止」も入れて7月に提案する。組合事務所については、12月の終わりに組合と交渉したときはオッケー

だったのですよ。市労連や市職は、地下1階を使っていた。それは、「使用料を払え」だったのだね。昨年までは、市役所の普通の民間の事業者が、市役所のところを使うときの水準の5割でいいとっていたのですね、一応。それも、だから関氏のときにやられたのですから。だけど、10割払えということになって、組合の方も「10割だったらまあいいでしょう」ということで、市役所に残るって判断したのですね。ところが1月になって、維新の会の議員が交通局の、書記局の中を調べて、「政治活動をやっている」って…要するにビラとかメモ等を引っ張り出して追及したのですね。そうしたら「政治活動をするような組合には貸せない」というので、前言を翻して「出ていけ」ということになった。組合としては、自分の拠点を設けるといって出ていった。組合事務所を本町という所に——地下鉄でいうと1駅です——一つ作りまして、民間のビルの7階に移転しました。今まで地下にいたので、いまは7階にいるので見晴らしいし、周りは飲み屋がたくさんあるし、「淀屋橋よりええやん」といって…これまあ負け惜しみですよ。

法律に反してもやり得になる

橋下さんの特徴は、要するに「法律に反してもええやん」。法律に反するような条例。例えばさっき言った「教育基本条例」がそうです。地教行法違反と言われている。文科省から言わせるとね。要するに教育委員会権限を犯している、長が。教育委員会がつくるべき教育基本計画を、長と協議してつくるのだと、その条例では。だから、長が教育委員会のつくる教育計画を支配することができるのです。これは地教行法違反で、市長権限を逸脱しているというのが文科省の見解。それからもう一つ。懲戒権の乱用もあるのです。懲戒権の乱用を言われていて、例えば、さっき言った禁煙を破って喫煙をやったときに懲戒免職にしたらどうなるかという。それを争って裁判にかかって勝ちますよ、これは。大体、勝ちます。でも、どんどん3ヶ月、6ヶ月かかるでしょう。そ

の場合は、具体的に受けた損害は復旧できないのです。やったもの勝ち。阿久根の市長がそうだからね。そういうふうに、法律に違反しても、「裁判所が判断してくるまではできる」といってやっていって、そういった処分をするので、職場は萎縮しますよ。だから効果がある。そういうのを、やっぱり弁護士だからか平気でやる。普通、違法なことをやっちゃいけないというが、「違法かどうか、裁判所が判断してくれるやん」と。「おれは、これが正しいと思ったことをやるのだ」と。こういう基本的な姿勢ですよ。

それに対して、有効な反撃としては、それは違法だとか判例違反だとか、ぱっと言わなきゃいけない。言わなきゃいけないのだけれども、弁護士との相談もあって、それに少し遅れる。そこにつけ込む、そういうタイプの首長はふえそうですね。

お任せ民主主義から参加と協働へ

最後になりますけれども、要するにまだこれからです。公募区長が出てきて、さらに新しい区の姿というのは、一応提案は、多分来年の夏ごろになりますね。だから公募区長が何をやるのかを含めて、我々は大阪に内部を含めて関わっていきるので、そういう点で「何が起きているか」というのをきちんと把握して記録し、それを発信していきたいと思っています。ちゃんと見ていかなきゃいけない。ですから、何て言うかな、橋下的なあり方について何が有効かってまだわかりませんが、基本的に言いますと、いま僕は市民参加とか協働というのを——市民が本当の主人公になれる、お任せ民主主義じゃない民主主義を——どうやってつくっていくのかというのが本当の筋だと思っております。いま支持がありますよね、7割か。そういう人は、いわばお任せ民主主義なんですよ。あるいは劇場型といってもいい。観客として橋下さんが何かやってくれるのを見ているのは、スーっとすると。自分たちは主人公になっていないのだけれども、そういう擬似的な感覚を持っているんじゃないでしょうか。そうじゃなくて、本気になって、例えば市あるいは行政とかに参加で

きていけば、参加型民主主義になっていく。そういうふうに変わっていくと思うので、本当の意味での参加のあり方というかな、あるいは協働のあり方をきちんと実現していくことが必要じゃないかなと思います。

ですから、そういう王道をきちんと歩んでいかなくちゃいけないと思うし、そのための仲間っていうか、ネットワークをつくっていくことが必要だと思うのですね。人々の心というのは、外在的に批判しても、どうしても動かないので、そういう意味ではこっちもやっぱり具体的なネットワークをどうやってつくっていくか。具体的に、わいわい議論していうのは、必要じゃないかなと思っています。ただ心配なのは、そういう議論をしているのは、年寄りなのだよ。大体、団塊の世代あたりまでですね。反ファシズムとか、“反ハシズム”とか言って集まっていますよ。それはいいのだけれども、元気でやってもらいたいと思うのだけれども、さっき言った学生が全然集まってきていない。でも学生の中にも結構いい子もいるんですね。ボランティアやったり、いろいろな種類の災害救援をやったり、そういう子がすごいですので、そういう子たちの中にどうやってつながりをつくっていくのかも含めて考えていかないといけない。きちんとした取り組みが必要なので、そのためにも、いま大阪に起きていることは、やっぱりきちんと報告し続けようと思っていますので、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

会場発言

佐藤 澤井先生、どうもありがとうございました。それでは、ちょっと時間も押し迫っているのですが、若干、御質問をお受けしたいと思いますが、はい、どうぞ、お名前をおっしゃってから、質問をお願いいたします。

宮下 市原市から参りました、宮下と申します。先生、本当に大阪都構想の現状と橋下市政の6ヶ月の具体的な内容を知らせていただいて、本当に

ありがとうございます。私、常々思っているのですけれども、そういう「橋下市政がなんで誕生したのか」という点では、やはり中央政府とのかかわりで、やっぱり“強いリーダーシップへの期待”といいますか…私の友人にもいるのですが、そういう点で私は非常に危険ではないかというふうに考えております。例えば、強いリーダーシップのもとでは、先生の報告にもありましたけれども、相手側は切り捨てられるわけですよ。やっぱり橋下さんは「権力は勝つ」、まあ独裁的な傾向があるわけですが、結果的にはやはり先生が言われましたように、主権在民が犯されていると。私、市原市で28年間市会議員をやらせていただきましたけれども、議会制民主主義の点で、もし、うちの市原市長がそんなことをやったら、これは大変だなというふうに思うのです。それで、これからもこういう議会制民主主義とか主権在民、民主主義というのはやっぱり多数決と、もう一つは少数意見の尊重というのは、これはちゃんと憲法に保障されているわけで、そういうものを私たちがやっぱり守って運動していくということが非常に重要じゃないかと思うのですが、先生の御見解をお願いいたします。

佐藤 それでは、もうひとつ。御質問をお受けして、時間の関係で切らせていただきたいと思うのですが、いらっしゃいますか。はい。

藤代 どうもありがとうございます。鎌ヶ谷の藤代と申します。先ほど来からのお話では、橋下支持が70%以上と。そういうことで、非正規、そしてまさに競争の中で苦しんでいる若者が支持していると。言ってみれば市場原理主義の中で、何ゆえ苦しんでいる者が橋下氏を支持するのかなと。これは言ってしまうと、簡単に言っちゃえば、2008年以来の新自由主義批判というのは、根本的にし切れていないという。いろいろところでやり切れていないという。政権交代も、その点は完全にやり切れていないという、そういう点もあるのでしょうか…。そういった非正規雇用の中で、非正規雇用の方も最近どんどんふえて38%

というので、矛盾がどこかで出てこないのかなと。矛盾が出てきたら、やっぱり橋下さんにストレートに行くはずがないのじゃないかなんて思うのですけれども、その辺を具体的に、もうちょっと教えていただければと思います。

佐藤 先生、回答よろしくお願ひいたします。

澤井 回答にならないのですけれども、一つ…。 “主権在民”の話がありましたけれども——民主主義というの（この間、見ていて思うのは）少数意見の尊重とかいうのですが——要するに議論をして、お互いに議論して妥協点を見つけていくということが、我々は訓練できていないのじゃないかなと思うのです。おとといも、ちょっと京都で飲んでいましたが、論争になっちゃうのですよね。論争になっちゃう。要するに相手を叩き潰そうという議論になる。これは民主主義的議論じゃないのです。党派の論理やね、これは。要するに相手をつぶしてしまわなきゃいけない。ところが民主主義はそうじゃなくて、お互いの中にそれぞれの真実があるので、その真実のありようをどうやって接近させていくかというようなのが、僕は民主主義的議論だと思うのですね。

“ファシリテーターの原則”って、あるじゃないですか。ワークショップなんかでやるときに、いちばん参加者で注意しなければいけないのは、裁定的立場の否定です。裁定者としての立場を否定しなきゃいけない。つまり相手の議論が出たときに、それを否定するなど。まずそれを受けとめて議論してほしい。相手を決めつけるなど。そういうふうな訓練が必要になると思うのですね。それが我々は、余りにもできていないなと思います。



とにかく相手をつぶして、あげ足をとってやると、そうすると向こうの方もやってきますから、何か議論がどこかにいっちゃうのですね。負けないように議論していると…。そうじゃなくて、その中でどうやって一致点を見つけるかとか…。つまり“正・反・合”の、新しいところ、一致点に達するような議論をするにはどうしたらいいかという方法ですね。そういう点では、相手の中にある「いい面」も含めて、議論を進めていきたい。その議論が僕らのやり方では、まだ下手やなと思うのですね。だからそういう点で、とにかく議会もそうだと思うのですけれども、そういう議論の立て方、つまり“ファシリテーターの原則”の議論みたいな、相手を裁定的に裁かないというのに、どのくらい耐えられるかというのが、僕は民主主義の試金石じゃないかなと思うのです。僕もできていませんけれども。

それから若い人ですよ。それは何とも言えないのです。ただ、やっぱり共感することじゃないかな、若い人と。学生とつき合っていてわかるけれども、学生の場合も、世間的に見たら「変なやつ」と思うやつも、結構おもしろいところあるじゃないですか。だから、自分のお子さんとどれぐらい一緒に共感できるかというか…。何というか世代の違いで感性的にも違うところがあるので、その違いは尊重しながら、それも含めて受け入れていくということが必要かもしれません。そうすると新しい面が見えてくるし、そうすると希望も出てくるし…というふうに思いますね。だから学生や若い人とつき合い、そういうサークルをどうつくっていくのかというのが、テーマかもしれませんね。返事になってませんね。すみません。

佐藤 どうもありがとうございました。時間の関係で、質疑につきましてはこれで打ち切らせていただきますと思います。澤井先生、本当にきょうはお忙しいところ、ありがとうございました。再度、皆さん方の拍手でお礼にかえさせていただきたいと思います。ありがとうございました。それでは最後に閉会のあいさつを、副理事長の宮崎先生の方からよろしくお願ひいたします。

宮崎副理事長のまとめ



宮崎 宮崎でございます。澤井さん、どうもありがとうございました。皆さん、かくも大勢の皆さんにきょうはお集まりいただきまして、本当にどうもありがとうございました。

た。きょうの始まり、澤井さんのお話の始まりは、井下田理事長が非常にハードルを上げましたので、「これはどういう話になるのかな」と思っていましたけれども、そのハードルをさらに楽々と越えるようなお話をいただけたのかなと思います。

実は私、思い起こしますと四半世紀も前になるのですけれども、20数年前に「地方自治総合研究所」というところに就職いたしまして——その中の研究員として就職したのですが——そのときの大先輩の研究員に、澤井さんが一番年長の研究員でいらっしゃったわけなのです。それから折りに触れて、いろいろと澤井さんから教わってまいりましたけれども、皆さん方も地方財政の泰斗でもあられる澤井さんのお話を、これまでどこかでお聞きになった方もおいでかと思えます。普段の澤井さんのお仕事は、研究所で何をやっているかという、もっぱら数字と格闘している。その背中を、ずっと私は見せていただきました。普段は、きょうは大変わかりやすいお話だったわけですが、その基礎には、大変厳しい調査資料の分析を普段からされている方です。

きょうのお話の中では、やっぱり橋下さんが社会潮流の一部を代表しているのだということからお話が始まりました。大変印象深いお話だったと思います。彼のやり方が、法律を軽視して…する

かと思えば、一方で懲戒権を乱発したりと、そういうところもあるのではなかという、かなり重要な指摘があったと思います。

それから大阪都の構想ですが、政令市をいわば解体して、そして普通市をつくと。しかし、そのつくられるべき普通市の姿が未だによくわからないというので、これからも着目していく必要があるだろうというお話だったと思います。とりわけ今日は、詳しいお話はございませんでしたけれども、澤井さんの一番の専門とされている“財政調整”といったところが本当にできるのだろうか、というような深刻な疑問が投げかけられていたのではないかと思います。これにつきましては、私ども千葉に暮らす私どもも、人ごとじゃないのですね。やっぱり大都市制度の問題というものは、我々も我々なりに考えていかなきゃならないと思います。千葉市が政令指定都市でありますけれども、千葉市が政令指定都市になったとき、あるいは今日までも、その大都市としての制度としての千葉市のあり方というものを、我々はもう一度やっぱり深く再検討してみる必要があるのではないかというふうに感じました。これは千葉市だけではありません。現実には船橋市の方では、政令市を視野に置いた行財政の改革を検討していこうというような動きもあるわけですから、ますます私どもは——先ほども、澤井さんのもう一つ重要な言葉がありましたけれども、「外在的な批判だけではだめだ」という言葉がありました——中に立ち入って、しっかりと真摯たる検討を進めていく必要があるのではないかというふうに思いました。

今日は長時間にわたりまして、かくも大勢の皆様御参集いただきまして、本当にどうもありがとうございました。これにて散会したいと思います。

基調講演 講師紹介

さわ い まさる
澤井 勝氏

大阪市政調査会 会長 (奈良女子大学名誉教授)

最終学歴：東京大学大学院経済学研究科卒

専門分野：地方財政論、地方自治論、生活福祉論

著書に「現代の地方財政」(有斐閣)、「市場・公共・人間」(第一書林)、「変動期の地方財政」(敬文堂)、「大阪都構想Q&A」(自治研ブックス)など多数

東庄町長を迎え

対談：東庄町の現状と課題

—町村の今後をどうしていくのか—

2012年7月25日収録

ゲスト

東庄町長 岩田 利雄

対談者

井下田 猛

千葉県地方自治研究センター 理事長

司 会

佐藤 晴邦

千葉県地方自治研究センター 副理事長

佐藤 本日は、お忙しい中、時間を割いていただきましてありがとうございます。千葉県地方自治研究センターでは、この間、情報誌「自治研ちば」の企画として、千葉県内の首長に対するインタビューを行っております。これまでの企画として、香取市の宇井市長、野田市の根本市長、千葉市の熊谷市長に登場していただいております。

本日は、岩田町長と、当センターの井下田理事長との対談という形で、「東庄町の現状と課題」「町村の今後をどうしていくのか」というようなテーマを中心に、さまざまな角度からお話を伺いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。最初に、井下田理事長から対談の口火を切っていただきたいと思います。

井下田 私にとっては初めて東庄の町に参上できまして、とてもありがたいことだと思っております。岩田町長は、千葉県町村会の会長、そして関東の町村会の会長を担われ、また、今年4月からは全国町村会の副会長に就任されたと伺っております。言うならばスケールの大きい、全国サイドに立ってのお話を、後半の部分では聞かさせていただけるかなと期待しております。それに先立ちまして、岩田町長は、町長として5期目、今年で17年目に入られておられます。これまでの動きや、17年を振り返って、この東庄の町政の概括的な特徴と、それからPRがございましたら、お伺いしたいと思います。積もるお話はいっぱいあって、この短い時間の枠の中には納まりきれませんけれ



ども、あえて概括的にアウトライン的な思いのたけを少し語っていただければ、とてもありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

平安・鎌倉時代は“東の荘園”だった

岩田 東庄町は、知られていないと言いますか、県内でもなかなか目立ったところがありません。まず、町名が非常に読みづらいですね。そのまま読むと「とうしょうまち」になってしまうのですが、「とうのしょうまち」と読むのが正しくて「の」が入ります。なぜだと聞かれるのですが、東は東西南北の東ということで固有名詞です。庄というのは荘園ということで、東庄とは、“東の荘園”のという意味なのですね。ですから本州最東端にあたることで東といいます。その地域に荘園があったということで、東の庄、これを短くして東庄、こういう意味があるのです。

実は、平安から鎌倉にかけて、一つの形をつくってきた町だと言われています。というのは、千葉の豪族であります千葉常胤（ちば・つねたね、1118年生～1201年没）の六男の胤頼（たねより）が、ここの初代の殿様なのです。胤頼は、加領の関係で、この一帯を与えられ、東（とう）一族の創始者になったということです。“千葉”の名字から、今度は“東”を名乗って、東胤頼に変えました。そのことも含めて、殿様の名字も東であったということで、これが延々とつながるわけです。実際にいま“東”を名乗っている方というのは、全国に結構います。この地域には、まだ東一族は健在です。それから岐阜県の郡上（ぐじょう）、いま郡上市になっておりますけれど、かつての大和町（やま

とちょう) ですか、郡上八幡町の東一族が、分家に当たります。功績があったために、郡上の領地を与えられました。加領されたところに、家来と一緒に分家が出向いて行ったというところです。その付き合いは、今もあります。“血縁交流”というものだそうですが、先祖が同じだということで、それが延々と今も続いているわけです。“千葉”から“東”に苗字を変えた当主の、こは莊園であったということになります。

井下田 そうですか。これまでのお話をお伺いしますと、この東庄の場合には、ずいぶん由緒のある、いわれのある地名なのですね。素人的には東さん、東庄の東は「ひがし」とか「あずま」というのが普通でしょうけれど、ここはそうではなくて、初めから「とう」と呼ぶのですね。

岩田 そうですね。「ひがし」とか「あずま」という読みなのではなくて、あくまでも「とう」と呼びます。郷土の歴史を子ども達にもわかるようにしようということで、本をつくりました。一族が、どのようにこの地を治めるようになったかということ、歴史漫画をつくって各家庭に配布しています。それを見た子ども達が、郷土の歴史に興味を持ったりして、そういう人達が非常に多くなったことはありがたいですね。

図1 東庄町の位置



町の基幹産業は農業

井下田 それで、5期17年を振り返って、御当地の町政執行の模様と関連して、少しく語っていただければありがたいのですけれども。

岩田 東庄町は非常に年間の平均気温も安定していて、大体15度位あります。余り雪は降りませんし、農産物は冬でも作れるという非常に暖かい所です。ですから、“地の利”に非常に恵まれているという部分でしょうか。かつて水運で栄えた利根川が流れておりますので、隣が銚子市で、その後はもう太平洋に流れ込むのですけれども、そういう土地柄で農業を基幹産業にした町です。それをずっと長い間伝えてきました。

昭和30年7月20日に、笹川町、神代村、東城村、橋村という4つの町村が合併して、東庄町となりました。もうかれこれ、57年ぐらいになるのでしょうか。その間には人口が増えたり、また少なくなったりするのですけれども、一番のピークは住友金属の団地を誘致したときで、約1万9,000人近い人口までいきました。

井下田 それは住金鹿島が立地して、ここに団地がつくられたわけですね。

岩田 若者が、工場に就職して来ました。ところが、私が町長に就任して間もないころ、企業のリストラがありまして、大体6,000人以上働いていた住金鹿島が2,000人をリストラしたのです。小さい、まだ学校へ入るか入らない子ども達も、一緒にここに移り住んで来ました。ところが、その子ども達が成人し、多くが違う仕事に就いてしまいますので、親を残していろいろ散り散りになっていきました。一時1万8,000人を数えた人口が、1万4,000人ぐらいまで減りましたが、現在は1万5,000人です。3,000人以上…4,000人近いのでしょうか、減りました。今は、まさしく高齢者の町になってしまった雰囲気ですね。

井下田 やっぱり御多分に漏れずに、そういう人口減に変わってきているわけですね。

岩田 給食も、幼稚園から始めて中学3年生の義務教育までの約3,000食を作れる設備を作ったのです。今は3分の1が稼動しておりません。それぐらい子どもが減っているということです。ですから、これからの将来を考えて、非常に不安は持っている町です。

井下田 この土地の雇用効果のある企業という、かつては住金鹿島です。それからいま一つは、茨城県神栖（かみす）市の方に立地してきている企業というのは先端産業ですから、それほど大きな雇用効果は期待できないのでしょうかけれども、そのような企業に町民のかなりの方は、やっぱりいまでも通ってはいるのでしょうか。

岩田 通っていますね。住金に通っていた人のほとんどは、ちょうど定年を迎えています。新しく入居して来られた方達は、まだ定年を迎えておりません。一度に移り住んで来たのではなくて、少し時間差がありました。最初に、移り住んだ方たちは、ほとんどもう定年だそうです。最後の時期に入ってきた人たちは、まだ勤務しておりますから、その意味ではまだまだ依存度が高いと思いますね。

井下田 そうしますと、町政執行にあたっては、基幹産業としての農業のこれからの問題と、それから高齢者対策に重点が置かれてきているのでしょうか。

生産者から経営者へ

岩田 そうですね、まさにおっしゃるとおりです。やはり2つとも共通するものがあります。農業も後継者がいません。これだけの条件の良い土地があっても、後継者不足で守り切れるかどうかとか

いう問題があります。それと、農業の形態が変わってきております。今までは、田んぼで米を作るとというのが基本でしたけれども、今は機械化されて逆に人手が要らなくなっています。ある程度の年配者でも、機械の操作ができれば何十人分かの労力に相当する作業がこなせます。そうしますと、親子でやるには、いわゆる労働力が余ってしまうところがあります。親子二人でやるだけの面積がないということです。後継者不足ではあるのだけれども、二代に渡って仕事をするという、条件ではないということです。

井下田 加えて御承知のように、例のTPPあたりの追い打ちも始まってくるでしょうから、なおさら農業がらみ、あるいは高齢者の部分というのは、東庄だけではなくて、これは全国的な問題ではあるわけです。とても頭の痛い問題でしょうけれどもね。

岩田 ですから、田んぼは、圃場整備をきちっとやります。あとは畑で特色あるものが作れるかどうかということと、いわゆる養鶏・養豚を大きく育てていくというものです。養鶏業者とか養豚業者というのは、きちっとがんばっています。規模も大きくなってきます。そういう方たちは、逆に今までの仕事を変えたもので農業後継者になっていく可能性があります。でも、その方たちも——親から20代で継いだ養鶏業者になった方、養豚業者になった方も——もう60歳ぐらいになってきました。その子ども達は、法人化することによって、農業という職種を引き継いで行こうとしています。というのは、規模を大きくすると働く人達が増えます。その人達の管理を含めると、今までの「ものをつくっているとか育てている」と言うことではなくて、経営という感覚が入ってきます。それから価格的なものも、市場価格というのは毎日インターネットを見ながら操作していきます。野菜、エサの値段だとかの飼料関係の価格がどう動くか、トウモロコシの価格がどう動くか、世界

の穀類の価格がどう動いているか、そういうことを踏まえた対応が要求されますので、年配者の方だと対応が難しくなっているのも事実です。ですから、その間をうまく縫って行って、次の世代にどう繋いでいくかというのは、農業経営の大きな課題になってくるのではないかと私は思っています。

井下田 農業をめぐるそういう構造的な問題を、御当地なりにとらえ直しをなさって、足腰の強い農業施策を展開されておられると見てよいのでしょうか。

岩田 そうですね。昨日も総会がありまして、申し上げたのですけれども、これからは“生産者”という意識から“経営者”に変わる…そういう意識改革をしないと、これからの農業は生き残れません。TPPも含めて、世界に冠たる日本人は、良い意味での技術者ですから、より良いものを、「付加価値がつく、より高いものとして、消費者が買ってくれるものを作るべきだろう」という話をしたのです。TPPは質の問題になってきていますけれども、これは絶対にまねのできないもの、我々にしかできないこと、「日本人でなければ、ここまでの技術がない」、そういうものをこれからの農業経営の中で生かしていくべきだろうと思っています。

◆若手が育つイチゴ栽培

井下田 そうですね。それは、より具体的には、至近な例でいえば、イチゴ栽培などの効果を上げておられるようにうかがっておりますけれども。

岩田 イチゴの場合は、非常に技術的に難しい栽培で、大きければ大きいイチゴほど非常に難しいです。いまテレビでも紹介されたりする“アイベリー”というイチゴなのですけれども、これは子供のこぶしぐらい大きいです。ですから箱詰めすると8個、1箱に8個しか入らないぐらいの大き

さになります。手に取ってみると、見た瞬間にどこへ送っても驚くのです。「イチゴって、こんなに大きいのか」と。イチゴの品種の中でも、アイベリーは非常に栽培が難しいのです。ほかのイチゴの産地で、このアイベリー品種をやめてしまって、もっと簡単にとれる品種に変えてしまうところもあります。この町では、「イチゴの中でも、王様の大きさを持っているアイベリーを作ったらどうか」と、今この栽培に挑戦し続けているのです。

井下田 そういったあたりは、御当地の農業の担い手の中から、下から営々孜々（えいえいしし）として積み上がった努力でしょうか。

岩田 そうです。イチゴの栽培を行っている年配者というのは、いま60歳過ぎにさしかかります。この人たちが始めた仕事なのです。後継者は育っているのです。一番若いイチゴづくりの人達は、まだ50歳ちょっとなのです。その子供が20歳代にいます。この20歳代の子供はイチゴ作りをしたいということで、同じ農業でも、こういう形態の農業というのは後継者が育つのです。今度はある程度、自分のやりたいようにして、いわゆる“経営”ですね。「直売所を作るのにはどうしたらいいのか」というのをまかせて、20歳代の人達の発想を入れてあげる。ある部分をまかせてあげると、意欲的に働くわけです。直売所は直接売りますので、美味しかったとか、いろいろな話が聞けます。良いものを褒めてくれます。これがやっぱり農業の基本じゃないですか。そう思いますね。

井下田 そうですね。うれしいお話を伺いましたけれども、そうすると、いまのようなお話を下敷きに、東庄の町づくりの展望が描かれ始めていると見ていいのでしょうか。

岩田 農業のことでいろいろ申し上げましたけれども、東庄町の一番主軸の農産物として、多くの農家で栽培されているのがカブ、コカブです。この

コカブを、あえて商標登録をして、“ホワイトボール”というネーミングで東京市場に送っています。ですから、“ホワイトボール”という名前が箱の横に書いてあると、すべて東庄産と言うことになります。それから養豚業者はSPF——いわゆる無菌豚ということになるのでしょうか——これを、いま大々的に宣伝しています。「肉質の良いものをつくろう」ということでブランド化し、これもまた、かなり熱を入れている一分野です。

井下田 そうすると、イチゴや、あるいは養豚などを下敷きに、当地のブランド物として全国区的に広がりそうですね。広がっているわけですよね。

岩田 イチゴも十分遠方まで送れますので、多分、北海道はともかく岩手県から佐賀県あたりまで出回っているのではないのでしょうか。イチゴを送ってあげると、いただいた人達が自分の使いものとして、逆発注してくれます。「いただいたのだけど、あのイチゴ珍しいので、自分の知り合いにも送りたい」という人が、岡山の方から電話がかかってきます。岡山の名前で九州であるとか、地方に送る、そのような広がりが出来つつあります。

◆ 阪神淡路大震災に学ぶ

井下田 そうですか。

岩田 私は、17年ほど前の選挙で、町長に就任しましたが、就任した日が平成7年1月21日でした。この平成7年というのは、1月17日に“阪神淡路大震災”がありました。震災の4日後にこの仕事に就任したわけです。その4日間、何をしていたかと言いますと、朝から晩までずっとテレビで被災地の状況を見ておりました。高速道路が横倒しになったり、火事が起きて大変な騒ぎになっている、その対応、対策をどうしているのだろうと考えたりもしていました。一つの地域がこのような災害に見舞われると大変なことになって、暴動か

何か起きるのではないかという危惧を抱いていました。これは去年の3月11日の大震災の時もそうでした。しかし、阪神淡路大震災の時もそういう大きな暴動的な問題は起きなかったし、昨年の大震災でも起きませんでした。「やはり日本人は、このへんがすごいな」と思います。

これはやはり、長い間培われてきたものだと思います。災害を受けた時にも相手のことを思えるというか、「相手をどうにかしてあげたい」という、そういう気持ちのあらわれだと感じました。皆さん助かりたいという思いがありますけれど、あのような場面になった時に「自分だけ良ければいい」という人たちが非常に少なかったと思います。今でも、災害が起きると、その時にはぎゅっと固まるというか、お互いに力を合わせるということが見られます。そのようなことが忘れられ、そういうものがなくても生きられるという風潮になった時に、災害が往々にして起きます。阪神淡路大震災の際、意外と団結力とか、それから「自分達でできることは何かないか」とか、そういう人々の行動が非常に感じられるように見えました。その阪神淡路大震災の後に、地震、災害に強い地域をつくらないと町民の命が守れないという思いを強くしました。

井下田 そうしますと、就任当初から“安全・安心な町づくり”は、やはり基本ラインに据えられておられたわけですね。

岩田 災害に強い町がやはり安心・安全につながると思います。基本になったのは“命を守り切れるのかどうか”でした。就任当時、町の公共施設がいろいろありましたが、そのほとんどが老朽化していました。特に、庁舎も含めて、すべて大体35年～40年という建物で、なにか手を加えないといけない、若しくは建て直しをしないといけないという状況でした。小学校、中学校、幼稚園、全部それを含めて100%の改修が終わったのは、一昨年12月でした。すべて終わるまで15年

かかりました。おかげで、昨年3月11日の大震災でも、公共施設は何も壊れておりません。それと合わせて、公共施設の中に自家発電機・ソーラー発電、水も供給できる地下水をくみ上げるポンプを設置しました。自家発電が動けばポンプが動きます。そういうことも対応してきたものですから、近隣地域の中では一番少ない被害で済みました。好条件でしたが、2日間、避難所を設置しましたが、2日で全部解散をいたしました。2日間とも全部自前で食料を供給しました。

病気の予防に力を入れる

井下田 そうですか。そういう点でも、先見の明を持っていたのですね。

岩田 要は、いつかは発生するだろうということは考えておりました。そういうことからスタートしました。この町には、町立病院がありますが、医者が非常に不足していました。就任した頃、これからは高齢化が進み、大変な時代が来るだろうという想定の中で、高齢者対策を国が始めようとした矢先でした。町でも取り組もうということで、高齢化対策を含めてスタートさせました。まず病院を充実させることと合わせて、これからは予防に力を入れることにしました。高齢化して行った時に予防に勝てるものはないと思ったのですね。病気にさせない、ならないという防御策が大切だと考えました。それでも病気になった場合のために、医療施設の充実したものをつくるという考え方にたちました。病気になった人が退院した後も何か手立てが必要となり、いわゆるリハビリを行う、あるいは介護とかありますけれども、当時、そういう言葉はありませんでした。病人を一人出せば、大金がかかります。健康であり続けるということが、一番やはり財源を軽減させることになるだろうと思います。そこで、予防、治療、病後の対応という包括的な健康維持の体制を作らなければ、と思いました。医療関係の保健の施設、病

院、それから病院退院後のリハビリ、介護を含めた関連施設をその間、ずっと国が新たな計画を発表する機会をとらえて、いち早くそれに飛びついていきました。

井下田 そうしますと、国保の東庄病院と旭中央病院との連携は、初めからうまくいっていたのでしょうか。

岩田 全然、旭中央病院との付き合いはありませんでした。それで、旧態依然とした施設が、まだそのままでした。病院を建てかえようとする時期でもあったのです。ただ建てかえて、病院の施設を新しくただけではだめだ、病人になった患者だけを診てもらう病院を作っても駄目だと考えていました。本来は、役所の中に病院を作りたかったのです。そうすると、病院と行政というのは、いろんなものがマッチングします。

広島県に御調（みつぎ）という町がありました。現在の尾道市ですが、議員さんにその視察をお願いしました。その時期に、阪神淡路大震災がありましたので、その被災現場の視察も行いました。そこで町の目指すもの2つを——“震災に強い町”と、これからの病院の健康づくりの施策をしている“統括医療を目指す御調町”を——見てもらえば、私の中で思い描いている方向が議員さんにも理解していただけるのかなと思ったわけです。視察行って、議員さんが、すごいショックを受けたのですね。住民の健康を守るというのは、結果的には町の出費をとりあえず抑えることに他ならないということ。家族にとっては、健康を維持することができるということ。病人が1人できれば、もう1人付き添わなければならないという考えをもった時代でしたから、これは大変なことになるということが分かってもらえました。“命”ということと全部つながることですけど、これやっつけていこうと、施策としてやっつけていこうと思いました。厚労省から現地調査に見えまして、保健センターを作りたいと話したら、「道路を

作った方が、選挙には強いですよ。保健センターを作っても、あまり目立つものではないし、結果が出るまで非常に時間がかかりますよ」という話でした。そこでグラッと気持ち揺れましたけれど、「いや、そのことは私も議会も承知の上です。」と言い切りました。

東庄病院の立て直しに着手

ここまでくるには、旭中央病院の諸橋芳夫院長の力添えがありました。私は、病院の経営も全く素人ですが、当時は、町民が安心して病院にかからないのです。なぜかという、医者がよく入れ替わって、病院で診療を受けた町民からは「先生が余り大事に診てくれない」というようなことも言われるなど、評判が良くありませんでした。それから、「東庄病院に行くと死んでしまう」というようなことが言われたりもしました。「いやあ、これは大変なことになっているな」と思いました。議員さんからは、「毎朝玄関の戸を開けると、70万円が飛んでなくなっているのではないか」と言われました。というのは、当時の病院は1カ月あたり2,000万円以上の赤字を出していました。これはもう、大変なものを背負い込んでしまったという思いでした。

病院を立て直す良い方法が何かあるだろうということで、旭中央病院の諸橋先生を訪ねて行きました。そうしたら「初めて来ましたね」と。諸橋先生が、「人前もあるのに、よく訪ねてきてくれました」と言って、いろんな話を聞かれ

たのです。諸橋先生は自治体病院の全国の会長をされていまして、最初に「私が、東庄病院の経営状況等を調査・診断します。お金がかかりますが、よろしいですか」と言われました。経営診断を行ってもらいましたら、もう大変な結果が出たのです。東庄病院の医師には、地域医療の医師としての熱意が全く感じられないこと。それから町民が医師を信頼しないということは、医療への信頼がないということ。「病気になっても、先生のところにも行かないということなのだから、これはなかなか経営の点で難しいですよ」と諸橋先生から言われました。「どうしたらいいのでしょうか？」と尋ねましたら、「一度お辞めになってもらいなさい」と指摘されました。結果として、先生方全員に辞めていただくことになり、病院から医師が一人もいなくなっていました。ただ、看護師、技師といったスタッフが残りましたね。諸橋先生からは、「私のところの医者を送ります。1年交代になるか、半年交代でも良いから」と言っていただきました。

そのことに対して、病院の改革に入るということは、議会で大反対でした。というのは、議員さんの知り合いの支持者で、病院に通院している人もいますので、そのような人達が訴えるわけです。「町長が、医者首にしようとしている」という話が伝わりましたね。議員さんから「何をやっているのだ、お前は」というような感じで、夜昼に電話がありました。その時に、「今いる医者が辞めても、新しい医者がすぐ来てくれますよ」というようなことを話したら、それでは任せるといことになりました。諸橋先生が一回現場を見て下さいました。その際、議員全員に集まってもらい、諸橋先生の話聞いていただきました。私も含めて議員全員が、先生の話された病院改革の方法と方向づけをきちっと進めていけば、今の病院は再建できると感じたいと思います。それ以来、病院の改革に関しては議員さんは応援団になってくれました。また、それまでは、若い職員を病院事務局



に送っていましたが、病院のことに精通した、ベテランの職員を事務局に送るようにしました。ベテラン職員は先生と五分に話をしますから。普通、若い職員ですと、ドクターと職員との間で聞き役になってしまいます。対等に話ができる職員に、権限を与えて異動させました。その職員が、「1カ月統計を取らせていただきました。今月は幾ら幾らの赤字をつくりました、スタッフの分を入れると幾らです」というようなことを医者に見せました。数字を見せられた先生は、いかに地域への貢献度がないかということ、これでは病院の経営は成り立たないことを見せられました。2カ月ぐらいかけて、先生方にすべて辞めていただきました。

そして、新しい医者、若い医者を送ってもらいました。この人たちは自治医科大学卒業で、非常に真面目に仕事をしていただきました。自治医科大学には、9年間の義務年限があります。義務年限中の先生方を送っていただきました。もうすでに一人前になっている医者というよりは、志を持って立派な医師になろうと一生懸命に励んでいる時期の先生方です。そうすると今度は患者さんが、「何か若いけれどもいろいろ聞いてくれて、こういう手当てをしてくれる」ということで、どんどん信頼を回復していきました。今の院長も、自治医科大の卒業生なのです。その後、自治医科大の医師たちのローテーションによって、良い方向に回るようになって定着してきました。

地域に根差した病院づくりへ動き出す

井下田 そうですか。

岩田 今までの病院経営を変えなくてはいけませんので、残っていたスタッフについては、旭中央病院の職員の仕事の仕方などを勉強してもらうために、人事交流を行うことにしました。旭中央病院から1年間、看護師長さんを含めて来ていただきました。こちらからは、管理職候補の看護師を

旭中央病院に送りました。来ていただいた方は、残っている人たちに指示を出すのが早いです。こちらから送った人は、あくまでも旭中央病院で教わる立場にいますから、仕事ぶりを査定されます。本人が努力をしないと、一人前として見てくれません。そのような病院改革に乗り出しました。これをずっとやっているうちに、「このやり方は間違っていない」と確信しました。東庄病院が旭中央病院を越えることは、まずできませんが、地域に根差した病院をつくるのが、信頼を得ることにつながると思いました。

診療科目は、ある程度つくらなくてはなりません。一番患者数が多いのは何かというと、内科です。内科医だけでスタートしたのです。外科医はおりません。そのかわり1週間に1回、先生方には曜日を決めて旭中央病院で診療してもらうことにしました。なぜかといいますと、旭中央病院では多くの患者さんを診療しますし、最新鋭の機械に接することができます。東庄病院が直接勤める場所ですけれども、1週間に1回は、旭中央病院で勉強してもらいます。そのかわり、旭中央病院からいただくものがあります。東庄病院にはない診療科目の整形外科医ですとか、眼科医ですとか送ってもらいます。せっかく1人を旭中央病院に送るわけですから、その1日分を「眼科の先生の日にしてください」、「整形外科の先生の日にしてください」ということで、いわゆるミニ総合病院的な役割をつくってきました。

今の自治医科大卒業の院長が三代目ですけれども、初代も二代も自治医科大出身なのです。今の院長は十数年やっています。院長に「先生は何を目指しますか」と質問しました。「今この小さい病院が目指すのは、専門医じゃなくて総合医です。何でも、とにかく来院した人達を診療します。診断結果によっては専門医のいる旭のセンターに行ってもらおう」と、院長は“センター”という言葉を使ったのです。「先生、センターというのは何ですか」と問いますと、「ここの病院での治療がむずかしい時に、対応してもらう場所というよ

当初は2市6町の合併を構想

うに捉えた方が良いです。ここは出先ということですから、サテライトと言います。サテライトというのは、受付をして診察を行います。その症状によってはサテライトでも済みますし、重病ならばセンターへ送るというシステムが、これからの病院経営には非常に良いと私は思います」という院長の話でした。その話を聞いて、私は院長にすべてを任せることにしました。それから病院の経営は軌道に乗りました。広報が出て、東京の開業医の息子さんが、「ぜひ、働かせてください」と来るようになりました。

井下田 お伺いしていますと、東庄の医療改革は、まさしくキラリと光る大きな実験が根づいてきているのでしょうか。

岩田 この“センターとサテライト”型の病院のあり方が全国で取り上げられまして、今年の5月に「第26回地域医療現地研究会」が東庄町で開催されました。関係者総勢で、スタッフを入れて350人もの方々にお出でをいただきました。町の施設として、東庄病院、保健福祉総合センター、リハビリセンター、介護施設を視察してもらいました。先ほど庁舎の中に入れていたと話しましたが、健康福祉の部門は、この建物の中に一緒に入れました。ですから、「健康の里」の敷地内に、病院と保健センターと介護、リハビリセンター、シルバー人材センター、それから担当課、を含めて、統括ケアに必要なセクションを1カ所に集めました。

ありがたかったなと思うのは、広島県の御調町を視察して、勉強してつくったのです。御調町の当時は院長先生、今は名誉院長ということになるのでしょうか、山口昇先生が研究会に見え、「実に良くやった。私達の病院が当初手がけて、今はもう完全に軌道に乗っているけれど、東庄町の施設をここまで持ってくるとは」と褒めてくれました。ほかの先生方に、「これは御調町を見たからこのようになったんだ」と言ってくれましたので、ちょっと嬉しかったですね。

井下田 改めて、東庄の町政を集約するよいお話を伺いました。それで時間の制約がありますものから、用意しました大きな2番目の部分に移りたいと思いますけれども。御当地の場合は、銚子だとか香取、あるいは旭から、合併絡みの誘導策などはなかったのでしょうか。

岩田 やはり、国が指導をしましたから、もちろんありました。エリアを、私はその当時は“2市6町”の合併を訴えました。というのは、香取・海匝地域を1つの市にしたらどうかという考えがあったのです。銚子市と旭市というのは、もともと切り離せないところがあります。銚子と旭の間に飯岡町というのがあるのですが、これはかつて銚子との合併で悲劇を生んだところなのですね。それ以来、銚子と飯岡町とはうまくいきません。仲立ちしてくれるのは、大きな合併ではないか、と思いました。旭というのは、飯岡町の商圏に入ります。そうすると「旭を巻き込むことで、銚子とその間にあるところが救われるのではないかと、私は考えたわけなのです。私の東庄町の一番南側は、旭市（旧干潟町〈ひかたまち〉・旧海上町〈うなかみまち〉）に隣接しています。それから東側は銚子市に、西側は香取市（旧小見川町〈おみがわまち〉）に隣接しています。ですから、合併議論が盛んなときは、私は“東庄・小見川・山田”、それから“干潟・海上・飯岡”、そういうようなエリアが一つできないかなということで構想しておりました。

しかし、この構想は、余りにも大きくて、ある程度の時期に取りやめになりました。残されているのは隣接の自治体しかありません。隣接の合併ということで、東庄町、銚子市、旭市、飯岡町、干潟町がまとまるならば、東庄町は香取エリアだけでも干潟町と同じように（干潟町も香取郡でした）この中のエリアということで通そうと考えていました。それはなぜかという、旭市と銚子市

図2 平成の大合併以前(2005年6月30日時点)の香取・海匠地域の市町



の水道水は東庄町が供給しているのです。農業用水もそうです。

しかし、様々な事情の中で、先ほどの2市3町の合併話は流れてしまい、干潟町、飯岡町、海上町が旭市と合併しました。結果として、東総広域水道企業団は残された2市1町でこれを維持しています。そのようなことを考えると、合併後の市が、一つの経済圏になり得るのか、それから不足するものは何か、観光なのか、工業なのか、商業なのか、多くの地の利をいかした農業なのか、ということ全部クリアできるような地域をつくりたいというのが理想でした。ところが、もう“合併ありき”という状況でした。

その後、銚子市から合併協議の申し出があり、1市1町で協議を開始しました。¹⁾ちょうど東庄町は、先ほどもお話したように、学校等の公共施設の耐震・改修を行ってきました。ところが、銚子市は、一つも行っていないでした。その合併協議のときに、いろんな話が出てきました。「合併すれば、東庄の言い分は何でも聞く」という話もありました。しかし、お互いの言い分をきちっと了解するという話し合いをしないと、ただ大きいところが小さいところの言うことを何でも聞くということで合併しますと、悲劇を生むだろうと、思いました。私にしてみれば、よりよい地域を町民の方たちに提供したいということですか

1) 2004年8月26日に銚子市・東庄町合併協議会が設置された。

ら、慎重に協議に入りました。しかしながら、銚子市と協議を終えて帰ってきた職員に話を聞きますと、こちらの条件を話すと、それはできないと言うことが多い、という報告でした。例えば、東庄町で行っている高齢者の対策・対応などについても、銚子の方はそういうことはちょっと難しいというような話が多かったとのことでした。

東庄町では、高齢者対策の循環バスを無料で走らせていました。それは国の高齢者対策を取り入れて、助成事業を利用して行っていました。かつて、バスのドライバーで、定年退職した人たちがグループ化して、全部シルバー人材センターに委託をして、町内を無料で循環させました。ところが、協議ではお金もかかるので、そのバスも合併したら廃止するということでしたが、中身の話をしませんでした。高齢者対策というのは、車両を買うのも、それから維持経費に関しても、75%助成なのです。そのことを、うちの町は余りしゃべらなかつたのです。助成事業に該当するところ、しないところが出てしまいますし、うちの町の自慢話になるので、余り話さなくてよいと指示しておきました。

しかし、そのような助成がありますので、今でも無料で走らせています。これも過渡期になっていまして、デマンド方式も含めたものにしたらどうかという案が出ています。それから、高齢者になると様々な優遇策、記念品だとか、いろいろな催し物があります。これらの事業も、合併協議では、廃止ということでした。

◆合併を見送る

職員が協議から帰ってきました、「東庄町から要請したことが、ひとつも取り上げられなかった」というようなことがありました。それで「この合併は進めたほうがよいか、この時期に国が進めていることはどうだ」と、合併協議に出席した担当の課長たち、職員に聞きましたら、「私は反対です」と言う職員が多かったのです。この時、東庄町で

図3 現在の香取・海匠地域の市町



は住民投票までいこうとしていた矢先でありました。²⁾そこで、すぐに議会招集をかけて、事情説明をしました。議会は満場一致で、合併は白紙撤回ということになりました。住民の中には、「住民投票を行って、白黒をつければいいのに」という声もありましたが、私は執行体制の中が、今回の合併を見送るということによって方向が決まりましたので、あえて住民投票はしないという決断をし、住民投票を取りやめました。

やはり大事なことは、このような経緯、状況だから合併しなくても済むということ。「皆さん我慢できますか」ということを、きちっと納得していただき決めることだと思います。町の予算規模の20%を多分、交付税も含めて削減しなければならぬだろう。では、削減される前に我々はみずから贅肉を落とそう。職員は控えめに採用していこう。それで削減目標を20%とし、経費も20%削減、私の報酬も20%削減します。議会の定数も20%削減してもらいます。年間50億円の一般会計予算を、多分40億円にすれば、合併しなかったことによって地方交付税が削減されても、私は十分やっていけると言うことを宣言しました。その通りやってきましたら、確かに削減があったり、増えたりしているのです。

合併しなかったことによって、私は、町民の命を守ったのと同じように、住民の今までの生活を

守ることができたと思っています。裕福になったとか貧しくなったということではなくて、住民のコミュニケーションは十分守れた、と思っています。

合併によって東庄のまわりから町が消え、東西南北——東が銚子市、南が旭市、西が香取市、それから北は茨城県の神栖市になりますから——ちょうどこのまん真ん中に、東庄町が1町残っています。職員との話し合いの中で、教育委員会も含めて11課あった課を5課ぐらいにしたい、という話をしました。「そんなのは、できるわけがないよ」という声も多かったのですが、小さく分かれて縦割りで仕事を行うよりは、4つ5つの課が1つの課になって仕事を進めた方がうまくいくのではないかと、ということに落ち着きました。不足するものは、お互いの仕事を理解して、協力し合い、係長たちには「一番やりやすい、30代から45歳ぐらいの半ばの人たちが、一番仕事としてやりやすい職場をつくろうじゃないか」と、みんなに徹底させました。職員数を20%削減しましたから、職員には20%の負荷をかけることとなりますので、給料等の削減は一切しない、と話しました。そうしましたら、職員からは、手当の一部や日当とかを返上する、と言ってきました。それには私も勇気づけられました。

◆生活を守り続けることが大切

井下田 そうですか。私の理解によれば、御承知の合併絡みの部分に少しこだわって申し上げれば、合併というのは、言うならば町村の数の減少と、プラス広域行政へのまっしぐらな突進だったかなと思います。お話を伺いますと、その側面があったにしても、御当地なりに地についた“あした”を描きながら、合併絡みの部分は、この御当地なら御当地なりの方向を、具体的に議員さんあるいは職員を含め、町民に示されたものの部分に大きなウエイトが置かれていたのかなと思いますけれども…。それが今になって、プラスしてはね返ってきているのでしょうかね。

2) 2004年12月6日、東庄町長が提案した住民投票条例案が町議会で可決した。

岩田 実は“良い・悪い”の判断は、まだ先のことだと思っています。ただ、合併に絡んで様々な問題があったにもかかわらず、今までの生活を守り続けられるということは良かった、と思っています。いろんな近隣の話が耳に入ってきます。「東庄町に残ってよかったね」というようなことを聞くことの方が多いので、良いことだけが私の耳に入ってきます。悪い話も入ってくればいいのですけれども。町民が近隣の集まりに行きましたら、「東庄町、小さな町でもきちっと残っているもの。残っていてよかったね。うちの町は地図上から名前も消えちゃったし、意欲的にならなくて、何かあれ以来、地域の結束力が非常になくなってしまったというようなことをよく言われるよ…」と、ニコニコしながら話をします。こういうような話を伺うと、良かったかなと思っています。良かったかどうか、結論を出せるのはもっと先だと思いますが。

井下田 それにしても、町長さんの極めて意欲的かつ精力的なお話を伺っていると…割（さ）いていただきました時間は、かなりオーバーしております。

最終的には、いま全国の町村長会の副会長さんのお立場などもありましようから、それらを踏まえて、町や村——もちろんその場合は、漁村も含みますけど——町村がどういうふうにしたら、生き残っていくことがこれからできるのでしょうか。それは、もちろんお立場もありますし、そうたやすく結論めいたお話をここで出していただくだけでも結構ですけれども。

岩田 いま実際には、町村というのは全国で932町村。それでも、市の数（767市）よりは町村の方が多いのです。市と町村は規模が全く違いますので、弱小自治体が残ったということになります。しかし、小さいからどうだとか、大きいからどうだ、というような話というのは余り出ていません。というのは、大きくなりようがないところがあり

ます。例えば島ですと、人口何百人という島が東京都にもあります。ですから、増やそうにも増えないのですね。それはずっと維持してきています。そういうところでも、きちっとした自治を形態として守っていますから、住民人達にとっては、やはり良いところなのです。

「その良い部分を、ずっと維持できるようにしていくためにはどうしたら良いか」と考えるのが多分、首長の考え方だと思います。今せっかくここまで、みんなが良い意味で生活を共存できるのに、これ以上よくしてあげようという気持ちの方にウエイトが強くいつているのではないかと、「これを維持できなかつたら、自分の仕事は終わりだな」と考えている首長たちが多いのではないかと、感じています。それから、やはり物を考えたりするということは、多くの人達の“話す場”をたくさんつくることではないのか、と思います。ですから、自分達で、「このようにしたいとか、このようなことをしたいんだけど、いかが」というような話し合いの場をつくること、全国の組織体が出てきますから、その中でお互いにいろんな話を交わすことが重要だと考えています。どちらかという、これは市にあまりできることではなくて、町村だからできることですし、結束するのも早いと思います。同じような問題をみんなで解決していくということに関しては、全国町村会の存在価値としては、大事な部分だと私は思っています。

◆ 街は住民がつくるもの

井下田 アメリカの都市学者にマンフォードという人がいまして、そのマンフォードに言わせれば、「都市はもろく、かつ減びる」と言うんです。とりわけ彼の著作の中で強調しているのは、いまの町長さんのお話のように、都市における非人間性の部分が、極めて芽が大きくなってきていて、それで結果的には人の結びつきが弱くなり、最終的には、都市はもろくて減びると言うんです。その点では、非都市を代表する農村の地域には、この

時代であっても、なおかつ人と人との結びつきの部分は色濃く、強く残っていますから、その部分はやはり、非都市である、農村部の強みだろうとは思いますがね。

岩田 私は、東京で少し生活していたことがあります。あえてなぜここに帰ってきたかというのは、今おっしゃられたような部分が、まだ残っているのです。そういうことを大事にするということ、高齢者の仲間入りという点では私も明日は我が身なのですが、お互いに高齢者を、一人暮らしの方達をどうするかという問題になると、田舎は非常にそういうものには関心があります。というのは、いま県が奨励しています“地域ネットワーク”というのがあります。自治会長を含めて、消防から民生委員から、いろんな役職の人たちが、そういう話を自治会の中でします。負担にならない程度に、お互いに見守り役になります。ですから、関心を持つことに対しては、うるさいぐらい関心を持ちます。それで、そういう人達を、きちっと見守っていけるのかなと思っています。

今年から自治会長の会議というのを開催しています。それはなぜかといいますと、今までの因習・風習の中では、いわゆる自治会長という仕事というのは、議員さんの紹介で議会に陳情して、自治会のいろんな困っている問題を議会で審議していました。これではダメだということで、自らの地域を任せられた人（自治会長）が、同じ立場の人達で話し合いをし、行政協力員会議ということで、自治会長会議の中で結論を出す方法にしました。それで自治会長がいま地域の中で、その立場にいて困っていることを皆さんの前で発表して、他の人達の意見を聞いて、最終的に結論づけようじゃないかと。同じ悩みがある人達は、「いまのは、私のところでもあります」ということで、関連ということでどんどん言ってくださいと。地域の中で自治会長さんが自らやらなければならない仕事の部分は、議会を通す必要はないです。「ここが壊れているのだから、明日でも直してください

い」というような話があったとしますと、いちいち議会で審議する必要はありません。それはもう、壊れてしまったものはいち早く直す。震災の教訓で、すぐ実施することにしました。そういうことで、自治会長の会議を2回ほど開催しましたが、これは地域をつくっていく人たちの集まりですので、議会と違った熱があります。ですから、街づくりの基本に近くなってきていると思います。住民がつくるべきだと、考えています。

議会は議会で、これは住民が選んだことなので良いのだけれど、地区を代表して選ばれた人達の会議を、きちんと行政が受けますということで、いわゆる自治会長会議というのを開催した。これは、住民の声を聞いたものがストレートで出てきますので、行政はその場で即答できるものは、明日でも仕事をします。というのは、“すぐやる課”なのです。うちの町には“すぐやる課”はないけれども、困っている問題は、どこの担当課でも“すぐやる課”になります、ということによってあったのです。会議は夜間にやって、次の日にできるものは、職員が出勤してきて、その現場に朝入っていきます。

井下田 そうですか。行政がいきいきと、具体的に見える形で動いているわけですね。いまの町長さんのお話の部分に即して申し上げれば、このところ全国的には、“新しい公共”という言い方があって、いまの町長さんのお話は具体的に始まっているかなと思いますけれども、御当地ではその部分がもう既に始まっているんですね。

岩田 始まっていますね。はい。ただ、形どおりのものではダメだということです。議会の人達がありますね、議員さん。質問要旨だとかなんかは知らない。即答でやりましょうと言って、議会と違った雰囲気です。それから、同じ立場同士の人達が、それに対して答えにまわります。「俺のところでは、そういう問題はこういうふうにして解決しました」って、そこで出てきま

す。今度は行政が聞き役になります。「あっ、良いことを聞いた」と。この間のテーマは、「一人暮らしで生活をしているのだけれども、自治会費が払えない。寄附金みたいな形でいろいろ役員さんが来るけど、なかなか負担になるので、“自治会を抜けさせてください”“地区を抜けさせてください”という要望が最近多いけれど、皆さんいかが」と。これを全体で図るわけですね。「うちでもそうだ、うちでもそうだ」。

井下田 やっぱり、御当地でもそうですかね。

岩田 行政側も、そういう方たちに「いろんな募金だとか、なにかをするということが良いんだろうか。その募金を受ける方たちのところまで入り込んで行って、地域として募金を下さいというのが良いんだろうか」というのをやると、全体が考えるのです、頭の中で。うちの地域も、それがいっぱいです。ない地域はないですよ。それをみんなで考えた。答えはこの次に出すと。これは何年来、考えてきたことでしょうね。

井下田 そうですか。それにしましても、先ほどから何度かマンフォードの話を申し上げていますがけれども、マンフォードに言わせれば、都市が減んだり、もろいというふうに指摘していますけれども、都市も生き残ってくれなければ困りますね。農村の非都市の部分と同時に共存にして、ともどもに生き残るような時代を、今後ともにつくり上げていきたいと思えますけれども、その辺の両者の融合といいたいでしょうか、その辺はどう判断したらいいでしょうか。

岩田 これは、すごくむずかしい問題です。田舎に住んでいて、良いか悪いかということになりますと、利便性だとかをを考えてしまいます。もっと便利な方が良いと思いがちです。都会を考えますと、こんな雑踏の中で余裕もなく生きていていいのかな…と。ですから、この部分の解消策とい

うのは、お互いがどのような連携をとっていくかということなのでしょうね。ですから、田舎は、ふるさとをつくってあげることも大事だと思います。都会と、どうにか話し合う機会とか、連携をするとか、そういうのをつくれたらいいと思います。いちばん、雑踏でうるさい東京都の区はどこでしょうか。私どもの方は、ものすごく静か過ぎるけれども、お互いにバーターといいますか、子ども達が行ったり来たりするようなことができますませんか。田舎の子どもは、都会に憧れていますから。都会の子どもは、マンネリ化して生きているから、これが当たり前だと思っています。

都会というのは、とりわけ東京は、地方の人たちの集まりでした。田舎のある人は、今でも夏休みとか、お盆とかに、おじいちゃん・おばあちゃんのところに行こうということになります。その意味で、都会と田舎のコミュニケーションが、今も続いていると思うのです。田舎のない人はそうはいきません。国としても、一極集中しないためにも、対策を強化していく必要があると思いますね。

農業体験を渋谷区の子どもにさせたりとか、それから今度は、植えたものが収穫期になるとどうなっているのか、現場を見せてあげる…。そういうことが、いろんな問題の解決にもなってくるような気がします。

井下田 そうですね。さあ、時間がかかり過ぎてしまいましたけれども、この辺でお開きにさせていただきたいと思えます。それにしても、実に意欲的かつ精力的な、日本の明日にとってヒント的なお話をたくさん伺いました。よい機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

— 県議会報告 —

千葉県の外郭団体における 仕組み債問題について



千葉県議会議員（千葉市中央区選出）

網 中 肇

序 評価損32.5億円 ずさんな資産運用

千葉県の外郭団体37団体のうち、4団体において、ハイリスクとされる「仕組み債」を総額131.3億円保有しており、平成23年3月末現在で32.5億円の評価損を抱えていることが私の実施した政務調査によって初めて明らかになりました。県はこの様な実態を把握していませんでした。

また、この「仕組み債」に関する問題については、巨額な評価損、ずさんな資産運用の実態などから、新聞各紙やテレビニュース等の報道でも大きく取り上げられました。

仕組み債とは、デリバティブ（金融派生商品）を仕組みとして利用した債券で、為替相場、株式市場及び金利等の指標によって、受取ることができる利子の額や償還時の元本が変動する債券です。当初は数%もの利子の受け取りが期待されるものの、その後の為替相場等の動向によっては、満期まで利子がつかず「塩漬け」になってしまう可能性もある、一般的にはハイリスクな商品と考えられています。

1 仕組み債の保有状況

図表1は千葉県の外郭団体の仕組み債の保有状況（平成23年3月末現在）を示したものです。

外郭団体37団体のうち、千葉県私学教育振興財団、ちば国際コンベンションビューロー、かずさDNA研究所及び千葉県漁連振興基金の4団体において、85件、総額131.3億円の仕組み債を保有しており、32.5億円の評価損を出しています。

図表1 団体別仕組み債の保有状況

団体名	件数(件)	取得価額 A	時価(評価額) B	評価損 C=(A-B)	評価損割合 C/A(%)
(財)千葉県私学教育振興財団	60	54.3億円	37.7億円	▼16.7億円	30.7%
(財)ちば国際コンベンションビューロー	1	1億円	0.7億円	▼0.3億円	26.5%
(公財)かずさDNA研究所	5	12億円	9.8億円	▼2.2億円	18.4%
(財)千葉県漁業振興基金	19	64億円	50.6億円	▼13.4億円	20.9%
合計	85	131.3億円	98.8億円	▼32.5億円	24.8%

平成23年3月末現在の状況 合計値は四捨五入のため合わない場合がある

保有件数は、千葉県私学教育振興財団の60件が突出して多くなっています。

取得価額としては、千葉県漁業振興基金の64億円が最も多く、評価損としては、千葉県私学教育振興財団の16.7億円が最も多くなっています。

評価損割合（取得価額に占める評価損の割合）は千葉県私学教育振興財団が30.7%と最も高くなっています。

2 仕組み債の発行体について

図表2は千葉県の外郭団体が保有する仕組み債の発行体の種別を示したものです。

発行体の種別の具体的な内訳として、外国政府・機関等の例としては、ザクセン・アンハルト州（ドイツに

図表2 外郭団体が保有する仕組み債の発行体について

発行体の種別	件数(件)
外国政府・機関等	14
金融機関	12
非公表	59
計	85

平成23年3月末現在の状況

ある16の連邦州のひとつ)、ノルウェー地方金融公社及びスウェーデン輸出信用銀行等があります。また、金融機関の例としては、パークレイズ銀行及びクレディスイスインターナショナル等があります。当該発行体が発行する仕組み債を保有する外郭団体は、発行体の信用リスク等について適切なモニタリングの実施が不可欠と考えられます。

そして、85件中、上記の26件以外の59件については発行体に関する情報は公表されませんでした。

3 仕組み債の信用格付けについて

図表3は千葉県の外郭団体が保有する仕組み債の信用格付けの状況を示したものです。

信用格付けとは、民間の信用格付け会社が、主に国債及び社債等に係る利息や元本の支払の確実性について、記号で示したものです。

大手格付け会社の一つであるスタンダードアンドプアーズ（S&P）では、最高の「AAA（トリプルA）」から、最低の「D」まで20段階程度の格付けがあります。一般的には、「BBB」以上の格付けの債券は投資適格とされますが、「BB」以下の債券は投資不適格とされ、信用力が低く、元本の償還や利息の支払いが不確実な債券とされています。

外郭団体が保有する仕組み債のうち、6件、総額（取得価額）約8.6億円分が「BB」に該当し、投資不適格な債券とされています。

図表3 外郭団体が保有する仕組み債の信用格付けについて

格付	件数（件）
A以上	65
BBB	6
BB	6
その他 (償還済み等)	8
計	85

平成24年3月現在（最新の格付け）原則としてスタンダードアンドプアーズ（S&P）の格付け

されています。

その後も購入は続き、平成23年には3月までに3件が購入されています。

5 仕組み債の運用期間について

図表5 外郭団体が保有する仕組み債の運用期間について

運用期間	件数（件）	構成割合
30年	45	52.9%
20年以上～30年未満	21	24.7%
10年以上～20年未満	8	9.4%
0年以上～10年未満	11	12.9%
計	85	100.0%

平成23年3月末現在の状況

図表5は千葉県の外郭団体が保有する仕組み債の運用期間の状況を示したものです。

運用期間は30年ものが最も多く、全体の半数を超え52.9%を占めています。また20年以上～30年未満の運用期間の仕組み債が24.7%と次に多くなっています。これらの運用期間が20年以上の仕組み債が全体に占める割合は、77.6%と極めて高い割合となっています。

4 仕組み債の購入時期について

図表4は千葉県の外郭団体が保有する仕組み債の購入時期の状況を示したものです。

外郭団体が平成23年3月末に保有している仕組み債は、平成14年から購入が開始され、平成19年にピークを迎え、全体の約3分の1の割合を占める29件が購入

図表4 外郭団体が保有する仕組み債の購入時期について

購入年	件数（件）	構成割合
平成14年	1	1.2%
平成15年	6	7.1%
平成16年	4	4.7%
平成17年	9	10.6%
平成18年	10	11.8%
平成19年	29	34.1%
平成20年	5	5.9%
平成21年	5	5.9%
平成22年	13	15.3%
平成23年	3	3.5%
計	85	100.0%

平成23年3月末現在の状況

6 仕組み債の利率変動要因について

図表6 外郭団体が保有する仕組み債の利率変動要因について

変動要因	件数（件）	構成割合
円／豪ドル為替	27	31.8%
円／米ドル為替	26	30.6%
円／米・豪ドル為替	12	14.1%
株価	12	14.1%
その他（金利等）	8	9.4%
計	85	100.0%

平成23年3月末現在の状況

図表6は千葉県の外郭団体が保有する仕組み債の利率の変動要因を示したものです。

為替相場の状況に応じて利率及び償還額が変動する仕組み債が最も多く、全体の76.5%を占めています。その中でも最も多いのは、円／豪ドル相場の状況に応じて変動する仕組み債となっており31.8%を占め、次に多いのは円／米ドル相場の状況に応じて変動する仕組み債となっており30.6%を占めています。

次に多いのは日経平均等の株価の状況に応じて変動する仕組み債で、14.1%を占めています。

7 仕組み債の償還予定金額について

図表7 外郭団体が保有する仕組み債の償還予定金額について

償還金額	件数 (件)	構成割合
額面100%	23	27.1%
変動	62	72.9%
計	85	100.0%

平成23年3月末現在の状況

図表7は千葉県の外郭団体が保有する仕組み債の償還予定金額の状況について示したものです。

満期まで保有した場合の償還金額は、額面の100%が23件で全体の27.1%、為替相場等によって変動するものが62件で72.9%となっています。

いずれの団体も、満期まで保有する目的の仕組み債については、円建てで額面の100%が償還されることとなっています。しかし、仕組みの内容次第では、為替相場が円高に振れた場合、受け取る利息はほぼ0に近く、解約するにしても、高額

の清算（違約）金を要することから、満期まで「塩漬け」になるリスクがあります。

その一方で、満期まで保有しない（比較的短期での保有を目的とする）仕組み債については、償還金額が変動するものが多くを占めます。これらの仕組み債は、特に評価損を抱えている状況では、流動性も著しく低下しており、もし解約するにしても、高額な清算（違約）金を要することから、急激な円安などによって早期償還がなされない限り「塩漬け」となり、結果として満期まで保有せざるを得ず、さらに償還時には元本割れのリスクを有しています。

8 仕組み債の運用体制等について

図表8は千葉県の外郭団体の仕組み債の運用体制について示したものです。

図表中の運用に関する規定等については、仕組み債に特化したものではなく、団体の資産運用に係る規程等について示したものです。

運用要綱及び運用方針等を持たずに運用していた団体が1団体、運用要綱及び運用方針等を有して運用していた団体が3団体、さらに運用計画書を保有している団体が1団体となっています。

財務担当者の恣意による資産の塩漬けを防ぎ、流動性を確保するとともに、損失の拡大を防ぐためのロスカット（損切り）基準についてはいずれの団体も保有していませんでした。

運用要綱及び運用方針等を持たずに運用していた団体は、今後早急に当該要綱等の策定に取り掛かる必要があります。

図表8 外郭団体の仕組み債の運用体制について

団体名	資産運用要項等	資産運用方針等	資産運用計画等	ロスカット(損切り)基準
(財)千葉県私学教育振興財団	○	○		
(財)ちば国際コンベンションビューロー	○	○		
(公財)かずさDNA研究所				
(財)千葉県漁業振興基金	○	○	○	

平成23年3月末現在の状況

9 仕組み債に係る今後の課題について

○外郭団体が保有する仕組み債の現状把握を求めています

県の外郭団体37団体は、県から当該団体への出資・出えんが25%を超える等、県との密接関連性を有する団体として「指導対象団体」とされています。公金が投入されている以上、県は各外郭団体がどのような資産運用を実施しているのかを詳細に把握しておく必要があります。特に、リスクが高いとされている仕組み債については、より詳細な運用実態の把握を県に求めています。

この点について、県は県議会の常任委員会において、「外郭団体の財務諸表はチェックしていたが、仕組み債の保有については把握していなかった。」「(仕組み債は)盲点だった。各団体の運用の実態について把握し、対応を検討していく。」こととしています。今後、県としての詳細な現状把握が求められます。

○外郭団体の資産運用に係る規定等の整備及び見直しを求めています

外郭団体における、適正なリスク管理のあり方、そのための適切な規定等のあり方等について、県として一定のガイドラインを策定することを求めています。

また、前出のとおり、資産運用に係る規程等を保有せずに、仕組み債等への投資を行っている団体があります。このような状態は、資産運用担当者の恣意によって投資がなされてしまう可能性が排除できないなど、適正な資産運用体制にあるとはいえません。

早急に資産運用に係る規定の策定を求めるとともに、当該規程を有している団体にあってもリスク管理に関しより実効的な規定等となるよう、見直しを求めています。

○外郭団体資産の毀損防止のため、県としての取り組みの実施を求めています

公金が投入されている外郭団体資産の毀損防

止を図るため、仕組み債に主眼を置きつつも、外郭団体資産全般をも視野に入れた、金融専門家及び有識者等で構成された資産運用に係る相談機関を設置するなど、外郭団体資産に関し適正な運用を図るべく支援、指導及び助言を行うことができる体制整備を県に求めています。

また、団体の資産運用において、リスク管理が適切である事例、運用成績が良好である事例など、外郭団体の資産運用上有益な情報を他団体と共有するための制度づくりを県に求めています。

○外郭団体に対する指導・監査体制の充実を求めています

多くの外郭団体において、現職の県職員が団体の理事及び監事等として就任しています。これは当該団体への最大の出資者として又は県と密接関連性を有するものとして団体の運営等に関し、県の一定の関与が必要とされているためと考えられます。

ところが、今回の仕組み債のケースでは、団体の資産運用等に関し、当該理事等が指導・助言を行うなどの期待された役割を果たすことができませんでした。

今後は、団体の資産運用等を含む団体運営に関して、当該理事等の適切な指導・助言を行うことを求めるとともに、県による監査等の実施を求めています。

○より一層の情報公開を求めています

今回は、私が実施した政務調査によってはじめて、外郭団体が抱える仕組み債による評価損の実態が明らかになりました。

今後は仕組み債による資産運用の実態を含め、外郭団体の財務状況の一層の情報公開を求めています。そうすることによってリスクの高い金融商品への過度な投資を抑制することが期待できるとともに、団体の資産運用の適切なリスク管理が図られるものと考えられます。

連載 7

数字で掴む 自治体の姿

— 歳入の状況(3) 地方交付税(その2) —



一般社団法人 千葉県地方自治研究センター副理事長
法政大学法学部教授 宮崎 伸光

●地方財政計画と自治体財源不足総額

前回記したように、地方財政計画は、内閣が国の政府予算関係資料として作成する「翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」です。そこに示される地方財政対策の攻防を経てようやく確定した地方交付税の総額こそ確保された大枠となります。そして、この枠に基づいて、各自治体それぞれに算定された財源不足額が全体として調整され、普通地方交付税として配分されることとなります。

地方交付税の大枠の内では、まず普通地方交付税と特別地方交付税に原資が分けられます。この普通地方交付税の原資と各自治体の財源不足額の総額をピタリ一致させることを狙い、総務省は計

算式に工夫を凝らし、『普通交付税及び地方特例交付金算出資料』という「穴埋めドリル」のような計算書を作成して全国の自治体に配布します。これを受けた各自治体は、それぞれに必要な項目の穴を埋めるべく自らの自治体の数値を書き込み、所定の計算式に基づく結果を足し上げることで財源不足額を算定します。

そして各自治体において計算された財源不足額が都道府県を通じて総務省に集約され、その総和が自治体財源不足総額となります。

ところで、地方交付税の仕組みについては、次のような式を用いた説明を目にすることがあります。

$$\begin{aligned} (\text{普通地方交付税総額}) &= (\text{自治体財源不足総額}) \\ &= \sum \{(\text{基準財政需要額}) - (\text{基準財政収入額})\} \\ &\quad \text{※ただし、}\Sigma\text{は基準財政収入額が基準財政需要額を上回る自治体を除く全自治体の和} \end{aligned}$$

しかし、この式は厳密には1行目に誤りがあります。実際に各自治体が計算した財源不足額の全国総計は、地方財政対策を経て地方財政計画に盛り込まれている普通地方交付税の原資総額とは一致しません。

計算された自治体財源不足総額が普通地方交付税の原資総額を超える場合は、その超過分を削る比率（調整率）が各自治体の基準財政需要額に乗

ぜられ、また、自治体財源不足総額が普通地方交付税の原資総額に満たない場合は、その剰余分は特別地方交付税に回されます。

つまり、積み上げられた自治体財源不足の総額が地方交付税として分配されるのではなく、地方財政対策によって決められた地方交付税の総額が各自治体ごとに計算された基準財政需要額と基準財政収入額の差額を基に配分されます。

●基準財政需要額

多くの人が家計のやりくりを念頭に置くためかもしれませんが、自治体の財政についても収入が支出に先立つものとして考えられがちのようです。しかし、こと地方交付税を自治体の視点から考察するには、逆に考える方が理解しやすいと思います。

各自治体に一定の行政水準に見合う財源を保障することが、地方交付税制度の目的の1つであることは、すでに前回触れたところですが、この「一定の」と敢えてほかした行政の水準が高くなれば当然に費用は嵩みます。そこで、具体的に財源を保障するとなれば、まずはその水準そのものが問題となります。

これに関しては、地方交付税法の第3条第3項に、自治体は「合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない」とする規定があります。これを素直に読む限りにおいては、「法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容」が最低限で、それより上方に「合理的、且つ、妥当な水準」があるようです。あるいは、最低線は明文化できるが、維持努力を図るべき水準には裁量の余地があると読むこともできます。もっとも、この条文の趣旨は、地方交付税はその用途が限ら

れない一般財源とはいえ、自治体はなすべき仕事をないがしろにして他に多く支出してはならないということですし、さらに踏み込んで言えば、国の政策として「法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容」の忠実な履行を自治体に求めているということなのです。

つまり、地方交付税によって財源が保障される行政水準は、国の各省庁が自らは実施できずに自治体の手を借りてその普通会計を通じて実現している諸政策を確保したうえで、「合理的、且つ、妥当」と総務省が規範的に認める水準に他なりません。

現に多くの自治体は自前の財政力では賄いきれない仕事までもこなしています。それには国庫支出金として一括される補助金や負担金による政策誘導があることはもちろんですが、そうした補助事業等についても、実施に必要とされる人件費などの自治体負担経費が財政需要額として地方交付税に組み込まれることで支えられています。

各自治体における基準財政需要額は、経費の種類が目的別に区分された費目ごとに、そしてその多くはさらに経常経費と投資的経費に区分され、それぞれについて予め画一的に定められた「単位費用」に当該自治体における「測定単位の数値」と当該自治体に適用される「補正係数」を乗じて得られた値が総計された金額になります。

単位費用は、地方交付税法第2条第6号に「道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当りの費用…（中略）…で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乗すべきものをいう」と定義されています。

ここで「標準的条件を備えた地方団体」とは、人口10万人（地方交付税制度全般を通じて「人口」とは官報に公示された最近の国勢調査人口）、面

積（国土地理院が公表した最近の面積）160平方キロメートルの市町村（都道府県については、人口170万人、面積6,500平方キロメートル）を基本とし、さらに費目ごとに細かく行政規模が平均的で自然条件や地理条件が特異ではないことなどを想定して設定されます。また「地方団体」とは、市町村や都道府県、すなわち自治体のことです。「『合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合』又は『標準的な施設を維持する場合』に要する経費」の前者に要する経費は経常経費、後者に要する経費は投資的経費です。

費目ごとの経常経費は、実に細かく具体的に「合理的、かつ、妥当な水準」が想定され、それを実現するための人員を含めた必要資源に係る経費が積み上げられます。

一方、投資的経費については、事柄の性質上「標準的」と見なし得る水準は決めにくく、その意味では地方交付税に馴染みにくい側面があります。1968（昭和43）年度までは、建物等の減価償却の考え方に基づいて各年度の経費が算定されていました。先に示した定義、すなわち「標準的な施設を『維持する』場合に要する経費」で、「建設する」ではなく「維持する」とあるのはその名残とも言えそうです。

この減価償却算入方式は、経常経費と投資的経費を区分することとされた1969（昭和44）年度に、「標準事業費」または「標準事業費」と「調整事業費」との合算額を算入する計画的事業費算入方式に改められました。以来、国が定める各種の長期計画に位置づけられる範囲をもって突出が抑制され「標準的」と見なされています。

すなわち、単位費用とは、経常経費と投資的経費の双方ともに、まず「標準的な歳出」が想定され、そこから特定財源を差し引いて測定単位の数値で除すことで得られる、いわば規範的単価に他なりません。

測定単位は、地方交付税法第2条第5号に「地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをいう」と定義されています。単位費用と共に地方交付税法によって

【表 01】 基準財政需要額の算定費目・測定単位・補正の種類・単位費用

経費の種類	測定単位	補正の種類	単位費用
個別算定経費			
一 消防費	人口	段階補正・密度補正・態容補正	一人につき 11,300円
二 土木費			
1 道路橋りよう費	道路の面積 道路の延長	種別補正・態容補正・寒冷補正 態容補正・寒冷補正	千平方メートルにつき 79,600円 一キロメートルにつき 206,000円
2 港湾費	港湾における係留施設の延長 港湾における外郭施設の延長 漁港における係留施設の延長 漁港における外郭施設の延長	種別補正・態容補正・寒冷補正 態容補正 態容補正・寒冷補正 態容補正	一メートルにつき 27,600円 一メートルにつき 6,100円 一メートルにつき 11,600円 一メートルにつき 4,380円
3 都市計画費	都市計画区域における人口	態容補正	一人につき 1,010円
4 公園費	人口 都市公園の面積	態容補正	一人につき 561円 千平方メートルにつき 37,700円
5 下水道費	人口	密度補正・態容補正	一人につき 94円
6 その他の土木費	人口	段階補正・密度補正・態容補正	一人につき 1,820円
三 教育費			
1 小学校費	児童数 学級数 学校数	密度補正・態容補正・寒冷補正 態容補正・寒冷補正 態容補正・寒冷補正	一人につき 44,800円 一学級につき 914,000円 一校につき 9,441,000円
2 中学校費	生徒数 学級数 学校数	密度補正・態容補正・寒冷補正 態容補正・寒冷補正 態容補正・寒冷補正	一人につき 42,300円 一学級につき 1,149,000円 一校につき 9,917,000円
3 高等学校費	教職員数 生徒数	種別補正・態容補正・寒冷補正 種別補正・態容補正・寒冷補正	一人につき 7,096,000円 一人につき 81,200円
4 その他の教育費	人口 幼稚園の幼児数	段階補正・密度補正・態容補正 態容補正・寒冷補正	一人につき 5,180円 一人につき 353,000円
四 厚生費			
1 生活保護費	市部人口	段階補正・密度補正・態容補正・寒冷補正	一人につき 8,970円
2 社会福祉費	人口	段階補正・密度補正・態容補正	一人につき 19,600円
3 保健衛生費	人口	段階補正・密度補正・態容補正	一人につき 6,460円
4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口 75歳以上人口	段階補正・密度補正・態容補正	一人につき 65,600円 一人につき 81,400円
5 清掃費	人口	密度補正・態容補正	一人につき 5,230円
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	段階補正・密度補正・態容補正・寒冷補正	一戸につき 83,800円
2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	密度補正・態容補正・寒冷補正	一人につき 289,000円
3 商工行政費	人口	段階補正・態容補正	一人につき 1,480円
六 総務費			
1 徴税費	世帯数	段階補正・密度補正・態容補正	一世帯につき 5,300円
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数 世帯数	段階補正・密度補正・態容補正 段階補正・密度補正・態容補正	一籍につき 1,540円 一世帯につき 2,360円
3 地域振興費	人口 面積	段階補正・密度補正・態容補正・寒冷補正 種別補正・態容補正・寒冷補正	一人につき 2,280円 一平方キロメートルにつき 1,219,000円
七 災害復旧費	災害復旧事業債の元利償還金	種別補正	千円につき 950円
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業債の元利償還金		千円につき 800円
九 補正予算債償還費	(昭和56～平成10年度)補正予算債の元利償還金 (平成11～14年度、平成16～23年度)補正予算債の額	種別補正 種別補正	千円につき 800円 千円につき 55円
十 地方税減収補填償還費	(平成3～23年度)地方税減収補填債の額	種別補正	千円につき 24円
十一 地域財政特例対策債償還費	(平成3～5年度)地域財政特例対策債の額	種別補正	千円につき 36円
十二 臨時財政特例債償還費	(平成3～12年度)臨時財政特例対策債の額	種別補正	千円につき 37円
十三 財源対策債償還費	(平成6～23年度)財源対策債の額	種別補正	千円につき 56円
十四 減税補填債償還費	(平成6～8年度、平成10～18年度)減税補填債の額	種別補正	千円につき 87円
十五 臨時税収補填債償還費	(平成9年度)臨時税収補填債の額	種別補正	千円につき 53円
十六 臨時財政対策債償還費	(平成13～23年度)臨時財政対策債の額	種別補正	千円につき 67円
十七 東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	(平成23年度)東日本大震災全国緊急防災施策債の額	種別補正	千円につき 6円
経費	人口 面積	段階補正 種別補正	一人につき 22,070円 一平方キロメートルにつき 2,583,000円

*基準財政需要額への算入は、本表に示したものの他に、地方交付税法附則第5条に示される特別の地方債に係る償還費等がある。

定められますが、費目分類も含め、毎年改訂が繰り返されます。

単純に費目ごとに考えるとすれば、規範的単価である単位費用の量を測る尺度として最適な測定単位は、費目の性質等に応じていろいろになると思われまます。たとえば消防費の測定単位は、地方交付税の前身であった地方財政平衡交付金制度における1951（昭和26）年度までは家屋の床面積でした。しかし、費目ごとに独自の測定単位を設定するとなれば、計算が非常に複雑煩瑣なものになります。そこで、消防費の測定単位は1952（昭和27）年度から人口へと切り替えられ、1954（昭和29）年度に旧制度が地方交付税制度に改められてからもずっと継続されてきました。他の費目についても、人口あるいは面積と相関の高い経費については、測定単位がそれぞれに切り替えられていく傾向にあります。

さらに、費目自体についても、人口と面積を測定単位とする包括算定経費に一部が統合されるようになり、計算の簡素化が進められています。

補正係数は、その必要性を説明する理屈は簡単です。たとえば人口を測定単位とする特定の費目につき、同じ行政水準を実現するためにかかる経費が人口が倍になれば倍、10分の1になれば10分の1で良いかといえ、そうならないことは明らかでしょう。費目によって、人口増に伴い規模の利益（スケールメリット）により効率が良くなるものもあれば、混雑の不利益（スケールデメリット）によりそれが悪くなるものもあります。また、たとえば年間を通じてほとんど降雪のない地域と豪雪地帯では条件が全く異なります。そこで、単純に「単価×数量」すなわち単位費用に測定単位の値を乗じただけでは避けられない不合理を解消

するために何らかの補正が必要となり、補正係数がその役割を果たします。しかしながら、実際にどのように補正をするかということになると大変複雑です。

単位費用や測定単位とは違い、補正係数は総務省令によって毎年改正されます。種々の補正係数は、連乗もしくは加算されてまとめられますが、これによって個々の自治体における基準財政需要額は大きく左右されることとなります。しかし、種々の補正係数それぞれの根拠や補正効果に関する情報は必ずしも明らかではありません。ときに特定の政治家の意向を忖度して操作されているのではないかという批判を招くことがあり、一方では、自治体関係者からも、自己に有利なように変更を求める要望が総務省に対して多く寄せられるなど、簡素化とは矛盾する働きかけがあることもまた事実です。

補正係数の種類には、種別補正（測定単位に費用の差がある種別がある場合の補正）、段階補正（スケールメリットなどによる補正）、密度補正（人口密度や道路面積当たりの交通量などによる補正）、態容補正（都市化の度合いや離島などの条件の差による補正）、寒冷補正（寒冷地・積雪度などによる補正）、数値急増／急減補正（人口の急増／急減などによる補正）、合併補正（合併にともなう特例補正）などがあります。

なお、災害復旧事業債や辺地対策事業債等については元利償還金、財源対策債や国の減税政策に伴う地方税減税を補填するための減税補填債等については起債額、それぞれの一定の割合も基準財政需要額に算入されます。すなわち、地方交付税の仕組みは、国庫支出金のみならず地方債とも結びついています。

●基準財政収入額

基準財政収入額は、標準税収入額に算入率を乗じ、それに地方譲与税等を加えて算定されます。

ここで、標準税収入額とは、対象税目に標準税率の定めがあるものについては標準税率、その定めがないものについては課税実績等をふまえた一定の率を乗じて計算される規範的収入見込額です。

対象税目は、【表02】に示すとおりです。法定外普通税および法定外目的税は対象とされていませんので、自治体が法定外の独自課税を行った場合にもそれが原因で地方交付税が減額されることはありません。なお、自治体が政策的判断によって標準税率を下回る軽減税率を採用している場合に

も、それによる減収分は地方交付税の算定においてはまったく考慮されません。

算入率は、法定普通税等に乗じられるものは基準税率、税交付金等に乗じられるものは基準率と呼ばれます。その率は、2003（平成15）年に都道府県が80パーセントから5パーセント引き下げられ、現在では市町村と都道府県ともに75パーセントと規定されています。ただし、地方譲与税と交通安全対策特別交付金およびいわゆる「三位一体改革」による所得税から個人住民税への税源移譲相当額については全額、すなわち100パーセントが基準財政収入額に算入されます。

標準税収入額のうち、基準財政収入額に算入されない地方税・税交付金・市町村交付金・地方特例交付金の残り25パーセント分は、留保財源とも呼ばれます。

この留保財源については、自治体の自主財源たる税源に対する涵養意欲を損なわないために置かれる、という説明を見ることがあります。確かに、自治体が税収増に努力をし、その成果を得たとすれば、それだけ留保財源は多くなります。

ときに留保財源を多く確保したい自治体の思惑から、その率を高める要望が出されることがあります。しかし、それは基準財政収入額への算入率を下げることであり、基準財政収入額を減らしますから、基準財

政需要額に変化がないとすれば、各自治体の財源不足額を大きくし、結果として自治体財源不足総額を膨らませます。ところが、地方交付税の総額は地方財政計画に枠づけられていますから、超過分を削る調整率が大きくなり、最終結果としては基準財政需要額を事実上削る作用となって現れます。さらに制度を安定させようとするれば、基準財政需要額の削減を導くこととなります。つまり、大枠自体に大きな変化がない限り、地方交付税に対する依存度の高い自治体ほど厳しい結果となって跳ね返ってくるのが考えられます。

【表 02】 基準財政収入額の対象税目と算入率等

	対象税目等	算入率(基準税率・基準率等)	備考
一 普通税 一般財源	市町村民税	75%	たばこ交付金を除く
	固定資産税	75%	
	軽自動車税	75%	
	たばこ税	75%	
	鉱産税	75%	
税交付金	利子割交付金	75%	指定都市のみ対象
	配当割交付金	75%	
	株式等譲渡所得割交付金	75%	
	地方消費税交付金	75%	
	ゴルフ場利用税交付金	75%	
	自動車取得税交付金	75%	
地方譲与税	軽油引取税交付金	75%	指定都市のみ対象
	地方揮発油譲与税	100%	
	特別とん譲与税	100%	
	自動車重量譲与税	100%	
その他	石油ガス譲与税	100%	指定都市のみ対象
	市町村交付金	75%	
目的財源	地方特例交付金	75%	
	事業所税	75%	
	地方譲与税等	100%	
	航空機燃料譲与税	100%	
	交通安全対策特別交付金	100%	

●特別地方交付税

特別地方交付税は、災害等特別の事情に基づく特別な財政需要額を補填するほか、普通地方交付税の算定方法では補足しきれない財政需要を補完するものとして説明されることがあります。確かに簡単に説明すればそのとおりともいえるのですが、仔細にみると、対象となる特別あるいは例外的財政需要や特別地方交付税に充てる割合の根拠など、必ずしも合理的に説明がつくものではありません。

災害等による特別あるいは例外的な財政需要は、いつ発生するか予測が困難ですし、多くの場合に当該自治体の財政事情には関係がありません。そこで、地方交付税の仕組みの内部に備えを用意し、自治体財政の均霑化と財源保障をする中でいわば自治体が共同で助け合うことには合理性があるといえましょう。しかし、たとえ応急対応が必要な場合であっても、闇雲にお金をばらまくようなことではいけませんので、予めルールを定め、それに

従うことが求められます。とはいえ、一方では事柄の性質上柔軟な対応が求められる場合が少なくないことも想像に難くはありません。そこで特別地方交付税については、その対象となる財政需要の決め方をはじめとしたルールが論点になります。

そのルールは「特別交付税に関する省令」(1976(昭和51)年12月24日自治省令第35号)に定められています。同省令では、対象事項と算定の方法が表にまとめられていますが、頻繁に改正が重ねられています。その時々々の事情に合わせて改正が重ねられ、結果としては非常にわかりにくいものになっています。

特別地方交付税は、算入対象が法定される普通地方交付税と違い、一面においては柔軟性に富みますが、同時に他面においては透明性に欠けます。多くの自治体に共通する財政需要については普通地方交付税に算入し、極めて特別な少数の自治体だけが必要とする財政需要については特別地方交付税に算入するという原則が貫徹していれば納得がいくのですが、必ずしもそうなっているわけはありません。

実は、これまでの特別地方交付税制度の運用についてはあまり評判が良くありません。実態がよくわからないままに「総務省の掴み金」と批判されることもしばしばでした。

市町村ごとの特別地方交付税の額を算定するのは都道府県知事ですが(同省令第7条)、かつてある県において県職員出身者が助役等を務める市

町村に対して助役就任初年度300万円、次年度200万円などと特別な査定項目を設けて特別地方交付税を上乗せしていた例がありました(『自治日報』2001(平成13)年9月7日)。また、市町村と都道府県を通じて特別地方交付税の額を決定するのは総務大臣ですが(同省令第6条)、私自身、ある総理大臣経験者から「頼みもしないのに地元の交付税が増えた」と直接聞いたことがあります。それは真実かどうかわかりませんが、少なくともご本人に総理大臣就任との因果関係を意識させたことは間違いありません。

地方交付税の原資総額から最初に特別地方交付税分として確保される割合、すなわち現在6パーセントとされている比率にも、明確な根拠はありません。1954(昭和29)年度の地方交付税制度発足当初は8パーセントでしたが、1958(昭和33)年度に6パーセントに引き下げられてからはそれが長く続き、2011(平成23)年度に4パーセントに改められました。しかしながら、まさに未曾有の大災害であった東日本大震災によって惹起された膨大な特殊財政需要に応じるため、同年の法改正では2011(平成23)年度から2013(平成25)年度まではなお6パーセントを継続し、2014(平成26)年度は5パーセントとすることとされています(地方交付税法第6条の2、地方交付税法等一部改正法(平成23年法律第5号)附則第2条第2項)*。

●地方交付税制度の課題と改善方向

地方交付税は、その名称からしてあたかも各省庁の補助金や負担金といった国庫支出金と同様に国が「地方」に「交付」する資金であるかのように見えるかもしれません。しかし、その基本的性質について総務省は「国が地方に代わって徴収する地方税」であり、(自治体全体の)固有財源であると説明しています。ただ、財務省の見解はそれとは異なっており、税収等の受け入れをする「国税収納整理資金」から、いったん国の一般会計の歳入として計上され、「交付税及び譲与税配付金特別会計」に支出されています。

制度上は、これを国の一般会計を経由しない特別会計の1つに位置づけることに無理はありませんし、むしろその方が合理的であると思われます。地方交付税の制度や運営が国政レベルの諸事情にいたずらに左右されることを防ぐためにも、この仕組みは改められるべきであると思います。

地方交付税制度は、つとにその複雑なることが批判され、総務省自治財政局交付税課の限られた職員しか全貌がわかる者はいない、と極論されることまであります。もちろん、そのようなことはありませんが、十分な理解なく乱暴にも映る議論

が進むことも稀ではありません。

たとえば、すでに記しましたように、算定の当初過程においては個別の財政需要が反映され細かく積み上げられますが、終盤の過程において合算後の数字に調整率が乗せられるなどして、自治体に分配される時には、個々の財政需要に対してどれだけの金額が手当されているのかを判別することはできませんが、そうした仕組みを知ってか知らずか、特定の財政需要にこだわって財源の確保を主張する「財源保障」の議論がしばしばあります。

確かに、特別地方交付税の運用など、不明朗な

部分を残していることも事実です。公正ないし公平のために制度を精緻化することも必要なのかもしれませんが、柔軟な対応もまた必要です。自前の財政力を超えた仕事を余儀なくされる多くの自治体の現状からは、税源を中心とした自主財源の拡充強化が強く求められるとはいえ、財政調整の仕組みは不可欠であるといえるでしょう。毎年繰り返される制度改正は、そのこと自体が制度を複雑化する側面もありますが、大きな方向としては簡素化に向かっており、今後も絶えず改善が志向されていくと思われま

●千葉県内市町村における地方交付税の状況

すでに記しましたように、規範的推論によって算出される基準財政需要額は、自治体の実際の需要額のすべてを補足し得ません。算入対象となる費目に限っても、消防費を唯一の例外として、その他については自治体が実際に支出した歳出決算額の内輪に止まると一般に言われています。まして算入対象とされていない費目に関する支出も少なくありません。

また、基準財政収入額についても、わずかに法定外普通税や法定外目的税等は算定外とはいえ、算定対象となる税や交付金に算入率が乗じられることもあり、実際の歳入決算額よりも少額に見積もられます。

この基準財政需要額と基準財政収入額の算定方法に鑑みれば、単純に両者をそれぞれ歳出決算額ないし歳入決算額と比較し、その割合をみてもあまり意味が感じられません。しかし、地方交付税制度における財源保障の考え方には、国の各省庁が自ら貫徹し得ない政策を自治体を通じて確実に実施させるという意味が込められていました。法律等により自治体へ実施が迫られる事務事業については基準財政需要額に何らかの形で組み込まれているとみるならば、基準財政需要額が歳出決算額に比べて大きな割合を示す自治体は、そうしたところで手一杯、逆にその割合が小さな自治体は、独自の政策展開にお金をかけている、あるいはお金がかかっている、と概ねいえそうです。また、市町村民税や固定資産税といった基幹税収を多く

見込めるところでは、留保財源もそれに応じて豊かになり、一方で収税能力の弱い自治体では基準財政収入額への算入も小さくなります。すなわち、基準財政収入額が歳入決算額に比べて小さい割合のところは税収の少ないところ、逆にその割合が大きな自治体は独自財源が豊かである、とも概ねいえそうです。都市計画税が基準財政収入額の算定対象外とされていることもこの傾向を促します。

そこで、決して厳密な推論ではありませんが、横軸に基準財政収入額を歳入決算額で除した値（パーセント）、縦軸に基準財政需要額を歳出決算額で除した値（パーセント）とすれば、各自治体の値を配したときに右下がりの大雑把な傾向が現れるのではないかと予測しました。

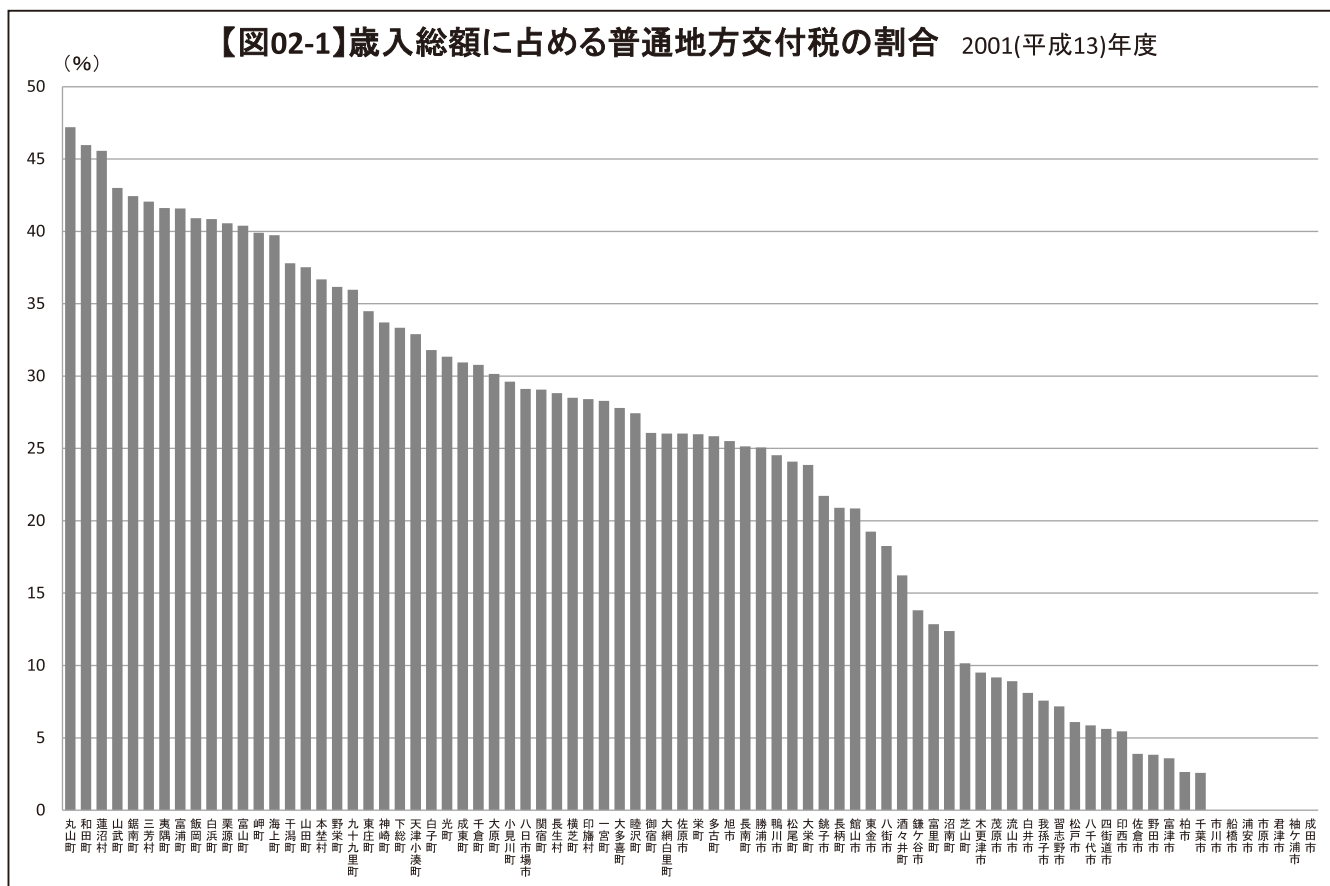
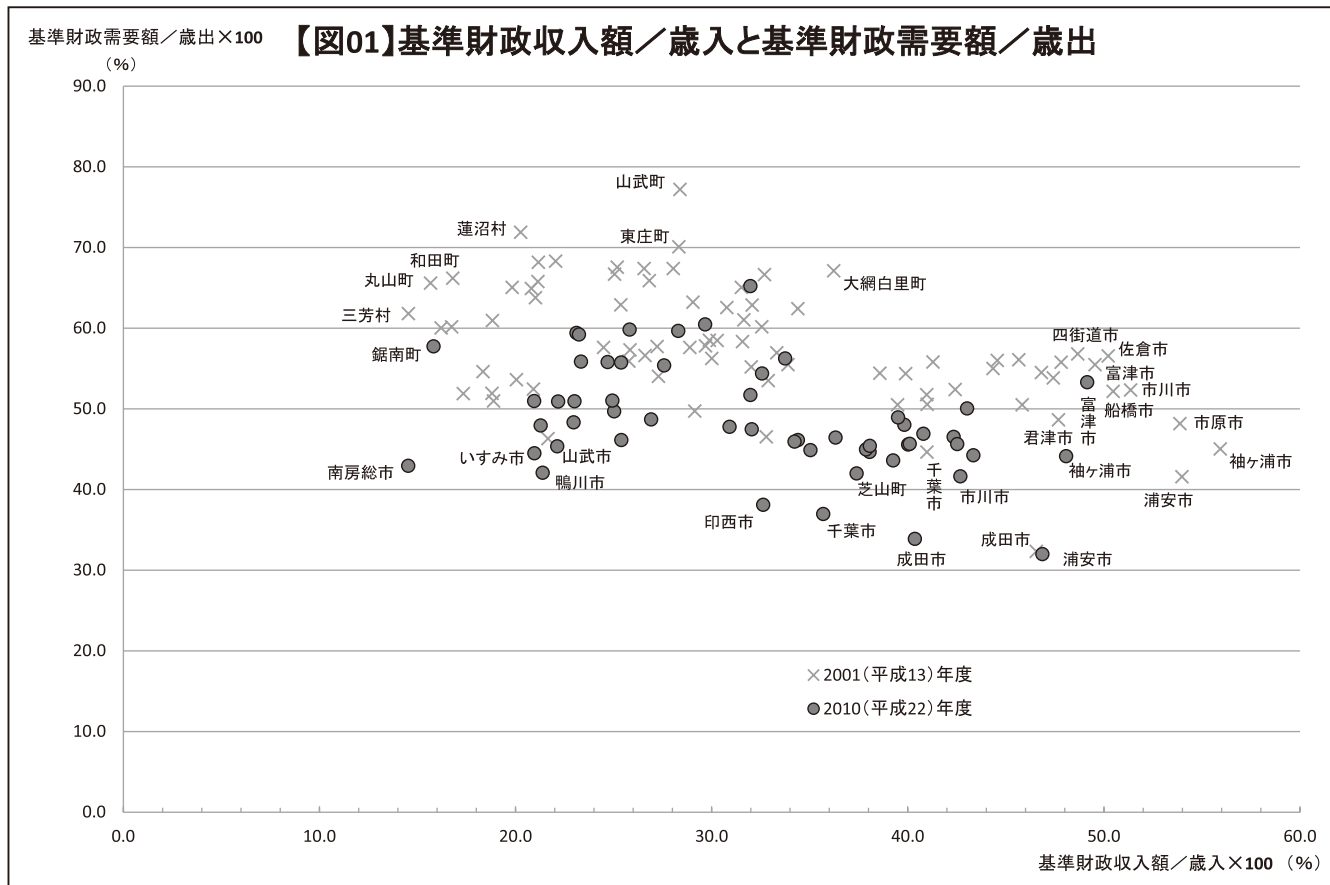
【図01】は、その予測をもとに2001（平成13）年度と2010（平成22）年度の各自治体の値を記した散布図です。両年度とも、予想どおり右下がりの傾向を看取することができます。

また、この図からは、2001（平成13）年度の各自治体の値を示す点の集合よりも2010（平成22）年度の方がやや下方に位置していることもわかります。すなわち、この10年間に基準財政需要額として算定される割合が減少しているともいえそうです。

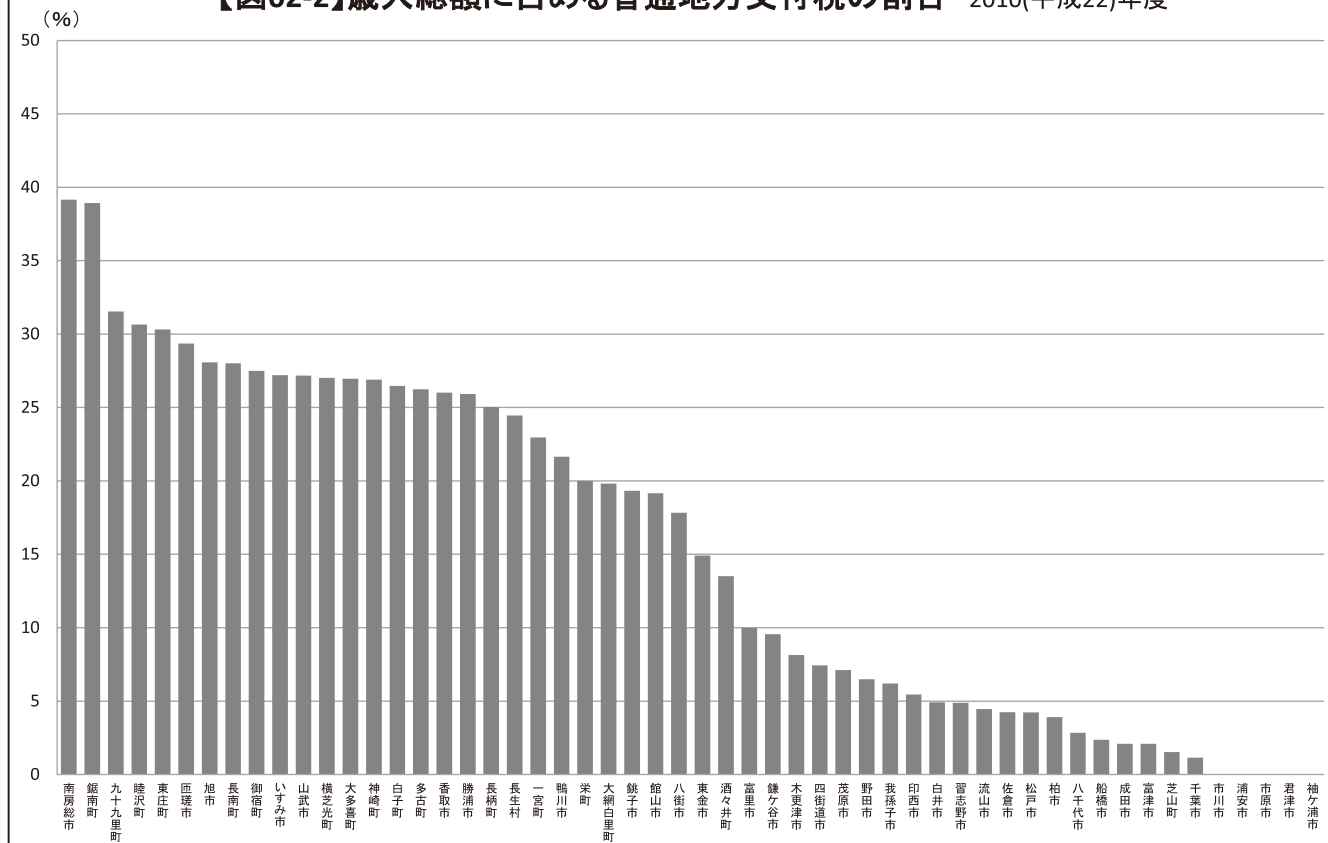
そのことは、別の角度から見たときにも現れます。【図02-1】と【図02-2】は、やはり2001（平成13）年度と2010（平成22）年度の歳入総額に占める普通地方交付税の割合を高率の自治体から順

に並べたものですが、両者を見比べると後者の棒グラフの背丈が縮んでいることが一目瞭然です。すなわち、全体として自治体の歳入に占める普通

地方交付税の割合はこの10年間に低下しています。ここまでの記述で明らかなように、地方交付税の制度は緻密な計算と大胆な調整が混在し、結果



【図02-2】歳入総額に占める普通地方交付税の割合 2010(平成22)年度



として非常に複雑なものになっています。地方財政計画で用意される地方交付税の原資と実際に必要とされる額、すなわち基準財政需要額と基準財政収入額の差額の総和は、実は、驚嘆に値するほど近似します。しかも、それは「神業の如く」と表現するには怪しいほど毎年続いています。手品のタネは、いろいろなところに潜んでいるようですが、非常に細かく定められた補正係数も、その数字を少し増減させるだけで最終的な結果は大きく動きますので、その1つに違いありません。ともあれ、すでに記したところですが、制度は簡素化透明化の方向に動きつつあります。単位費用の測定単位は、人口ないし面積との相関があるものについては、なるべくこの2つにまとめ、他は捨象される方向にあります。

本連載は、自治体財政分析のいわば「はじめの1歩」として、決算カードに盛り込まれている「数字」を読んで自治体のあらましを把握することを狙いとしていますので、脇道にそれてしましますが、ここで、基準財政需要額が人口ないし面積とどれほど関係があるかを少しだけ調べてみましょう。統計数学（数理統計学）の手法を使いますが、

詳しく解説するゆとりはありませんので、ご関心のある向きは「回帰分析(線形重回帰)」というキーワードで専門書をご覧ください。また、わかりやすい結末が導かれますので、途中は飛ばしても結論はお読みください。

まず、

目的変数： y 基準財政需要額

第1説明変数： x_1 人口

第2説明変数： x_2 面積

として、各自治体には番号を付し、添え字でそれを表すとします。

そして、

$$y_i = ax_1 + bx_2 + c + e_i$$

という線形重回帰モデルを考えます。

ここで、 a 、 b 、 c は係数、 e_i は x_1 と x_2 だけでは説明しきれない誤差です。

まず (x_1, x_2, y) の3次元空間において配置される各自治体の位置からの距離の和が最も小さくなるような平面を求めます。

それは、全体として誤差を最小にすることにほかなりません。

各自治体の誤差は、

$$e_i = y_i - (ax_{1i} + bx_{2i} + c)$$

となりますが、この値にはプラスマイナスの双方があり得ますから、各自治体についてこの値を2乗し、その全てを合計した値が最小になるとき

の各係数を求めればよいことになります。

次に、そこで得られた平面によってどれだけ目的変数の説明がつくか等の指標を得ます。

実際に、各自治体の値からこれらを計算すると、【表03】と【表04】の結果が得られます。

【表03】重回帰分析（目的変数：基準財政需要額）

	2001(H13)年			2010(H22)年		
	人口	面積	y切片	人口	面積	y切片
係数	a= 144.687	b= 13,105.683	c= -208,245.311	a= 125.778	b= 17,337.298	c= -574,240.758
標準誤差	2.727	6,080.557	486,273.024	2.040	4,403.217	537,885.347
t	53.062	2.155	-0.428	61.664	3.937	-1.068
P値	0.0	0.034	0.670	0.0	0.000	0.291

【表04】重相関係数等（基準財政需要額と人口・面積）

	2001(H13)年	2010(H22)年
重相関係数 R	0.990	0.994
重決定係数 R ²	0.979	0.988
補正重決定係数	0.979	0.988

【表03】に見るように、

2001（平成13）年度については、

$$(\text{基準財政需要額}) = 144,687 \times (\text{人口}) + 13,105.683 \times (\text{面積}) - 208,245.311$$

2010（平成22）年度については、

$$(\text{基準財政需要額}) = 125,778 \times (\text{人口}) + 17,337.298 \times (\text{面積}) - 574,240.758$$

という式を得ることができます。

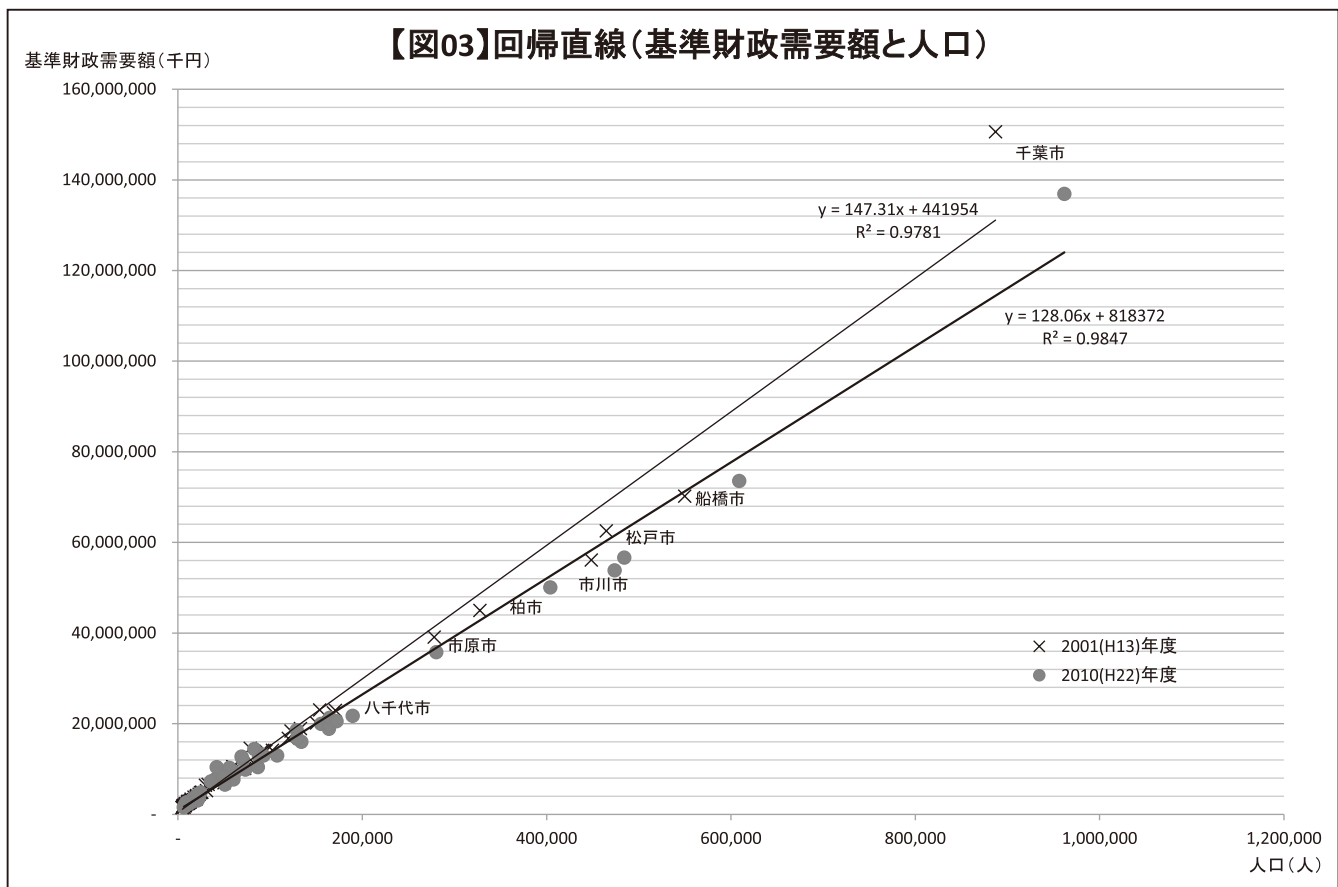
【表04】の重相関係数等を見ると、いずれも極めて高い値になっており、この線形重回帰モデルが十分良く当てはまること、すなわち、人口と面積からほぼ基準財政需要額が決められるということが看取されます。

さらに、【表03】のtの値とP値を見ると、人口の寄与率が極めて高いことも看取されます。そこで、人口の要素だけを取り出して基準財政需要額の説明がつくかどうか、単回帰分析も試みました。

【図03】は、横軸に人口、縦軸に基準財政需要額をとり、各自治体を配した散布図に回帰直線を加えたものです。【表05】および【表06】からは、面積の要素を落としてもその影響は微細に止まり、人口だけでほぼ説明がつくことが看取されます。

また、わずかな変化とはいえ、2001（平成13）年度と2010（平成22）年度を比較すると、人口と基準財政需要額の相関関係がより高まっていることも確認できます。

そこで、回帰分析の結論ですが、基準財政需要額は、すでにほぼ人口の要素のみから予測が可能なるほど人口に大きく依拠していることがわかりました。すなわち、相当大胆に人口を基礎とした簡易明快な算定方式に切り替えても、結果を大きく変えずに済む可能性が高いということです。もっとも、千葉県内の自治体を対象とする限り、たとえば寒冷地や離島のような自然や地理の特異な条件による影響が現れませんので、ここで得られた結論を他に一般化することには慎重でなければなりません。



【表05】単回帰分析 (目的変数：基準財政需要額)

	2001(H13)年		2010(H22)年	
	人口	y切片	人口	y切片
係数	a= 147.312	c= 441,953.882	a= 128.062	c= 818,371.793
標準誤差	2.496	390,199.666	2.211	458,290.654
t	59.020	1.133	57.908	1.786
P 値	1.72847E-66	0.260837	6.68123E-49	0.079979

【表06】相関係数等 (基準財政需要額と人口)

	2001(H13)年	2010(H22)年
相関係数 R	0.98898863	0.992335647
決定係数 R ²	0.97809851	0.984730035
補正決定係数	0.977817721	0.984436382

末尾に【表07】～【表13】を掲げます。

【表07】は、地区別(自治体別)に基準財政需要額と基準財政収入額、および前者から後者を引いて計算される不足額と、それが前者に対してどれほどの割合かを示す不足率の2001(平成13)年度から2010(平成22)年度までの推移をまとめた表です。不足額および不足率の欄でマイナスを意味する△の印は、ここでは基準財政収入額が基準

財政需要額を上回っていることを表します。

【表08】と【表09】は、【図01】を作成するための元となったデータです。煩雑となることを避けるため、計算結果だけを表にまとめました。

【表10】と【表11】は、それぞれ各自治体に分配された普通地方交付税額と特別地方交付税額の2001(平成13)年度から2010(平成22)年度までの推移を表にまとめたものです。

【表 07】 基準財政需要額・基準財政収入額等の推移

	2001(H13)年				2002(H14)年				2003(H15)年				2004(H16)年				2005(H17)年					
	基準財政需要額	基準財政収入額	不足額	不足率(%)	基準財政需要額	基準財政収入額	不足額	不足率(%)	基準財政需要額	基準財政収入額	不足額	不足率(%)	基準財政需要額	基準財政収入額	不足額	不足率(%)	基準財政需要額	基準財政収入額	不足額	不足率(%)		
東海地区	市川市	56,105,002	56,720,225	△615,223	△1.1	54,452,393	55,964,917	△1,512,524	△2.8	50,888,847	53,536,145	△2,647,298	△5.2	50,372,220	54,638,260	△4,266,040	△8.5	50,773,760	55,294,304	△4,520,544	△8.9	
	船橋市	70,176,481	70,347,227	△170,746	△0.2	67,983,523	68,499,476	△515,953	△0.8	69,367,672	65,099,146	4,268,526	6.2	68,301,168	66,141,851	2,159,317	3.2	68,854,833	67,864,875	989,958	1.4	
	松戸市	62,516,222	55,413,945	7,102,277	11.4	60,263,339	53,421,580	6,841,759	11.4	56,535,110	50,914,606	5,620,504	9.9	55,492,831	51,128,938	4,363,893	7.9	55,932,877	51,755,264	4,177,613	7.5	
	野田市	16,699,540	15,441,323	1,258,217	7.5	16,079,669	15,451,517	628,152	3.9	19,358,992	16,734,316	2,624,676	13.6	18,508,891	16,900,746	1,608,145	8.7	19,165,082	17,392,577	1,772,505	9.2	
	関宿町	5,204,574	2,447,386	2,757,188	53.0	4,924,383	2,490,817	2,433,566	49.4													
	柏市	44,981,753	42,495,639	2,486,114	5.5	43,370,041	40,956,969	2,413,072	5.6	40,555,537	38,974,818	1,580,719	3.9	46,271,901	44,991,534	1,280,367	2.8	46,715,411	46,092,514	622,897	1.3	
	沼南町	7,321,539	5,628,936	1,692,603	23.1	6,979,373	5,613,296	1,366,077	19.6	6,388,502	5,320,013	1,068,489	16.7									
	流山市	20,127,669	16,758,592	3,369,077	16.7	19,278,625	16,405,941	2,872,684	14.9	17,641,221	15,649,899	1,991,322	11.3	17,475,871	15,731,213	1,744,658	10.0	17,751,230	15,947,915	1,803,315	10.2	
	我孫子市	17,453,669	14,980,144	2,473,525	14.2	16,718,543	14,809,340	1,909,203	11.4	15,268,113	13,959,653	1,308,460	8.6	15,072,259	13,971,420	1,100,839	7.3	15,224,453	14,170,686	1,053,767	6.9	
	鎌ヶ谷市	14,116,560	10,385,319	3,731,241	26.4	13,576,300	9,898,195	3,678,105	27.1	12,393,981	9,425,849	2,968,132	23.9	12,577,877	9,379,648	3,208,229	25.5	12,471,811	9,626,104	2,845,707	22.8	
	浦安市	18,873,801	25,525,750	△6,651,949	△35.2	18,644,781	27,087,581	△8,442,800	△45.3	17,492,664	30,239,458	△12,746,794	△72.9	17,914,476	28,988,990	△11,074,514	△61.8	18,410,665	29,505,993	△11,095,328	△60.3	
千葉県地区	千葉市	150,559,461	141,543,571	9,015,890	6.0	145,260,245	138,269,210	6,991,035	4.8	137,993,042	132,759,655	5,233,387	3.8	136,231,725	133,339,222	2,892,503	2.1	138,542,704	134,819,937	3,722,767	2.7	
	習志野市	23,003,814	19,563,164	3,440,650	15.0	22,207,659	18,859,666	3,347,993	15.1	20,677,702	17,897,095	2,780,607	13.4	20,752,108	18,225,794	2,526,314	12.2	21,048,159	18,475,649	2,572,510	12.2	
	市原市	39,070,045	45,015,691	△5,945,646	△15.2	37,255,013	42,715,319	△5,460,306	△14.7	34,870,934	40,812,790	△5,941,856	△17.0	34,452,926	38,535,192	△4,082,266	△11.8	34,661,671	39,109,144	△4,447,473	△12.8	
	八千代市	22,339,420	19,614,957	2,724,463	12.2	21,605,810	19,518,349	2,087,461	9.7	20,119,417	18,937,074	1,182,343	5.9	20,186,356	19,316,839	869,517	4.3	20,492,423	19,725,241	767,182	3.7	
埼玉県地区	木更津市	18,357,394	14,782,280	3,575,114	19.5	17,655,142	14,212,010	3,443,132	19.5	16,460,555	13,407,411	3,053,144	18.5	16,212,486	13,523,730	2,688,756	16.6	16,491,149	13,584,086	2,907,063	17.6	
	君津市	14,121,991	14,292,233	△170,242	△1.2	13,396,193	14,485,350	△1,089,157	△8.1	12,540,040	12,925,048	△385,008	△3.1	12,421,068	12,970,204	△549,136	△4.4	12,543,501	14,164,586	△1,621,085	△12.9	
	富津市	8,448,297	7,872,958	575,339	6.8	8,048,083	8,701,625	△653,542	△8.1	7,490,853	8,164,836	△673,983	△9.0	7,458,835	8,267,778	△808,943	△10.8	7,587,366	8,048,861	△461,495	△6.1	
	袖ヶ浦市	9,350,523	12,157,995	△2,807,472	△30.0	8,999,117	11,889,767	△2,890,650	△32.1	8,420,289	11,141,746	△2,721,457	△32.3	8,337,751	10,839,241	△2,501,490	△30.0	8,454,736	10,777,287	△2,322,551	△27.5	
印旛地区	成田市	13,916,072	21,110,422	△7,194,350	△51.7	13,236,975	21,501,703	△8,264,728	△62.4	12,378,510	20,154,255	△7,775,745	△62.8	12,409,918	20,531,132	△8,121,214	△65.4	16,556,929	22,508,053	△5,951,124	△35.9	
	下総町	1,889,816	842,036	1,047,780	55.4	1,735,979	821,059	914,920	52.7	1,558,379	788,142	770,237	49.4	1,531,110	783,660	747,450	48.8					
	大栄町	2,690,060	1,533,525	1,156,535	43.0	2,490,934	1,498,173	992,761	39.9	2,295,284	1,430,896	864,388	37.7	2,266,241	1,448,487	817,754	36.1					
	佐倉市	22,908,634	21,242,014	1,666,620	7.3	21,906,112	21,143,644	762,468	3.5	20,219,851	19,500,772	719,079	3.6	19,890,353	19,543,469	346,884	1.7	19,818,890	19,704,120	114,770	0.6	
	四街道市	11,288,168	10,123,259	1,174,909	10.4	10,613,504	9,510,641	1,102,863	12.0	9,914,592	8,845,706	1,068,886	10.8	9,736,917	9,128,357	605,560	6.3	9,818,701	8,609,341	1,209,360	12.3	
	八街市	10,106,075	6,108,039	3,898,036	38.6	9,805,606	6,179,375	3,626,231	35.7	8,806,408	5,964,946	2,841,462	32.3	8,822,430	6,107,394	2,715,036	30.8	9,067,318	6,201,843	2,865,475	31.6	
	印西市	10,414,801	9,320,630	1,094,171	10.5	9,972,451	9,494,479	477,972	4.8	9,063,859	8,625,135	438,724	4.8	8,687,755	8,982,723	△294,968	△3.4	8,650,946	9,183,971	△533,025	△6.2	
	印旛村	2,692,398	1,074,328	1,618,070	60.1	2,558,701	1,124,046	1,434,655	56.1	2,324,513	1,149,549	1,174,964	50.5	2,223,148	1,200,861	1,022,287	46.0	2,281,600	1,230,484	1,051,116	46.1	
	本埜村	2,261,945	949,259	1,312,686	58.0	2,095,478	914,862	1,180,616	56.3	1,834,075	873,745	960,330	52.4	1,750,303	861,700	888,603	50.8	1,774,034	878,570	895,464	50.5	
	白井町	8,426,380	7,118,361	1,308,019	15.5	8,053,868	6,473,225	1,580,643	19.6	7,383,116	6,443,877	939,239	12.7	7,225,777	6,563,315	662,462	9.2	7,224,032	6,857,340	366,692	5.1	
	白井町																					
	富里市					6,901,941	5,320,473	1,581,468	22.9	6,324,200	5,068,653	1,255,547	19.9	6,192,403	5,207,807	984,596	15.9	6,313,474	5,263,936	1,049,538	16.6	
	富里町	6,925,290	5,233,107	1,692,183	24.4																	
	酒々井町	3,386,461	2,288,079	1,098,382	32.4	3,173,688	2,203,796	969,892	30.6	2,838,874	2,105,009	733,865	25.9	2,797,348	2,135,327	662,021	23.7	2,853,681	2,160,153	693,528	24.3	
	栄町	4,789,803	2,574,969	2,214,834	46.2	4,498,977	2,502,977	1,996,000	44.4	4,038,755	2,364,621	1,674,134	41.5	3,763,184	2,401,389	1,361,795	36.2	3,620,535	2,439,060	1,181,475	32.6	
香取地区	香取市																					
	佐原市	8,578,389	4,766,337	3,812,052	44.4	8,147,273	4,529,987	3,617,286	44.4	7,654,124	4,269,443	3,384,681	44.2	7,652,137	4,352,555	3,299,582	43.1	15,227,761	8,231,442	6,996,319	45.9	
	小見川町	4,853,531	2,501,027	2,352,504	48.5	4,565,068	2,397,864	2,167,204	47.5	4,192,150	2,307,544	1,884,606	45.0	4,076,323	2,439,815	1,636,508	40.1					
	山田町	2,473,817	992,861	1,480,954	59.9	2,301,319	993,911	1,307,408	56.8	2,100,834	920,487	1,180,347	56.2	2,060,388	940,123	1,119,366	54.3					
	業原町	1,589,166	544,517	1,044,649	65.7	1,452,989	529,369	923,620	63.6	1,311,804	519,215	792,589	60.4	1,293,193	550,373	742,820	57.4					
	神崎町	1,335,518	658,983	676,535	57.1	1,429,707	662,245	767,462	53.7	1,283,875	646,534	637,341	49.6	1,330,146	662,783	667,363	50.2	1,373,332	734,501	638,831	46.5	
	多古町	3,768,811	2,086,258	1,682,553	44.6	3,530,649	1,999,141	1,531,508	43.4	3,350,694	1,940,329	1,410,365	42.1	3,284,424	2,088,739	1,195,685	36.4	3,298,324	2,043,514	1,254,810	38.0	
	東庄町	1,319,403	1,442,033	1,757,370	54.9	3,001,456	1,379,947	1,621,509	54.0	2,745,593	1,298,116	1,447,477	52.7	2,644,574	1,308,823	1,305,751	49.4	2,704,616	1,375,345	1,329,271	49.1	
海陽地区	銚子市	14,523,686	8,786,494	5,737,192	39.5	13,915,478	7,462,376	6,453,102	46.4	13,024,634	7,022,752	6,001,882	46.1	12,619,695	7,108,911	5,510,784	43.7	12,713,223	7,136,465	5,576,758	43.9	
	旭市	6,990,019																				

2006(H18)年				2007(H19)年				2008(H20)年				2009(H21)年				2010(H22)年			
基準財政 需要額	基準財政 収入額	不足額	不足率 (%)	基準財政 需要額	基準財政 収入額	不足額	不足率 (%)	基準財政 需要額	基準財政 収入額	不足額	不足率 (%)	基準財政 需要額	基準財政 収入額	不足額	不足率 (%)	基準財政 需要額	基準財政 収入額	不足額	不足率 (%)
51,464,444	58,775,440	△7,310,996	△14.2	51,659,376	58,931,818	△7,272,442	△14.1	52,034,045	61,206,989	△9,172,944	△17.6	50,876,769	60,136,144	△9,259,375	△18.2	53,819,603	56,926,181	△3,106,578	△5.8
69,821,654	71,001,343	△1,179,689	△1.7	70,366,935	73,164,024	△2,797,089	△4.0	71,843,555	74,407,305	△2,563,750	△3.6	71,486,184	73,484,519	△1,998,335	△2.8	73,520,330	69,619,432	3,900,898	5.3
57,169,359	54,320,354	2,849,005	5.0	56,986,564	54,881,125	2,105,439	3.7	57,388,829	55,233,934	2,154,895	3.8	56,541,206	53,788,468	2,752,738	4.9	56,607,731	51,202,159	5,405,572	9.5
19,365,167	17,987,657	1,377,510	7.1	19,620,220	18,810,811	809,409	4.1	19,891,797	18,952,079	939,718	4.7	19,644,655	18,178,122	1,466,533	7.5	19,917,993	17,614,037	2,303,956	11.6
47,007,303	48,199,826	△1,192,523	△2.5	46,958,609	49,506,334	△2,547,725	△5.4	50,041,919	50,188,072	△146,153	△0.3	49,660,749	49,157,123	503,626	1.0	50,033,184	46,164,329	3,868,855	7.7
18,088,319	16,922,495	1,165,824	6.4	18,236,172	17,351,040	885,132	4.9	18,522,422	17,801,589	720,833	3.9	18,393,644	17,855,181	538,463	2.9	18,860,418	17,004,302	1,856,116	9.8
15,439,697	14,652,437	787,260	5.1	15,597,657	14,746,634	851,023	5.5	15,896,441	14,929,487	966,954	6.1	15,618,909	14,711,987	906,922	5.8	15,976,765	13,825,729	2,151,036	13.5
12,690,695	10,357,803	2,332,892	18.4	12,818,569	10,837,272	1,981,297	15.5	13,010,197	10,887,029	2,123,168	16.3	12,796,843	10,565,955	2,230,888	17.4	12,953,076	10,135,792	2,817,284	21.7
18,651,313	30,482,892	△11,831,579	△63.4	18,881,129	29,987,358	△11,106,229	△58.8	19,081,622	31,094,909	△12,013,287	△63.0	18,654,679	30,891,046	△12,236,367	△65.6	19,679,352	30,224,764	△10,545,412	△53.6
140,271,243	141,616,201	△1,344,958	△1.0	140,618,401	144,809,805	△4,191,404	△3.0	141,539,292	145,328,648	△3,789,356	△2.7	138,466,712	138,557,686	△90,974	△0.1	136,908,220	132,638,605	4,269,615	3.1
21,423,164	19,617,583	1,805,581	8.4	21,413,038	19,935,388	1,477,650	6.9	21,422,540	20,188,411	1,234,129	5.8	21,163,486	20,233,203	930,283	4.4	21,258,595	18,826,198	2,432,397	11.4
35,025,084	41,852,920	△6,827,836	△19.5	34,766,836	43,804,598	△9,037,762	△26.0	34,976,912	43,311,976	△8,335,064	△23.8	34,464,062	40,107,369	△5,643,307	△16.4	35,765,106	36,624,997	△859,891	△2.4
16,657,906	13,949,930	2,707,976	16.3	16,470,417	14,511,887	1,958,530	11.9	16,651,298	14,858,978	1,792,320	10.8	16,733,011	14,218,095	2,514,916	15.0	16,713,447	13,655,434	3,058,013	18.3
12,681,104	16,399,604	△3,718,500	△29.3	12,526,924	17,584,960	△5,058,036	△40.4	12,769,987	16,860,322	△4,090,335	△32.0	12,534,831	15,319,506	△2,784,675	△22.2	13,294,314	13,311,663	△17,349	△0.1
7,677,987	8,304,114	△626,127	△8.2	7,639,104	8,356,836	△717,732	△9.4	7,795,214	8,110,081	△314,867	△4.0	7,923,227	7,942,070	△18,843	△0.2	8,218,641	7,883,099	435,542	4.1
8,608,270	12,209,196	△3,600,926	△41.8	8,618,862	12,095,234	△3,476,372	△40.3	8,561,917	11,543,648	△2,981,731	△34.8	8,667,289	10,814,603	△2,147,314	△24.8	9,190,067	10,161,300	△971,233	△10.6
16,368,408	26,638,503	△10,270,095	△62.7	16,591,249	24,752,977	△8,161,728	△49.2	17,265,052	26,101,918	△8,836,866	△51.2	17,470,539	25,982,524	△8,511,985	△48.7	18,545,878	23,540,749	△4,994,871	△26.9
20,052,743	20,289,407	△236,664	△1.2	20,271,926	20,456,299	△184,373	△0.9	20,478,132	20,653,567	△175,435	△0.9	20,220,167	20,107,342	112,825	0.6	20,543,314	18,699,261	1,844,053	9.0
10,196,190	9,086,040	1,110,150	10.9	10,278,067	9,266,169	1,011,898	9.8	10,437,217	9,424,681	1,012,536	9.7	10,343,268	9,141,274	1,201,994	11.6	10,395,515	8,576,166	1,819,349	17.5
9,417,185	6,532,609	2,884,576	30.6	9,429,993	6,737,386	2,692,607	28.6	9,635,672	6,757,346	2,878,326	29.9	9,615,508	6,600,590	3,014,918	31.4	9,828,828	6,309,936	3,518,892	35.8
8,679,050	9,081,559	△402,509	△4.6	8,696,501	9,296,674	△600,173	△6.9	8,781,324	9,869,021	△1,087,697	△12.4	13,020,993	12,243,507	777,486	6.0	12,648,079	11,755,422	892,657	7.1
2,283,210	1,294,130	989,080	43.3	2,328,327	1,335,687	992,640	42.6	2,418,432	1,348,172	1,070,260	44.3								
1,758,308	895,914	862,394	49.0	1,772,575	930,640	841,935	47.5	1,809,347	961,692	847,655	46.8								
7,151,018	7,017,313	133,705	1.9	7,316,340	7,063,696	252,644	3.5	7,531,853	7,189,526	342,327	4.5	7,571,466	7,136,720	434,746	5.7	7,693,866	6,814,943	878,923	11.4
6,430,887	5,313,551	1,117,336	17.4	6,415,716	5,442,555	973,161	15.2	6,548,317	5,489,344	1,058,973	16.2	6,538,843	5,316,700	1,222,143	18.7	6,549,528	5,067,008	1,482,520	22.6
2,880,782	2,328,132	552,650	19.2	2,993,716	2,365,189	628,527	21.0	3,054,287	2,356,521	697,766	22.8	3,039,274	2,265,177	774,097	25.5	3,026,857	2,129,566	897,291	29.6
3,475,172	2,563,366	911,806	26.2	3,544,629	2,482,651	1,061,978	30.0	3,576,041	2,444,756	1,131,285	31.6	3,514,987	2,337,162	1,177,825	33.5	3,551,835	2,201,718	1,350,117	38.0
13,995,143	8,425,943	5,569,200	39.8	13,844,448	8,775,244	5,069,204	36.6	14,031,300	8,871,557	5,159,743	36.8	14,154,727	8,365,663	5,789,064	40.9	14,400,955	7,866,196	6,534,759	45.4
1,443,399	778,301	665,098	46.1	1,489,514	786,570	702,944	47.2	1,514,404	789,697	724,707	47.9	1,515,493	732,934	782,559	51.6	1,540,836	715,860	824,976	53.5
3,262,084	2,253,856	1,008,228	30.9	3,182,838	2,137,542	1,045,296	32.8	3,248,853	2,062,005	1,186,848	36.5	3,321,591	1,900,124	1,421,467	42.8	3,407,019	1,808,650	1,598,369	46.9
2,844,832	1,449,164	1,395,668	49.1	2,771,560	1,177,432	1,294,128	46.7	2,848,043	1,447,613	1,400,430	49.2	2,925,398	1,380,977	1,544,421	52.8	3,024,784	1,309,949	1,714,835	56.7
12,464,361	7,476,733	4,987,628	40.0	12,376,728	7,634,958	4,741,770	38.3	12,368,394	7,611,170	4,757,224	38.5	12,316,042	7,148,313	5,167,729	42.0	12,126,384	6,886,039	5,240,345	43.2
11,645,245	6,527,312	5,117,933	43.9	11,510,340	6,836,178	4,674,162	40.6	11,919,257	6,767,068	5,152,189	43.2	12,184,495	6,462,601	5,721,894	47.0	12,725,766	6,208,720	6,517,046	51.2
7,374,497	3,948,500	3,425,997	46.5	7,195,659	4,039,086	3,156,573	43.9	7,353,976	3,982,743	3,371,233	45.8	7,407,453	3,787,662	3,619,791	48.9	7,553,512	3,549,981	4,003,531	53.0
9,704,832	6,750,031	2,954,801	30.4	9,678,489	7,001,232	2,677,257	27.7	9,658,839	7,078,833	2,580,006	26.7	9,492,723	6,689,096	2,803,627	29.5	9,207,866	6,211,039	2,996,827	32.5
10,097,786	6,036,144	4,061,642	40.2	9,899,265	6,174,461	3,724,804	37.6	10,080,714	5,902,916	4,177,798	41.4	10,008,476	5,638,050	4,370,426	43.7	10,230,759	5,302,429	4,928,330	48.2
7,058,084	4,679,677	2,378,407	33.7	7,118,842	4,814,846	2,303,996	32.4	7,167,044	4,795,114	2,371,930	33.1	7,092,776	4,688,349	2,404,427	33.9	7,089,902	4,469,691	2,620,211	37.0
3,224,009	1,594,451	1,629,558	50.5	3,199,180	1,640,144	1,559,036	48.7	3,210,609	1,623,978	1,586,631	49.4	3,160,432	1,540,921	1,619,511	51.2	3,201,476	1,442,478	1,758,998	54.9
1,883,814	2,127,074	△243,260	△12.9	1,894,058	2,149,765	△255,707	△13.5	1,947,844	2,045,046	△97,202	△5.0	1,961,369	2,069,747	△108,378	△5.5	2,116,901	2,033,772	83,129	3.9
4,517,046	2,582,321	1,934,725	42.8	4,508,204	2,584,599	1,923,605	42.7	4,589,782	2,560,395	2,029,387	44.2	4,695,084	2,454,461	2,240,623	47.7	4,786,493	2,400,439	2,386,054	49.8
12,971,828	11,124,998	1,846,830	14.2	13,103,372	12,209,228	894,144	6.8	13,212,736	12,389,103	823,633	6.2	13,081,486	11,884,593	1,196,893	9.1	12,981,518	10,998,776	1,982,742	15.3
2,077,389	1,271,541	805,848	38.8	2,117,624	1,344,220	773,404	36.5	2,218,467	1,337,885	880,582	39.7	2,235,665	1,259,240	976,425	43.7	2,292,297	1,193,920	1,098,377	47.9
1,710,107	880,314	829,793	48.5	1,740,733	885,482	855,251	49.1	1,793,571	871,074	922,497	51.4	1,794,079	817,442	976,637	54.4	1,835,531	791,542	1,043,989	56.9
2,541,671	1,432,443	1,109,228	43.6	2,632,836	1,661,300	971,536	36.9	2,697,374	1,646,330	1,051,044	39.0	2,688,050	1,504,630	1,183,420	44.0	2,693,065	1,427,588	1,265,477	47.0
2,240,313	1,275,867	964,446	43.0	2,286,407	1,334,380	952,027	41.6	2,361,277	1,319,928	1,041,349	44.1	2,362,983	1,270,182	1,092,801	46.2	2,417,382	1,184,079	1,233,303	51.0
1,926,170	1,310,453	615,717	32.0	1,928,967	1,259,407	669,560	34.7	1,964,457	1,320,070	644,387	32.8	1,954,459	1,172,598	781,861	40.0	1,968,805	1,104,208	864,597	43.9
2,382,979	1,336,505	1,046,474	43.9	2,369,701	1,404,646	965,055	40.7	2,431,33											

【表08】基準財政収入額対歳入決算額比(基準財政収入額/歳入決算額×100)

	2001(H13)年	2010(H22)年	
東葛地区	市川市	51.4	42.7
	船橋市	50.5	42.3
	松戸市	47.8	40.0
	野田市	47.4	38.1
	関宿町	25.8	
	柏市	45.8	40.1
	沼南町	41.3	
	流山市	44.6	40.8
	我孫子市	45.7	39.8
	鎌ヶ谷市	38.6	34.4
浦安市	54.0	46.9	
千葉地区	千葉市	41.0	35.7
	習志野市	41.0	37.9
	市原市	53.9	43.4
	八千代市	42.4	39.3
君津地区	木更津市	39.5	36.3
	君津市	47.7	42.5
	富津市	49.6	49.2
印旛地区	袖ヶ浦市	55.9	48.1
	成田市	46.6	40.4
	下総町	26.8	
	大栄町	31.6	
	佐倉市	50.2	43.0
	四街道市	48.7	35.0
	八街市	29.1	32.0
	印西市	46.8	32.6
	印旛村	18.9	
	本埜村	26.6	
	白井市	44.4	38.1
	白井町		
	富里市		34.2
	富里町	39.9	
酒々井町	33.9	32.0	
栄町	30.3	32.6	
香取地区	香取市		25.0
	佐原市	32.6	
	小見川町	31.5	
	山田町	25.2	
	粟源町	21.2	
	神崎町	25.4	23.3
	多古町	31.6	29.7
東庄町	28.3	23.1	
海匝地区	銚子市	33.3	25.4
	旭市	29.9	21.3
	干潟町	18.8	
	海上町	21.0	
	飯岡町	19.8	
	匝瑳市		23.0
	八日市場市	25.8	
野栄町	18.3		
山武地区	東金市	32.9	30.9
	山武市		22.1
	山武町	28.4	
	成東町	32.7	
	蓮沼村	20.3	
	松尾町	34.4	
	大網白里町	36.2	33.7
	九十九里町	28.0	25.8
	芝山町	32.8	37.4
	横芝光町		23.0
長生地区	光町	20.1	
	横芝町	27.2	
	茂原市	41.0	39.5
	一宮町	32.1	24.9
	睦沢町	20.9	23.2
	長生村	24.5	27.6
	白子町	29.1	25.4
	長柄町	21.7	32.0
夷隅地区	長南町	28.9	28.3
	勝浦市	30.0	22.2
	いすみ市		21.0
安房地区	夷隅町	22.1	
	大原町	30.8	
	岬町	25.1	
	大多喜町	26.6	21.0
	御宿町	29.7	24.7
	館山市	32.0	26.9
	鴨川市	27.3	21.4
	天津小湊町	17.3	
	南房総市		14.5
	富浦町	16.2	
富山町	16.7		
三芳村	14.5		
白浜町	21.1		
千倉町	18.8		
丸山町	15.7		
和田町	16.8		
鋸南町	20.8	15.8	

【表09】基準財政需要額対歳出決算額比(基準財政需要額/歳出決算額×100)

	2001(H13)年	2010(H22)年	
東葛地区	市川市	52.3	41.6
	船橋市	52.1	46.5
	松戸市	55.7	45.5
	野田市	53.8	44.6
	関宿町	55.9	
	柏市	50.5	45.6
	沼南町	55.8	
	流山市	56.0	46.9
	我孫子市	56.0	48.0
	鎌ヶ谷市	54.4	46.1
浦安市	41.5	32.0	
千葉地区	千葉市	44.6	36.9
	習志野市	50.5	45.0
	市原市	48.1	44.2
	八千代市	52.4	43.6
君津地区	木更津市	50.5	46.4
	君津市	48.6	45.6
	富津市	55.5	53.3
印旛地区	袖ヶ浦市	45.0	44.1
	成田市	32.3	33.9
	下総町	65.9	
	大栄町	58.3	
	佐倉市	56.5	50.0
	四街道市	56.8	44.9
	八街市	49.7	51.7
	印西市	54.5	38.1
	印旛村	51.0	
	本埜村	67.4	
	白井市	55.0	45.4
	白井町		
	富里市		45.9
	富里町	54.3	
酒々井町	55.4	47.5	
栄町	58.5	54.4	
香取地区	香取市		49.7
	佐原市	60.1	
	小見川町	65.0	
	山田町	67.5	
	粟源町	68.1	
	神崎町	62.9	55.8
	多古町	61.0	60.5
東庄町	70.1	59.4	
海匝地区	銚子市	56.9	46.1
	旭市	58.5	47.9
	干潟町	60.9	
	海上町	63.8	
	飯岡町	65.0	
	匝瑳市		50.9
	八日市場市	57.3	
野栄町	54.6		
山武地区	東金市	53.5	47.8
	山武市		45.3
	山武町	77.2	
	成東町	66.6	
	蓮沼村	71.9	
	松尾町	62.4	
	大網白里町	67.1	56.2
	九十九里町	67.4	59.8
	芝山町	46.5	42.0
	横芝光町		48.3
長生地区	光町	53.6	
	横芝町	57.7	
	茂原市	51.7	48.9
	一宮町	62.8	51.0
	睦沢町	52.4	59.2
	長生村	57.6	55.4
	白子町	63.2	55.7
	長柄町	46.3	65.2
夷隅地区	長南町	57.6	59.6
	勝浦市	56.2	50.9
	いすみ市		44.5
安房地区	夷隅町	68.3	
	大原町	62.5	
	岬町	66.7	
	大多喜町	56.6	51.0
	御宿町	57.8	55.8
	館山市	55.2	48.7
	鴨川市	54.0	42.1
	天津小湊町	51.9	
	南房総市		42.9
	富浦町	60.0	
富山町	60.1		
三芳村	61.8		
白浜町	65.8		
千倉町	51.9		
丸山町	65.6		
和田町	66.2		
鋸南町	64.9	57.7	

【表12】には、【図02-1】および【図02-2】に示した歳入総額に占める普通地方交付税の割合を不交付団体および5パーセントごとに括って、2001(平成13)年度から2010(平成22)年度までの推移をまとめました。

【表13】は、基準財政需要額と人口ないし面積の関係を回帰分析する際に用いたデータです。人口は、それぞれ直近の国勢調査によっていますので、2001(平成13)年度の欄は、その前年の10月1日の値です。この表の数値から【表03】と【表04】に示した各係数等、【図03】のグラフ、および【表05】と【表06】に示した各係数等を計算しました。

※ 本連載の前回、本誌第7巻(2012年2月)65ページでは、地方交付税法の第6条の2に地方交付税の財源「総額の94パーセントが普通地方交付税、6パーセントが特別地方交付税の原資」と記されているかのような表現があります。この「94パーセント」と「6パーセント」は、今回の本文に記しましたように地方交付税法等一部改正法附則第2条第2項によって暫定的に継続されているものです。簡潔を旨とした結果、不正確な記述となってしまうました。お詫び申しあげますとともに、今回の記述と併せてご理解いただきますようお願いいたします。

※※ 地方交付税法には「普通交付税」および「特別交付税」の用語が用いられていますが、本稿では「普通地方交付税」および「特別地方交付税」の表記を原則としました。

(続く)

【表10】普通地方交付税の推移

(単位 千円)

		2001年 H13	2002年 H14	2003年 H15	2004年 H16	2005年 H17	2006年 H18	2007年 H19	2008年 H20	2009年 H21	2010年 H22
東管地区	市川市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	船橋市	—	—	4,136,685	2,159,317	1,021,750	—	—	—	—	3,900,898
	松戸市	7,055,972	6,850,210	5,513,053	4,363,893	4,213,918	2,849,005	2,007,978	2,145,221	2,701,890	5,405,572
	野田市	1,245,848	636,411	2,587,882	2,607,423	2,864,945	2,348,007	2,139,629	2,138,134	2,541,465	3,002,039
	関宿町	2,759,089	2,430,536	—	—	—	—	—	—	—	—
	柏市	2,452,797	2,384,844	1,503,639	1,280,367	1,422,752	513,038	363,745	803,616	1,290,018	4,505,018
	沼南町	1,687,180	1,376,204	1,056,347	—	—	—	—	—	—	—
	流山市	3,354,169	2,860,820	1,972,729	1,744,658	1,827,413	1,168,059	853,944	712,711	568,593	1,856,116
	我孫子市	2,482,504	1,898,915	1,279,441	1,104,620	1,117,237	791,378	824,347	973,137	881,399	2,151,036
	鎌ヶ谷市	3,720,785	3,669,751	2,931,651	2,878,229	2,845,707	2,331,696	1,959,374	2,117,463	2,208,459	2,817,284
浦安市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
千葉地区	千葉市	8,904,373	6,884,045	4,971,116	2,856,124	3,722,767	—	—	—	—	4,283,063
	習志野市	3,423,611	3,334,327	2,714,539	2,526,314	2,609,451	1,748,925	1,441,029	1,224,735	856,241	2,432,397
	市原市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	八千代市	2,707,916	2,106,212	1,144,104	869,517	847,124	50,991	—	—	—	1,468,359
君津地区	木更津市	3,561,517	3,415,143	3,021,859	2,689,339	2,897,955	2,707,976	1,930,362	1,732,683	2,499,868	3,058,013
	君津市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	富津市	569,081	—	—	—	—	—	—	—	—	335,542
袖ヶ浦市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
印旛地区	成田市	—	—	—	—	1,582,558	1,382,288	1,638,512	1,708,956	1,871,810	1,221,471
	下総町	1,046,380	916,910	767,275	747,450	—	—	—	—	—	—
	大栄町	1,158,685	991,228	860,026	827,305	—	—	—	—	—	—
	佐倉市	1,649,652	771,759	680,649	346,884	119,725	—	—	—	94,641	1,844,650
	四街道市	1,166,600	1,296,209	1,050,042	615,588	1,209,360	1,094,751	994,320	1,007,959	1,190,189	1,819,349
	八街市	3,890,551	3,416,447	2,829,495	2,715,036	2,867,188	2,884,576	2,676,479	2,870,616	3,006,271	3,518,892
	印西市	1,086,457	485,618	421,497	—	—	—	—	—	—	1,977,523
	印旛村	1,616,076	1,435,867	1,170,546	1,022,287	1,058,079	989,080	988,658	1,066,586	—	—
	本埜村	1,311,011	1,180,057	956,844	888,603	925,218	862,394	838,903	847,362	—	—
	白井市	1,301,778	1,575,687	926,580	662,462	366,692	125,524	240,131	339,024	424,535	879,008
	白井町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	富里市	—	1,589,555	1,243,527	984,596	1,051,085	1,117,336	962,189	1,045,899	1,216,263	1,476,998
	富里町	1,687,054	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	酒々井町	1,095,874	968,682	728,469	662,021	695,062	552,650	623,407	697,663	771,364	897,461
栄町	2,208,638	1,993,231	1,666,458	1,362,629	1,181,475	911,806	1,055,727	1,129,717	1,180,058	1,351,760	
香取地区	香取市	—	—	—	—	6,996,319	7,155,063	6,696,200	6,838,889	7,470,382	8,170,904
	佐原市	3,809,066	3,612,272	3,370,133	3,307,357	—	—	—	—	—	—
	小見川町	2,348,909	2,164,395	1,891,081	1,636,508	—	—	—	—	—	—
	山田町	1,479,122	1,305,992	1,181,045	1,119,366	—	—	—	—	—	—
	栗源町	1,043,472	922,726	791,416	742,820	—	—	—	—	—	—
	神崎町	875,398	767,223	634,901	667,363	640,108	665,098	700,397	724,333	781,196	824,976
	多古町	1,704,174	1,529,335	1,403,997	1,193,074	1,254,810	1,008,228	1,046,248	1,185,423	1,418,480	1,599,455
	東庄町	1,755,000	1,620,469	1,442,259	1,305,751	1,330,805	1,395,668	1,199,383	1,399,181	1,541,790	1,718,734
海浜地区	銚子市	5,726,434	6,451,035	5,977,127	5,510,784	5,585,605	4,987,628	4,720,603	4,751,493	5,154,163	5,240,345
	旭市	3,217,989	3,058,050	2,773,641	2,772,358	6,454,953	6,611,608	6,192,366	6,735,416	7,281,876	8,188,238
	干潟町	1,458,252	1,351,286	1,186,490	1,132,523	—	—	—	—	—	—
	海上町	1,587,459	1,431,434	1,216,680	1,159,152	—	—	—	—	—	—
	飯岡町	1,632,741	1,482,023	1,278,857	1,277,245	—	—	—	—	—	—
	匠塚市	—	—	—	—	3,755,117	3,902,219	3,629,085	3,875,896	4,114,679	4,529,968
	八日市場市	3,474,835	3,211,942	2,958,324	2,771,700	—	—	—	—	—	—
	野栄町	1,582,260	1,373,097	1,161,411	1,024,009	—	—	—	—	—	—
山武地区	東金市	3,867,707	3,399,830	3,248,000	2,944,356	3,122,400	3,005,469	2,660,704	2,575,771	2,819,233	2,996,827
	山武市	—	—	—	—	5,341,263	5,434,615	5,164,027	5,703,991	5,860,955	6,507,915
	山武町	2,350,076	2,187,626	2,024,366	1,868,567	—	—	—	—	—	—
	成東町	2,312,850	2,314,591	2,155,679	2,067,625	—	—	—	—	—	—
	蓮沼村	1,010,333	924,831	797,418	704,036	—	—	—	—	—	—
	松尾町	1,083,393	908,271	788,505	754,122	—	—	—	—	—	—
	大網白里町	3,351,024	3,096,206	2,755,851	2,476,235	2,510,296	2,378,407	2,295,431	2,368,787	2,398,048	2,623,791
	九十九里町	2,086,320	1,952,771	1,752,633	1,658,499	1,754,952	1,629,471	1,555,479	1,585,223	1,616,669	1,761,408
	芝山町	524,233	169,545	114,731	—	—	—	—	—	—	83,129
	横芝光町	—	—	—	—	2,429,888	2,310,263	2,308,644	2,453,527	2,648,653	2,824,314
	光町	1,683,893	1,498,529	1,329,120	1,200,893	—	—	—	—	—	—
横芝町	1,589,841	1,489,963	1,367,149	1,214,195	—	—	—	—	—	—	
長生地区	茂原市	2,565,843	1,980,932	1,965,609	1,892,021	2,339,888	1,848,408	871,734	817,839	1,177,214	1,982,742
	一宮町	1,125,241	996,810	844,701	792,329	844,914	805,749	768,686	879,609	974,414	1,098,922
	睦沢町	1,180,298	1,033,871	880,577	795,975	900,244	830,857	852,274	921,711	973,609	1,043,989
	長生村	1,604,839	978,634	1,196,741	934,574	1,181,184	1,109,167	976,847	1,049,861	1,181,003	1,265,642
	白子町	1,390,513	1,241,736	1,046,013	975,797	1,001,678	964,446	950,604	1,040,314	1,090,676	1,234,808
	長柄町	1,130,489	976,819	795,232	718,666	808,274	615,639	666,261	646,822	780,103	864,597
	長南町	1,294,988	1,130,866	1,085,661	944,199	1,065,809	1,046,474	961,462	1,081,046	1,120,897	1,222,271
	勝浦市	2,022,512	1,875,394	1,650,332	1,602,852	1,719,885	1,811,553	1,759,138	1,918,843	2,032,713	2,296,346
夷隅地区	いすみ市	—	—	—	—	4,231,626	4,452,576	4,222,451	4,326,977	4,541,793	4,987,005
	夷隅町	1,424,047	1,289,668	1,086,024	971,765	—	—	—	—	—	—
	大原町	2,040,425	1,932,597	1,698,946	1,651,632	—	—	—	—	—	—
	岬町	2,060,285	1,870,433	1,644,821	1,562,944	—	—	—	—	—	—
安房地区	大多喜町	1,470,154	1,294,020	1,124,239	1,086,699	1,140,543	1,131,197	1,117,079	1,267,947	1,375,925	1,515,277
	御宿町	913,415	788,621	683,586	670,874	664,880	736,795	718,052	780,095	859,751	960,774
	館山市	3,522,292	3,423,159	3,166,560	3,095,823	3,271,537	2,938,893	2,757,330	2,743,806	3,091,217	3,467,736
	鴨川市	3,016,448	2,737,883	2,488,839	3,301,002	3,420,259	3,313,309	3,294,184	3,482,857	3,691,939	3,878,166
	天津小湊町	1,225,889	1,086,841	923,438	—	—	—	—	—	—	—
	南房総市	—	—	—	—	7,224,782	8,142,408	7,813,065	8,394,334	8,788,654	9,961,938
	富浦町	1,195,920	1,088,783	970,082	941,591	—	—	—	—	—	—
	富山町	1,375,202	1,238,178	1,112,332	1,032,669	—	—	—	—	—	—
	三芳村	1,102,753	970,660	864,247	821,361	—	—	—	—	—	—
	白浜町	1,139,686	1,047,544	943,650	914,812	—	—	—	—	—	—
千倉町	1,723,899	1,579,289	1,403,596	1,328,982	—	—	—	—	—	—	
丸山町	1,443,996	1,257,792	1,104,675	1,064,047	—	—	—	—	—	—	
和田町	1,293,076	1,207,072	1,043,351	923,200	—	—	—	—	—	—	
鋸南町	1,795,587	1,621,248	1,461,253	1,443,646	1,498,758	1,526,068	1,536,849	1,589,554	1,683,071	1,822,682	

【表11】 特別地方交付税の推移

(単位 千円)

		2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
東豊地区	市川市	375,326	355,243	337,300	289,232	266,174	199,631	140,580	135,087	136,169	212,904
	船橋市	491,020	463,046	436,094	389,108	351,081	329,137	328,268	351,275	395,851	484,856
	松戸市	478,289	465,134	436,062	410,071	400,025	385,023	384,011	406,415	445,694	501,186
	野田市	493,319	517,242	786,141	756,163	721,002	677,380	634,293	666,941	687,927	719,155
	関宿町	157,649	154,962								
	柏市	359,005	348,012	321,025	553,308	554,136	503,432	404,003	372,304	388,786	434,523
	沼南町	193,474	188,202	186,558							
	流山市	348,006	334,014	309,029	277,034	239,026	214,047	213,023	224,132	228,403	252,304
	我孫子市	224,071	214,098	198,146	176,052	150,039	141,111	155,009	162,308	168,482	177,425
	鎌ヶ谷市	334,075	318,172	292,238	257,022	224,017	204,190	202,045	209,178	213,268	225,941
千葉地区	浦安市	201,010	191,023	166,047	146,037	128,000	96,000	79,000	79,000	79,010	113,470
	千葉市	954,209	888,206	810,174	716,453	601,339	541,245	547,214	564,100	626,783	742,760
	習志野市	277,001	264,002	244,004	218,005	184,004	172,135	177,040	188,146	191,669	212,487
	市原市	318,075	291,172	268,023	236,027	213,013	159,760	116,887	113,032	113,606	229,355
	八千代市	346,190	330,090	303,184	271,196	232,007	218,202	196,053	245,013	257,882	271,574
	木更津市	626,132	598,266	557,282	490,128	438,096	396,257	353,262	377,467	391,832	416,351
	君津市	342,301	322,273	306,317	275,223	226,094	181,395	113,434	128,283	129,183	175,990
	富津市	394,159	370,309	352,346	284,165	260,124	198,044	133,737	170,232	186,842	201,614
	袖ヶ浦市	145,016	139,037	128,075	114,050	97,038	80,666	63,674	63,883	64,825	57,179
	成田市	511,028	490,064	447,131	393,151	631,683	732,437	461,835	425,552	377,974	378,207
印旛地区	下総町	103,812	99,850	95,646	91,124						
	大栄町	123,094	118,596	110,384	103,419						
	佐倉市	284,079	271,151	251,218	223,205	205,013	187,073	182,036	184,000	188,850	205,917
	四街道市	298,096	293,175	278,074	267,085	259,064	250,095	270,227	290,022	300,087	327,688
	八街市	249,138	239,050	222,102	199,112	175,084	160,112	168,037	184,252	189,397	201,802
	印西市	234,010	224,023	210,021	186,024	161,003	151,094	128,313	128,245	345,363	420,581
	印旛村	178,487	166,798	155,566	129,622	109,780	102,121	118,998	121,818		
	本埜村	93,498	92,162	88,587	73,087	61,648	57,536	50,234	80,480		
	白井市	159,008	156,024	152,044	136,002	120,002	112,021	122,010	128,814	131,872	139,112
	白井町										
香取地区	富里市		112,004	110,008	101,009	100,007	91,050	98,014	105,666	108,013	114,518
	酒々井町	153,133	146,817	135,309	116,965	92,938	82,803	101,147	103,020	110,056	124,077
	栄町	166,313	165,794	164,945	157,687	144,216	139,771	159,728	161,371	163,010	167,344
	香取市					606,461	855,409	728,371	729,256	644,163	678,029
	佐原市	369,294	357,289	332,098	300,050						
	小見川町	149,641	142,283	127,022	118,196						
	山田町	112,856	108,084	97,850	95,891						
	栗源町	88,345	86,380	80,964	77,687						
	神崎町	103,947	102,453	92,647	77,682	64,836	59,929	81,296	82,677	79,292	84,478
	多古町	165,829	161,140	146,218	123,833	105,690	103,847	125,574	143,972	144,548	152,254
海浜地区	東庄町	179,623	171,888	152,551	135,071	112,900	109,571	115,300	162,118	177,812	186,803
	銚子市	374,120	360,089	337,182	305,210	300,158	275,094	279,046	300,464	309,078	331,868
	旭市	552,180	537,411	507,046	488,031	1,105,120	1,008,421	901,023	846,332	889,720	952,279
	干潟町	155,064	148,440	135,273	146,608						
	海上町	146,547	139,971	130,759	150,917						
	飯岡町	202,469	192,248	178,165	185,980						
	匝瑳市					461,177	613,133	540,476	542,120	494,489	520,637
	八日市場市	410,002	399,005	376,010	341,012						
	野栄町	132,323	131,603	118,184	118,224						
	東金市	465,214	445,438	413,142	363,164	325,123	305,127	305,279	321,291	326,522	349,612
山武地区	山武市					626,913	733,173	634,484	650,863	572,448	609,488
	山武町	114,813	100,515	85,344	91,609						
	成東町	198,084	188,181	169,571	153,986						
	蓮沼村	99,774	94,933	88,548	80,761						
	松尾町	136,160	131,105	120,204	106,578						
	大網白里町	233,792	232,501	194,132	165,614	142,869	138,331	156,993	171,718	194,828	211,238
	九十九里町	157,514	154,377	141,733	121,527	104,323	96,421	114,531	117,885	114,929	125,660
	芝山町	138,438	132,683	130,402	107,463	82,566	61,925	57,930	60,477	68,011	74,432
	横芝光町					391,218	460,843	363,493	365,595	295,371	298,218
	光町	197,028	190,377	178,458	170,983						
長生地区	横芝町	148,893	143,737	133,025	132,667						
	茂原市	451,056	438,128	413,261	397,301	390,225	374,030	374,215	405,439	421,012	445,636
	一宮町	151,881	146,215	134,829	125,735	96,355	96,098	108,336	106,447	107,737	112,286
	睦沢町	155,211	145,193	133,994	122,160	99,092	93,607	110,722	112,424	109,904	115,547
	長生村	109,255	107,744	110,686	98,421	78,714	99,771	92,853	95,279	87,893	104,620
	白子町	130,733	125,650	117,645	98,107	90,303	80,094	100,466	101,083	112,846	124,256
	長柄町	125,030	121,188	111,324	95,208	77,641	74,617	95,849	91,981	99,089	102,460
	長南町	153,071	146,294	133,279	114,854	94,537	89,895	108,936	109,520	110,314	118,000
	勝浦市	443,044	429,086	396,176	356,203	324,152	297,083	297,041	316,557	325,943	343,993
	いすみ市					698,306	626,030	567,395	517,253	528,948	560,950
夷隅地区	夷隅町	173,541	163,383	150,127	176,353						
	大原町	197,314	171,359	170,880	202,722						
	岬町	186,559	178,686	161,216	150,549						
	大多喜町	195,336	186,644	172,799	147,823	122,701	111,055	96,976	133,859	129,873	148,062
	御宿町	109,829	103,929	94,754	78,557	64,948	61,881	84,321	85,024	87,725	102,612
	館山市	367,099	351,028	327,058	307,067	278,048	261,225	267,101	284,010	290,417	310,023
	鴨川市	570,120	555,111	525,226	624,444	731,334	707,498	696,444	707,318	732,499	784,019
	天津小湊町	114,176	110,414	107,767							
	南房総市					791,575	1,044,479	922,426	925,404	844,115	893,290
	安房地区	富浦町	119,195	115,298	107,826	104,889					
富山町		161,311	160,287	145,743	144,586						
三芳村		112,343	111,270	106,481	101,230						
白浜町		109,710	105,097	104,944	98,602						
千倉町		194,112	188,020	186,818	168,674						
丸山町		131,471	126,426	121,243	118,368						
和田町		154,228	149,383	136,087	125,942						
鋸南町		163,866	158,936	157,848	136,251	112,740	113,894	140,628	159,671	180,928	182,573

【表12】 各自治体の歳入に占める普通地方交付税の割合の推移

	2001 (H13) 年 (%)	2002 (H14) 年 (%)	2003 (H15) 年 (%)	2004 (H16) 年 (%)	2005 (H17) 年 (%)	2006 (H18) 年 (%)	2007 (H19) 年 (%)	2008 (H20) 年 (%)	2009 (H21) 年 (%)	2010 (H22) 年 (%)
45%以上	丸山町 47.2 和田町 46.0 蓮沼村 45.6									
	山武町 43.0 館南町 42.4 三芳村 42.1 夷隅町 41.6 富浦町 41.6 飯岡町 40.9 白浜町 40.9 栗源町 40.6 富山町 40.4	和田町 43.6 富浦町 42.9 蓮沼村 42.9 野栄町 40.0				館南町 44.4 南房総市 40.6		館南町 41.1 南房総市 40.4		
40%以上					館南町 42.2					
	岬町 39.9 海上町 39.7 干潟町 37.8 山田町 37.5 本基村 36.7 野栄町 36.2 九十九里町 36.0	丸山町 39.6 夷隅町 39.5 山武町 39.0 白浜町 38.1 飯岡町 38.0 館南町 38.0 天津小湊町 37.2 岬町 37.2 海上町 35.5 三芳村 35.2	和田町 36.8 館南町 35.3	館南町 37.3 白浜町 35.3			館南町 38.6 南房総市 37.3		館南町 38.8	南房総市 39.2 館南町 38.9
35%以上										
	東庄町 34.5 神崎町 33.7 下総町 33.3 天津小湊町 32.9 白子町 31.8 光町 31.3 成東町 30.9 千倉町 30.8 大原町 30.1	九十九里町 34.8 干潟町 34.8 栗源町 34.8 山田町 33.9 富山町 32.8 神崎町 30.4	白浜町 34.9 栗源町 34.6 野栄町 33.9 夷隅町 33.7 丸山町 33.5 飯岡町 33.4 岬町 32.5 干潟町 32.4 三芳村 30.9 九十九里町 30.2	富浦町 34.1 富山町 33.4 三芳村 32.4 和田町 32.0 栗源町 31.3 岬町 31.3 干潟町 31.2 夷隅町 30.0	南房総市 30.9 九十九里町 30.6	いすみ市 30.2		睦沢町 30.6 東庄町 30.4	南房総市 31.6 睦沢町 30.4	九十九里町 31.5 睦沢町 30.6 東庄町 30.3
30%以上										
	小見川町 29.6 八日市場市 29.1 関宿町 29.1 長生村 28.8 横芝町 28.5 印旛村 28.4 一宮町 28.3 大多喜町 27.8 睦沢町 27.4 御宿町 26.1 大網白里町 26.0 佐原市 26.0 栄町 26.0 多古町 25.9 旭市 25.5 長南町 25.1 勝浦市 25.1	成東町 29.4 下総町 29.3 八日市場市 29.3 白子町 28.8 大原町 28.5 関宿町 27.7 横芝町 27.5 小見川町 27.5 睦沢町 26.6 佐原市 26.4 銚子市 26.3 千倉町 26.0 本基村 26.3 大多喜町 25.4 多古町 25.2 長南町 25.0 一宮町 25.0	千倉町 28.9 山田町 28.3 野栄町 27.6 千倉町 27.7 海上町 26.7 大原町 26.6 横芝町 26.2 光町 26.1 天津小湊町 26.0 成東町 26.0 本基村 25.2 神崎町 25.0	山田町 29.8 九十九里町 28.5 野栄町 27.4 千倉町 27.2 白子町 26.9 山武町 26.9 神崎町 26.5 本基村 26.3 長生村 25.9 長南町 25.8 光町 25.3	本基村 29.3 東庄町 27.9 いすみ市 27.4 神崎町 26.0 白子町 25.5 山武市 26.4 本基村 26.4 香取市 26.1 長生村 25.3 旭市 25.6 睦沢町 25.3 横芝光町 25.0	東庄町 29.6 匠瑤市 28.9 九十九里町 27.7 神崎町 27.2 山武市 27.2 本基村 26.4 香取市 26.1 長生村 25.3 旭市 25.6 睦沢町 25.3 横芝光町 25.0	九十九里町 29.6 いすみ市 28.3 匠瑤市 28.1 神崎町 27.7 東庄町 26.7 睦沢町 25.5 勝浦市 25.3	匠瑤市 29.9 九十九里町 28.7 東庄町 28.1 大多喜町 27.9 白子町 27.3 勝浦市 26.8 長南町 26.4 御宿町 26.2 旭市 25.5 本基村 25.1	九十九里町 28.2 東庄町 28.1 大多喜町 28.0 神崎町 27.9 匠瑤市 27.7 白子町 26.3 勝浦市 25.6 長南町 25.5 御宿町 25.3 旭市 25.2	匠瑤市 29.4 旭市 28.1 長南町 28.0 御宿町 27.5 いすみ市 27.2 山武市 27.2 横芝光町 27.0 大多喜町 27.0 神崎町 26.9 白子町 26.5 多古町 26.2 香取市 26.0 勝浦市 25.9 長柄町 25.0
25%以上										
	鴨川市 24.5 松尾町 24.1 大栄町 23.9 銚子市 21.7 長柄町 20.9 館山市 20.9	長柄町 24.9 栄町 24.9 東庄町 24.6 勝浦市 24.5 旭市 24.2 長南町 23.7 光町 23.3 大網白里町 22.5 鴨川市 22.1 御宿町 22.0 長生村 20.8 大栄町 20.5 松尾町 20.1	下総町 24.5 睦沢町 24.2 小見川町 24.2 銚子市 24.2 白子町 23.7 長南町 23.2 長生村 22.9 鴨川市 22.7 栄町 22.7 佐原市 22.4 長柄町 22.1 旭市 22.1 東庄町 22.0 御宿町 21.9 大網白里町 21.8 多古町 21.7 一宮町 20.7 大多喜町 20.5 印旛村 20.4 館山市 20.3	蓮沼村 24.6 大原町 24.6 佐原市 24.3 白子町 24.0 睦沢町 23.2 横芝光町 22.9 勝浦市 22.4 大多喜町 22.1 長柄町 21.8 館山市 21.3 一宮町 20.9	山武市 24.2 香取市 24.1 鴨川市 23.6 睦沢町 23.2 大多喜町 22.9 銚子市 22.3 長南町 22.3 鴨川市 21.7 旭市 21.3 一宮町 20.9	白子町 24.6 御宿町 24.1 勝浦市 24.5 大多喜町 22.9 印旛村 23.8 旭市 23.5 大多喜町 22.3 御宿町 23.4 横芝光町 23.4 本基村 23.3 一宮町 21.8 長生村 21.3 銚子市 20.1 長柄町 20.1	白子町 24.9 鴨川市 24.5 一宮町 24.2 香取市 23.9 印旛村 23.8 旭市 23.5 大多喜町 22.3 御宿町 23.4 横芝光町 23.4 本基村 23.3 一宮町 21.8 長生村 21.3 銚子市 20.1 長柄町 20.1	香取市 24.7 長生村 23.6 一宮町 23.3 鴨川市 22.8 横芝光町 22.1 印旛村 21.6 銚子市 21.2 多古町 20.9 銚子市 20.3	一宮町 24.4 いすみ市 24.4 香取市 24.0 長生村 23.9 横芝光町 23.2 鴨川市 22.3 多古町 21.9 銚子市 21.2 長柄町 20.3	長生村 24.4 一宮町 23.0 鴨川市 21.7 栄町 20.0
20%以上										
	東金市 19.2 八街市 18.3 酒々井町 16.2	館山市 19.5 東金市 18.6 八街市 16.7	東金市 18.2 旭市 17.6 大網白里町 19.5 御宿町 19.2 銚子市 19.1 長生村 18.9 長柄町 18.6 長南町 17.8 大栄町 17.8 東金市 16.0 一宮町 15.6 八街市 15.1	旭市 19.7 館山市 19.6 大網白里町 19.5 栄町 19.4 東金市 18.4 大網白里町 17.8 御宿町 17.0 八街市 16.2	多古町 19.9 銚子市 19.4 流山市 19.4 多古町 17.9 東金市 17.8 長柄町 17.4 八街市 15.7	館山市 19.9 大網白里町 18.2 多古町 17.8 流山市 17.8 長柄町 17.4 八街市 15.7	多古町 18.9 大網白里町 18.6 栄町 18.4 館山市 17.8 長南町 16.9 東金市 15.3 八街市 15.0	大網白里町 18.4 館山市 17.0 八街市 15.2 東金市 15.1	大網白里町 18.2 館山市 17.3 栄町 17.1 八街市 15.3	大網白里町 19.8 銚子市 19.3 流山市 19.2 館山市 17.8
15%以上										
	鎌ヶ谷市 13.8 富里町 12.9 沼南町 12.4 芝山町 10.2	酒々井町 14.3 鎌ヶ谷市 14.2 富里市 11.5 木更津市 10.4 白井市 10.2	八街市 14.3 酒々井町 12.0 鎌ヶ谷市 11.8	酒々井町 11.9 松尾町 11.9 鎌ヶ谷市 11.2	酒々井町 13.2 鎌ヶ谷市 11.3	栄町 14.7 酒々井町 10.0	酒々井町 12.0	酒々井町 13.2	東金市 14.9 酒々井町 12.9	東金市 14.9 酒々井町 13.5 富里市 10.0
10%以上										
	木更津市 9.5 流山市 9.2 芝山町 8.9 白井市 8.1 我孫子市 7.6 習志野市 7.2 松戸市 6.1 八千代市 5.9 四街道市 5.6	沼南町 9.7 茂原市 7.3 習志野市 7.3 流山市 7.0 四街道市 6.2 我孫子市 6.0 松戸市 6.0	富里市 9.4 木更津市 8.2 沼南町 7.8 茂原市 7.6 習志野市 6.3 野田市 5.9 白井市 5.7 流山市 5.0	木更津市 7.6 茂原市 7.6 富里市 7.4 野田市 5.9 習志野市 5.8 流山市 5.0	茂原市 9.3 木更津市 9.2 富里市 8.2 野田市 6.9 習志野市 6.0 四街道市 5.6	鎌ヶ谷市 9.1 木更津市 8.6 富里市 8.6 茂原市 7.6 野田市 5.3	富里市 7.7 鎌ヶ谷市 7.3 木更津市 5.8	富里市 8.8 鎌ヶ谷市 8.5 木更津市 5.0 野田市 5.0	富里市 8.9 鎌ヶ谷市 7.9 木更津市 6.5 印西市 5.7 野田市 5.6	鎌ヶ谷市 9.6 木更津市 8.1 四街道市 7.4 茂原市 7.1 野田市 6.5 我孫子市 6.2 印西市 5.5
5%以上										
	印西市 5.5 佐倉市 3.9 野田市 3.8 富津市 3.6 柏市 2.6 千葉市 2.6	八千代市 4.6 芝山町 3.4 柏市 2.7 印西市 2.4 野田市 2.0 千葉市 2.0 佐倉市 1.9	松戸市 4.9 四街道市 4.8 我孫子市 4.1 船橋市 2.9 八千代市 2.5 芝山町 2.2 柏市 1.7 佐倉市 1.6 千葉市 1.4	白井市 4.1 松戸市 3.9 我孫子市 3.4 四街道市 2.8 白井市 1.9 船橋市 1.5 柏市 1.2 佐倉市 0.8 千葉市 0.8 船橋市 0.8	流山市 4.8 松戸市 3.7 我孫子市 3.5 成田市 2.8 白井市 2.4 八千代市 1.8 柏市 1.5 千葉市 1.0 佐倉市 0.7 船橋市 0.3	四街道市 4.2 習志野市 4.1 流山市 3.3 成田市 2.6 我孫子市 2.5 松戸市 2.5 白井市 0.8 柏市 0.5 八千代市 0.1	野田市 4.9 四街道市 4.2 成田市 3.6 習志野市 3.2 成田市 3.1 我孫子市 2.6 流山市 2.3 松戸市 1.7 白井市 1.5 柏市 0.4	四街道市 4.2 茂原市 3.1 成田市 3.0 我孫子市 2.9 白井市 2.7 白井市 1.8 流山市 2.3 松戸市 1.7 白井市 1.5 佐倉市 0.8	四街道市 4.7 茂原市 4.2 成田市 3.1 我孫子市 2.5 白井市 2.3 松戸市 2.2 八千代市 1.8 流山市 1.3 成田市 1.1 富津市 0.2	白井市 4.9 習志野市 4.9 流山市 4.5 佐倉市 4.2 柏市 3.9 八千代市 2.8 船橋市 2.4 成田市 2.1 富津市 1.5 芝山町 1.1 千葉市 1.2
5%未満										
	市川市 船橋市 浦安市 市原市 市原市 君津市 君津市 袖ヶ浦市 成田市	市川市 船橋市 浦安市 市原市 市原市 君津市 君津市 袖ヶ浦市 成田市	市川市 浦安市 市原市 君津市 君津市 袖ヶ浦市 成田市	市川市 浦安市 市原市 君津市 君津市 袖ヶ浦市 成田市 印西市 芝山町	市川市 浦安市 市原市 君津市 君津市 袖ヶ浦市 芝山町	市川市 船橋市 浦安市 市原市 千葉市 千葉市 市原市 君津市 君津市 袖ヶ浦市 佐倉市 印西市 芝山町	市川市 船橋市 浦安市 市原市 千葉市 市原市 八千代市 君津市 富津市 佐倉市 印西市 芝山町	市川市 船橋市 浦安市 市原市 千葉市 市原市 八千代市 君津市 富津市 佐倉市 印西市 芝山町	市川市 船橋市 浦安市 市原市 千葉市 市原市 八千代市 君津市 富津市 佐倉市 印西市 芝山町	市川市 浦安市 市原市 君津市 袖ヶ浦市
不交付										

【表13】 基準財政需要額と人口・面積

		2011(H13) 年度 基準財政需要額			2010(H22) 年度 基準財政需要額		
		人口	面積	人口	面積	人口	面積
東葛地区	市川市	56,105,002	448,642	57.44	53,819,603	473,919	57.40
	船橋市	70,176,481	550,074	85.69	73,520,330	609,040	85.64
	松戸市	62,516,222	464,841	61.33	56,607,731	484,457	61.33
	野田市	16,699,540	119,922	73.72	19,917,993	155,491	103.54
	関宿町	5,204,574	31,275	29.82			
	柏市	44,981,753	327,851	72.91	50,033,184	404,012	114.90
	沼南町	7,321,539	45,927	41.99			
	流山市	20,127,669	150,527	35.28	18,860,418	163,984	35.28
	我孫子市	17,453,669	127,733	43.19	15,976,765	134,017	43.19
千葉地区	鎌ヶ谷市	14,116,560	102,573	21.11	12,953,076	107,853	21.11
	浦安市	18,873,801	132,984	17.30	19,679,352	164,877	17.29
	千葉市	150,559,461	887,164	272.08	136,908,220	961,749	272.08
	習志野市	23,003,814	154,036	20.99	21,258,595	164,530	20.99
君津地区	君津市	39,070,045	278,218	368.20	35,765,106	280,416	368.20
	八千代市	22,339,420	168,848	51.27	21,715,158	189,781	51.27
	木更津市	18,357,394	122,768	138.66	16,713,447	129,312	138.73
	富津市	8,448,297	52,839	205.15	8,218,641	48,073	205.35
印旛地区	袖ヶ浦市	9,350,523	58,593	94.92	9,190,067	60,355	94.92
	成田市	13,916,072	95,704	131.27	18,545,878	128,933	213.84
	下総町	1,889,816	8,115	32.00			
	大栄町	2,690,060	13,079	50.57			
	佐倉市	22,908,634	170,934	103.59	20,543,314	172,183	103.59
	四街道市	11,288,168	82,552	34.70	10,395,515	86,726	34.70
	八街市	10,106,075	72,595	74.87	9,828,828	73,212	74.87
	印西市	10,414,801	60,468	53.51	12,648,079	88,176	123.80
	印旛村	2,692,398	11,103	46.57			
	本埜村	2,261,945	8,209	23.72			
	白井市	8,426,380			7,693,866	60,345	35.41
	白井町		50,431	35.41			
	富里市				6,549,528	51,087	53.91
	香取地区	香取市	6,925,290	50,176	53.91	3,026,857	21,234
酒々井町		3,386,461	19,885	19.02	3,551,835	22,580	32.46
栄町		4,789,803	25,475	32.46	14,400,955	82,866	262.31
香取市							
佐原市		8,578,389	48,328	119.88			
小見川町		4,853,531	26,047	61.84			
山田町		2,473,817	11,249	51.54			
海浜地区	粟源町	1,589,166	5,319	29.05			
	神崎町	1,535,518	6,747	19.85	1,540,836	6,454	19.85
	多古町	3,768,811	17,603	72.68	3,407,019	16,002	72.68
	東庄町	3,199,403	17,076	46.16	3,024,784	15,154	46.16
	銚子市	14,523,686	78,697	83.69	12,126,384	70,210	83.91
	旭市	6,990,019	40,963	50.61	12,725,766	69,058	129.91
	干潟町	2,223,853	8,235	32.44			
	海上町	2,428,119	11,062	28.59			
	飯岡町	2,424,412	10,916	18.27			
	匝瑳市				7,553,512	39,814	101.78
山武地区	八日市場市	6,561,436	32,807	80.75			
	野栄町	2,298,735	10,107	21.03			
	東金市	10,486,197	59,605	89.34	9,207,866	61,751	89.34
	山武市				10,230,759	56,089	146.38
	山武町	3,904,580	20,033	52.05			
	成東町	4,760,232	24,494	47.02			
	蓮沼村	1,459,539	4,751	9.72			
	松尾町	2,628,040	11,336	37.59			
	大網白里町	8,043,782	47,036	58.06	7,089,902	50,113	58.06
	九十九里町	3,716,438	20,266	23.72	3,201,476	18,004	23.72
	芝山町	2,206,618	8,401	43.47	2,116,901	7,920	43.47
長生地区	横芝光町				4,786,493	24,675	66.91
	光町	2,763,419	12,167	33.31			
	横芝町	3,110,741	14,554	33.60			
	茂原市	14,041,186	93,779	100.01	12,981,518	93,015	100.01
	一宮町	2,403,308	11,648	23.02	2,292,297	12,034	23.02
	睦沢町	2,081,878	8,244	35.59	1,835,531	7,340	35.59
	長生村	2,971,204	13,892	28.32	2,693,065	14,752	28.32
	白子町	2,662,216	13,103	27.46	2,417,382	12,151	27.46
夷隅地区	長柄町	2,303,804	8,625	47.20	1,968,805	8,035	47.20
	長南町	2,818,875	10,628	65.38	2,443,268	9,073	65.38
	勝浦市	4,405,622	23,235	94.21	4,260,788	20,788	94.20
	いすみ市				7,737,401	40,962	157.50
	夷隅町	2,180,254	7,952	44.23			
	大原町	4,127,132	20,531	66.61			
	岬町	3,341,274	14,352	46.66			
	大多喜町	2,867,480	12,121	129.83	2,692,940	10,671	129.84
	御宿町	1,954,623	8,019	24.92	1,822,912	7,738	24.92
	安房地区	館山市	8,938,361	51,412	110.20	8,341,233	49,290
鴨川市		6,378,099	29,981	147.35	7,205,575	35,766	191.30
天津小湊町		1,873,352	7,672	43.95			
南房総市					10,376,362	42,104	230.22
富浦町		1,660,299	5,689	25.69			
富山町		1,946,729	6,070	40.34			
三芳村		1,484,755	4,744	33.92			
白浜町		1,730,846	6,029	17.07			
千倉町		2,779,772	13,161	36.64			
丸山町		1,925,054	5,777	44.11			
安房地区	和田町	1,767,333	5,684	32.45			
	鋸南町	2,672,109	10,521	45.16	2,563,881	8,950	45.16

連載

房総の自治鉅脈

—第9回—

県内軍政と米軍基地と九十九里射撃場問題



一般社団法人千葉県地方自治研究センター
理事長 井下田 猛

ポツダム宣言・対日講和条約・安保条約と千葉軍政部による間接占領統治管理

1945（昭和20）年8月14日、日本政府はポツダム宣言を受諾し、翌15日に満洲事変以来15年間におよんだ太平洋戦争が止んだ。次いで9月2日に降伏調印式が行われ、わが国は以後6年8ヵ月にわたって連合軍の間接統治による占領管理下におかれた。

対日終戦条件と戦後処理方針にかんする共同宣言を規定したポツダム宣言は、①日本軍国主義の駆逐、②民主日本建設までは連合軍（GHQ）による占領、③日本の主権は主として本州・四国・九州・北海道に制限、④戦争犯罪人の処罰と民主主義的傾向の復活強化、⑤再軍備禁止一を内容としていた。しかし、GHQ主導による初期の民主化・非軍事化政策は米・ソの対立＝冷戦（コールドウォー）の下に、徐々に変容していく。

次いで1950（昭和25）年6月の朝鮮戦争勃発を契機に翌51年9月に対日講和条約が49ヵ国が参加して調印され、同時に日米安全保障条約（略称、安保条約）が締結された。安保条約は前文及び5ヵ条からなり駐軍協定の性格が強く、わが国はアメリカ軍のみに駐留権を許与した。そして占領軍は即駐留軍となって駐留軍の配備の細目は、アメリカ軍隊の法的位置を規定している日米行政協定に委ねられた。さらに安保条約は日本の防衛力の漸増を期待し、条約の失効にはアメリカの認定が必要となっているなど不平等かつ片務的な条約である。

他方、敗戦の日の8月15日に銚子市は米軍最後の空襲を受けた。この後、8月28日にごく少数の先遣隊が神奈川県厚木飛行場に進駐したが、この例を除いて翌々8月30日にわが国への最も早い米軍の上陸を招く。それが、完全武装の米軍第4海兵連隊が上陸用舟艇で富津町（現、富津市）と館山市への上陸である。次いで木更津、銚子、松戸、

千葉、船橋各市と茂原町（現、茂原市）、海上郡嚶鳴村（現、旭市）、東葛飾郡田中村と風早村（ともに現、柏市）などに進駐して、各軍事施設の接收と武装解除を陸続として展開した。首都東京の“藩屏”^{べい}であった千葉県には、多くの軍事施設があった。そしてわが国を占領した米軍の第8軍が都道府県等の自治体を監視・統轄して間接統治でありながらも、地方行政には「軍政」（Military Government）の用語が使用された。なお、当初東日本は第8軍政部が、西日本は第6軍政部が担当した。

占領軍と県とのコンタクトは8月31日に外務参事官・林安^{やすし}を委員長とする館山終戦連絡委員会が組織され、占領軍進駐にともなう治安維持に対処した。千葉県の場合、館山市に上陸した第112騎兵連隊におかれた軍政参謀課が10月に軍政中隊として千葉市に移駐し、翌1946（昭和21）年1月に千葉軍政部として千葉県庁で執務を始めた。千葉軍政部は第82軍政部長スチブンソン中佐が指揮し、将校8名、下士官兵32名から構成されていた。ここでは毎週月曜日に軍政部長と知事との定例会議が開かれ、県庁の部課長に対して口頭指示・文書による命令・指導・勧告などが頻繁になされた。そして行政の細部にわたって要望事項が出され、要求・干渉に交じって朝鮮人の帰還、配給の不正行為の調査、道路改修、工場生産の再開と民需への転換、農業生産と漁獲高の拡大策などについて種々検討されている。

その後、1949（昭和24）年7月1日から「軍政」の用語を「民政」（Civil Affairs）へと変更したから第8軍政局は民事局となり、各軍政部は民事部と改称された。さらに同年11月に千葉民事部は廃止され、千葉県は関東地方民事部に統合された。そして、1951（昭和26）年6月末に関東地方民事部は閉鎖される。しかし、沖縄の場合と同様、軍政と民政には実質的な差はなく」（百瀬孝著『事

典・昭和戦後期の日本—占領と改革』吉川弘文館刊、64頁)、民政への名称変更段階から日本本土では結果的に統制は大幅に緩和される。それでも、この間占領軍に非協力的な税務署員が解雇され、館山市の事例では米軍兵士による強姦・物品強取・家宅侵入などの不法行為に交じって、酒場・劇場の閉鎖、夜間の外出禁止、慰安施設設置など占領軍による監視・命令や要求・干渉の直接軍政が強行されている。

おぞましく、惨禍著しい基地の動向と九十九里射撃場問題

1952（昭和27）年7月に日米施設・区域協定が調印された。これは日米行政協定に基づく「施設・区域」（基地）を在日米軍に提供する協定である。これにより施設・区域の数は1,350件（うち無期限使用300件）に上り、軍事基地によりわが国は満身創傷の姿を呈することになった。

この結果、千葉県関係ではキャンプ・パーマー（旧、習志野演習場）、白井補助飛行場、（旧、藤ヶ谷^や飛行場）、木更津飛行場（旧、海軍木更津飛行場）、船橋通信施設、富津防潜網それに片貝高射砲射撃演習場が在日米軍に提供・接收された。片貝を除く基地は占領とともに即接收された。このうち木更津航空基地の場合、アメリカ極東空軍の管理下におかれ基地に隣接する江川地区では1946（昭和21）年暮れから庭木や防風林が即時伐採され電柱も除去されて、この地区では10ヵ月間にわたって電気の供給が差し止められて暗闇の生活を余儀なくされた。さらに木更津地区ではジェット機が墜落し、その惨禍に人びとはおののく。くわえて、米軍とかかわっておぞましい売春問題がクローズアップされる。しかし、米軍当局は「風紀問題は習慣の差である」などとして、ことが処せられていた。

これらの米軍基地にくわえて、地元自治体と住



「空襲」1949年作品

袖ヶ浦町立（現、袖ヶ浦市立）長浦中学校2年 在原京子

民に事前の通告はなんらなされずに日米行政協定調印に先き立つ1948（昭和23）年4月、米第8軍は山武郡豊海町（現、九十九里町）を対空高射砲射撃演習場基地として接收した。射撃演習場は当初官報で「片貝」の呼称が使われていたが、後に「豊海」と改められた。なお1955（昭和30）年3月に、豊海町、片貝町、鳴浜村の一部からなる九十九里町が誕生する。

県内基地の象徴的存在の九十九里射撃場の場合、接收からわずか1ヵ月で米軍が大挙駐留してコマボコ型兵舎が林立し、演習場が建設された。基地周辺には鉄条網が張られて「日本人立入禁止」の立札が設けられた。次いで神奈川からの弾薬輸送は傍若無人よろしく疾走してきたために道路は随所で破壊された。射撃訓練が始まると爆風と地鳴り震動で瓦や土壁が崩れ家々が傾き、物を置く棚もまた設けられなくなる仕末となった。

他方、米軍演習は午後1時から始まり午後5時に終わるため、漁夫の“かき入れ時”ともいえる午後3時から5時までの貴重な時間を見す見す放棄しなくてはならない。しかもこの海域の主要な

漁獲物の鯛の産卵場が演習で壊滅的な打撃を受けた。さらに漁民達は、潮流異変からきた不漁と原始的な漁業形態から脱しきれない悩みを持っていた。彼ら漁民達の生業を巡る悪条件の上に演習による直接間接の人為的悪条件が二重苦、三重苦としてのしかかってきた。さらに、道路の交通事故と無人機の落下による死亡者を招くなどの事故が続発した。米軍演習は当初の1948年は年間63日であり、これが朝鮮戦争とともに1951年に222日、翌1952（昭和27）年189日と年間200日前後に累増し、土・日曜を除く各平日の午後演習が強行された。このため、九十九里漁場の全域が危険区域となる。

吉田茂首相、幣原喜重郎衆議院・佐藤尚武参議院両議長に後述の1949（昭和24）年10月開催の町民大会を契機に送付された『九十九里沿岸における米軍演習のための被害の国家補償要求書』は、次のように指摘している。「さきに千葉県山武郡町村会議で決議している如く、九十九里豊海町真亀川口に基地をおく米軍の射撃演習が行われているため、九十九里沿岸一帯のいわし漁は壊滅的打撃をうけている。豊海町では本年2月わずか2,000



米軍の実弾演習による不漁で漁民は鍋、釜も入質

貫の総漁獲高で男300人、女100人、加工業者58世帯が生活している。いわしの3大漁場の一つといわれたこの地方に、いわしの姿をみるのが極めてまれになった。昼もなく夜具もなく、鍋や釜まで質に入れて配給をとる漁民生活の惨状は、目もあてられない。わずかな生活保護法による一時補給金は焼石に水である。（中略）政府及び国会は、即刻、九十九里浜いわし漁場復活のための根本的方針を樹立し、その被害の国家補償をするよう要求する」と。しかし、この要求書に先立って『千葉軍政部月報』（1949年3月）は、「片貝村、豊海村視察。特記事項なし」と、伝えている。

一方、1949年8月末から共産党片貝町細胞は漁民の生活防衛、全面講和と基地撤去、さらに町政民主化の取り組みを推進する。そして10月の町民大会を契機に地方自治法に基づく監査請求がはじまる。次いで翌1950（昭和25）年2月の国際反植民地闘争デーを展開した共産党県委員・小松七郎、石内茂吉、野口宗雄、奥村邦比古、上野富治、八幡政登ら6人に対する片貝事件の軍事裁判が惹起される。これは「占領軍と占領政策を愚弄し、占領軍に対する世論を煽動、刺激する目的を以て片貝町及び豊海町の一般民衆を街頭集会に誘引するため、同人等及び他のものと不法謀議した」（1950年4月1日付、東京ドレーク兵営訴訟番号第CG124号起訴状）との「占領目的阻害行為」で、小松七郎ら4人は重労働1年の刑罰が科された。

漁民達の正当な要求に基づく運動の多くは共産党細胞に肩代わりされていた欠陥から、自治実現と基地撤去と補償要求運動は停滞する。さらに網元による演習協力会の設立による巧妙な分断・懐柔策などから運動は進展することはなく、九十九里米軍基地の返還は1957（昭和32）年3月にずれ込んだ。それでも九十九里反基地の取り組みは、国政レベルに被害補償を含めた基地対策をようやくにして迫るものとなった。

基地撤去と平和の実現を目指す営為

九十九里射撃場問題は周辺の農・漁民の生活が脅かされ、生活破壊は一層深刻化していく。生活崩壊はこれに続く風紀問題を生み、女性・子ども達に対する暴行問題は繰り返し続発した。生活できえない現実から、若い女性達の中には米軍兵士と特殊な関係をもち“春をひさぐ”生活に^お堕ち入る人びとが多数生じた。学校で例示すれば児童・生徒達は家計補助的労働に駆り立てられ学力不足にくわえて、長欠児童・生徒が激増していく。ただでさえ貧困な漁村社会が、物的かつ精神的にも萎縮・疲弊していく。

それでも、わが国の独立と自治と子ども達の生活権の回復を目指す営為は、いつ果てるともなく続く。その一例を、次に示しておこう。1953（昭和28）年6月に石川県金沢市に隣接した内灘試射場無期限使用が決定された直後の8月に大阪府池田市で、軍事基地反対全国青年婦人総決起大会が開かれた。これに参加した千葉県教組の飯田つね、松崎笹子、渡辺よしらとともに参加した山武支部婦人部の江畑節は、報告部分を次のように結んでいる。「すでに山武教組は4ヵ町村と歩調を合わせ、早くより基地問題対策委員会を設置し、民族の独立と平和のために基地のもたらす教育的被害から子ども守ることに努力し、その闘争の一環として九十九里基地問題対策協議会を父母ともども結成して教育防衛を中心に地元の大同団結をはかってきましたが、その間幾多の隘路を乗り越えて成功の緒につきつつあります。さらに、その歩みが確実となるために各基地の統一戦線の形成を待望しています」と。教組による米軍基地阻止の取り組みは、子ども達を守り子ども達の教育を心から希う一念から取り組まれた。九十九里の山武でのろしがあげられた基地撤去と真の自治と独立を目指す運動は、次いで県内的には木更津や君津

郡市などでも漁民の死活問題となっていた防潜網撤去が先決であるなどとして漁民との提携がなされていく。なお、九十九里での反基地闘争の営為は、1955（昭和30）年9月に始まる米軍駐留を目指した強制測量阻止の東京都下砂川事件などの全国基地闘争に継承される。ここで本項を閉じるに当たって、九十九里闘争に積極的に参加した一員の千葉市立末広中教員・湊昭雄の詩を次に記しておこう。

基 地

基地の大気よ

地から天に伸びたお前の顔が

イタイヨオと泣いている

ジェットの気^マ狂^マい奴がお前を

カタ^マワにしてしまった

太平洋の磯の香に

香ぐわしい化粧のお前の顔が

ゴメンヨオと哭いている

射撃場の大地よ

お前は物を生んだ

嘗つての思い出に耐えて

砲弾に撃ちこまれ

軍靴にふみにじられ

戦車のキャタピラーや

ガソリンの毒素に荒れタダレ

お前の体は怒りにふるえている

萎んでしまった月桂樹に

飲ませてやる水はないか

割れてしまった白壁をくつつける

智慧はないか

学校のヒヨコ達を若鶏に育てる

親鶏の爪はないか



東京湾三番瀬保全運動に取り組む

NPO法人 ベイプランアソシエイツ 理事長 大野 一敏

昭和20年8月15日終戦。この時、米軍の周到な無差別爆撃により東京湾岸の主要都市、横浜、川崎、東京、千葉は壊滅し、交通網、電信電話網、水道電気網、全てが機能不全に陥り人々は早速、衣食住難に喘いだ。

日本政府の最初の仕事は「食糧緊急措置令」の施行、「物価統制令」公布施行。そして天皇は国民に向けて食糧危機突破についてラジオ放送を行った。この時、湾岸住民を救ったのが首都圏に横たわる広大な干潟の海「東京湾」だった。夜間の干潮時に干出した干潟を歩けば無数に点在する潮溜りで「ハゼ、カレイ、エビ、カニ」等簡単に捕獲できた。干潟の地中には「アサリ、ハマグリ」等貝類が子供でもバケツ一杯獲るのにそう時間はかからなかった。干潟の沖では「真イワシ」の水揚げが、戦後瞬間的に自然が支配した湾が存在した。

一方、陸側では形振りかまわぬ凄まじい復興劇が展開していた。次に紹介する文章は昭和28年つり人社出版「釣は愉し」竹内始萬著の一節“文化と魚”に当時の様子を知る。「大都市の発展は隣接の自然の状態を一変し、野生の動植物を遠くへ追いやってしまう。東京の近郊には、かつて独歩が愛し蘆花が讃えた武蔵野の面影はなくなってしまった。特色のある雑木林も見られないし竹藪も姿を消してしまった。野兎や栗鼠やそういう小動物もどこかへ行ってしまったし、罠を奪われた小鳥たちも近寄らなくなってしまった。美しい流れもいつか濁ったり、魚族も影をひそめてしまった。それは大都会とその近郊だけに見られる現象ではなく、速度の違いはあるが農山村でも同じ変化が進行しつつある。かつて美しい樹木に覆われていた裾野は切り開かれて耕地になったり、大きい川にいくつものダムが出来て流れが遮断され、水は少なくなって魚族の影は薄れたり、広い道路ができたり、コンクリートの橋がかけられたり、色々



人工的变化が間断なく進行しつつある。」「文化とは野蛮の反対を意味する言葉らしいが、敗戦後の我々の生活、いや日本の姿を見ると食糧は乏しくて、ともすれば栄養失調になりそうだし、衣料も不十分で着替えもなく、そして住宅難にあえいでいる。」「文化的とは一体どういうことなのか。自然の状態を人間の手で変化させ、野生の動植物を駆逐したり征服したりすることが文化の向上発展ということなのか。」「自然の状態が一変して、野生の動植物が影をひそめて行くことを、この上もなく寂びしいことだと思わずにはいられない。」以上は60年前の話だが、昨日今日の話に聞こえる。

東京湾においては干潟の多くは埋立て土地造成され自然環境が激変した。未だに東京都では巨大なゴミの埋立土地造成が進行し、多摩川河口を塞ぐように羽田空港の滑走路が建設された。因みに太平洋を挟む対岸の米国加州のサンフランシスコ湾では、1962年に湾口の突当りに位置するバークレー市で計画発表された4千エーカーの海面埋立に対し、景観が損なわれるという理由でカリフォルニア大学バークレー校の学長夫人らが中心とな



り反対運動が起き、この「サンフランシスコ湾を救え」運動は他市、郡に波及し、大きな盛り上がりを見せた。これはただ単に反対というだけでなく、科学的分析、学術的に裏付けられた資料を築き上げていった。そして運動は政治家を動かし、遂に1965年6月湾を守る法律の制定までになった。

この時、我が国では60年に「所得倍増計画」を閣議決定し、62年に運輸省が63～70年度の「臨海工業地帯開発計画」を発表。この年の9月中央公論社刊大宅壮一・桑原武夫・阿川弘之編集「世界の旅」全10刊日本の発見（緑の少ない東京）に、東京湾を小型機で視察。その時のことを次の様に記している。「東京湾は今、土地を求めて、海へ海へと伸びているようだ。埋立地の先に、さらに泥土地帯が広がって、新しい埋立地が出来つつある。パイプから吐き出される泥が白黒のヒトデのような模様を描いて、海を埋めて行く。釣舟は、泥色の干潟の上ののっかっているように見える。そして東京湾は、どこまで行っても、泥の色、泥の色の連続で、今に海が見えてくるかと思っているうちに、やっぱり泥色の千葉県側の岸まで飛び越してしまった。千葉から五井のあたり、この辺も懸命に海に向って伸びている。」「しかしこの泥色の東京湾は、何とも海としては有難味の無いもので、いっそ船の通る路だけ残して、さっさと全部埋立ててしまったらよさそうなきがする。」

この時サンフランシスコ湾では「Bay or River」浅瀬を埋立てていくと湾は川の様になるけどそれで良いの、とキャンペーンを張って運動が進行した。

正に東京湾と対照的な考えの違いがあった。そしてサンフランシスコ湾の目標は、「掛けがえのない天然資源」として改善して次世代に引き継ぐと1968年に湾の将来を50年計画に託した。この湾計画は、いかなる埋立も湾には有害とし、それは湾の生態的バランスを破壊し、魚類や鳥類の一部の生存を危うくする。また湾の水面面積及び水の量が縮小されるこの為湾口から水を流し出す潮流が弱まり貧酸素化が進む。埋立は湾の持つ空気調整的効果を減少し、湾岸域の大気汚染の危険が増大する。以上の理由により現在のサンフランシ

スコ湾では湾の総面積を縮小しないことを原則にし、もし埋立が必要な場合は、埋立面積と等しい海面面積を創出しない限り許可されない。

1999年に計画された埋立を伴うサンマテオ国際空港の拡張工事は未だにストップしている。食糧自給率100%を超える米国が湾は魚類や海洋性植物の「農園」として急速に増加する人口にとって、米国はもとより世界的な食糧資源を増大するという推計しがたい価値をもつようになるかもしれないと考えている。

こうした他国の動きに後れを取っては東京湾岸人としての品格が問われる。そこで1984年、昭和59年東京湾会議を立ち上げ、湾と三番瀬への関心を喚起しようと、豊かな資源の紹介を兼ね「イワシ」・「アサリ」祭り、漁港の賑わいを知る「港まつり」、海の快適さを体験する「ジャズとサンセットのクルージング」、港の景観を高めるために「湾岸の植樹」、防災や交通渋滞の対策として「海上交通」の実証実験、そして湾と三番瀬への思いを知る「シンポジウム」等々ボランティア活動が組織的に継続できるようにNPO法人ベイプランアソシエーターズとして1999年、平成11年に登録され今日に至ります。詳しくはホームページにアクセスを。<http://npo-bpa.org/>



シリーズ 千葉の地域紹介 鎌ヶ谷市



- 人口：108,854人
(平成24年8月1日現在)
- 総面積：21.11km²
- 市の花：梨の花・ききょう
- 市の木：もくせい

世界につながる 人と文化の交流拠点「鎌ヶ谷」



鎌ヶ谷市

かまがや盛りの花

緑とふれあいのあるふるさと鎌ヶ谷



鎌ヶ谷農産物
ブランドマスコット
かまたん

豊かな自然と生活の利便性を兼ね備えた交流拠点

鎌ヶ谷市は、千葉県の北西部に位置し、総面積約21km²の中に、東武野田線・新京成電鉄・北総鉄道・成田スカイアクセス線の鉄道4線と9駅を有する交通アクセスの至便なまちです。

都心から25km圏内にあることから、住宅都市として発展しつつあり、人口は平成23年度末で約10万8千人となっています。こうした発展の中にありながら、豊かな農地や緑の環境も併せ持ち、おいしい梨の名産地としても全国的に有名です。平成22年7月、空港と都心を結ぶ新たな鉄道「成田スカイアクセス」が開通し、私鉄3線が交差する新鎌ヶ谷駅が一般特急「アクセス特急」の停車駅となりました。都心や成田空港へのアクセスが飛躍的に向上したことで、地域の交流拠点としての機能にさらに躍動感が加わりました。



スカイライナー&アクセス特急

スーツケースを持った旅行客の皆さんや海外出身の方々が、乗り換えや駅周辺の商業施設へ移動する光景も多く見られるようになり、新線開通の影響を感じられるようになってきています。



鎌ヶ谷大仏

プロスポーツなどの地域資源を活用した地域活性化のまちづくり

本市のもう一つの特色として、野球・サッカーなどのプロスポーツを活用したまちづくりが挙げられます。市内にファーム球場があるプロ野球・北海道日本ハムファイターズ及び近隣の柏市を拠点とするJリーグのサッカーチーム・柏レイソルとのイベントなどにおける連携を通じて、地域に

根ざした両者の知名度や集客力の向上と、地域への愛着を生むきっかけづくりを進めています。このような地域活性化施策のための全庁的な推進体制を構築するため、平成20年度から「地域活性化推進プロジェクト」に取り組んでおり、職員の自由な発想による地域活性化の100を超えるアイ

ディアを集約して策定した「成長の戦略プラン」の具現化を進めています。実現した施策の例としては、駅におけるファイターズの応援歌の発車メロディーや職員のポロシャツの着用などによるファイターズタウン鎌ケ谷のPR、緑のカーテン普及事業、駅前の観光案内看板設置などがありま



PRポロシャツ

す。また、市のキャラクターPR事業の一環として、市にまつわる様々なテーマのキャラクターを集めた「かまがや盛り上げ隊」を作成し、市の行事などで活用しています。



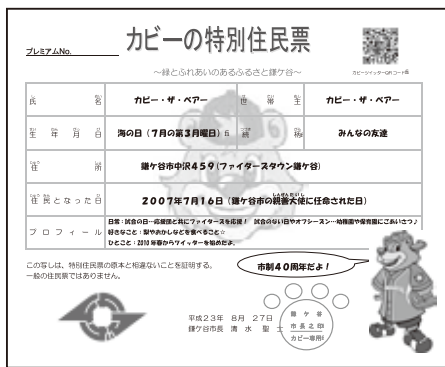
姉妹都市ワカタネとの交流

その他平成23年度に実施した事業としては、市のちょうど真ん中を通っている東経140度線のPR、降った雨の水が手賀沼・印旛沼・東京湾の三方向に分かれている分水嶺のPR等があります。さらに、平成23年度は市制施行40周年を記念して、北海道日本ハムファイターズのファームマスコット“カビー”の住民登録及び住民票作成、市民の

歌である“きらり鎌ケ谷”のCDジャケット作成等も実施しました。また、キャラクター関連では、平成23年度は農産物ブランドマスコットキャラクターとして、“かまたん”が誕生しました。緑あふれる北総台地の温暖な土地である鎌ケ谷をPRするために生まれてきた梨と野菜の妖精として、多くの市民に親しまれています。



東経140度線案内看板



カビーの特別住民票



きらり鎌ケ谷CDジャケット

地震に強いまち「鎌ケ谷」

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、近隣市が液状化等の被害を受けた中、本市を含む北総台地に位置する自治体の被害は比較的軽微なところでした。本市は、地盤の固い北総台地に位置し、市のほぼ全域が揺れにくい地盤と

なっています。この強固な地盤を活かしたまちづくりをシティプロモーションの一環として進めて行く中で、市内外の皆様に“鎌ケ谷に住みたい、鎌ケ谷に住み続けたい”と認めていただけるような取り組みを推進していきます。



低線量放射線リスクは なぜ過小評価されるのか

—国会事故調で明らかにされたこと—



高木学校
崎山比早子

はじめに

昨年12月8日に国会福島第一原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）の委員に任命された。何故私が？という疑問が今もぬぐえない。任命後、他の委員の専門性から考えて、放射線の生物影響に関する分野を担当することになるだろうと思った。しかし、私は講演会等で放射線の専門家と紹介されるたびに何となく居ごちが悪くなる。というのは放射線医学総合研究所（放医研）で研究をしていたことは事実だが、放射線に関しては試験管内で培養した細胞を使って発がん実験をした結果を数種の専門誌に発表しただけであったからだ。委員の名前が発表され、私の肩書きが“元放射線医学総合研究所主任研究官”となっていたために放医研のさる大先輩から「放医研の名前を使われては困る、君の考えは“放医研の考えとは違うので、放医研は大いに迷惑をしている”という声が放医研から僕に寄せられている」、「君は高木学校で放射線のことを勉強したのだから、肩書きは高木学校にしてはどうか」という趣旨の電話を頂いた。確かに私が放射線生物学を真剣に勉強しだしたのは高木学校のメンバーになってからのことではあるので、高木学校という肩書きだけでも良かった。しかし、放医研の主任研究官であったのは虚偽ではないので文句をつけられるいわれもないだろうと“元放医研…”の肩書きを通させていただいた。

「放医研の考え方とは違う」ということは、放医研の研究者全ての考え方が一つであるということとを前提にしている。個々の研究者に考え方の違いがあることを認めようとしない全体主義的な匂いを感じる。昨年福島で行われた福島国際会議「放射線と健康リスク」で放医研の理事が述べられていたのも、日本全体の放射線専門家の考えが一本化されなければ国民が混乱する、ということであった。これでは自由な発想の芽を摘んでしまうことになるだろう。

私の事故調での役割は、本来ならば放医研等の研究機関や大学で放射線生物学を専門にし、立派な業績をあげておられる研究者が担うべきはずの

ものであったと思う。それが何故そうならなかったのであろうか。事故調での調査が電気事業連合会（電事連）の資料や、原子力安全委員会、文科省の役人のヒアリングに及んだ時に、電気事業者が日本の主だった放射線研究者、研究機関、原子力規制当局に規制を緩めるよう働きかけ、その活動が成功していることがわかった。放医研からの横やりが入った背景が読めたように思われた。

低線量放射線リスクの過小評価

事故直後、枝野官房長官（当時）が「直ちに健康に影響はありません」と述べ、原子力安全委員会が100ミリシーベルト（mSv）では健康に害がないと言って後に前言を撤回し、福島県放射線健康リスク管理アドバイザーの山下俊一氏も「100ミリシーベルトまでは安全である」と福島県中で講演しまわり、“ミスター100ミリシーベルト”、“ミスター大丈夫”という不名誉なあだ名が海外でも通用する等、100mSv以下の線量リスクが過小評価される現象が続いた。それは今もなお言葉を微妙に変えながら執拗に繰り返されている。

昨年11月に文科省から発行された小、中、高校生とそれぞれの教師向けの『放射線等に関する副読本』（副読本¹⁾）にその典型を見ることができる。副読本は事故後8ヵ月経ってから、しかも原子力政策を進めてきた責任ある文科省から発行されたにも関わらず事故に対する責任も、謝罪の言葉も全くない。それどころか事故のことに関しては“はじめに”に「東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9）によって東京電力㈱福島第一原子力発電所で事故が起こり、放射性物質（ヨウ素、セシウムなど）が大気中や海中に放出されました。」と書かれているだけで、本文には全く触れられていない。本文中にある「非常時における放射性物質に対する防護」という項目に「原子力発電所や放射性物質を扱う施設などの事故により、放射性物質が風に乗って飛んで来ることもあります。」と書かれている。文科省にとっては福島県をはじめとする広範なセシウム汚染地域や、その汚染によって住むところも仕事も失って、仮設住宅や遠

く故郷を離れて生活しなければならなくなった被災者、農作物や水産物の汚染はまるで存在しないかのである。このようにあまりにも明確な現実をすら隠蔽する教育をしていたら、自ら考え判断する力が子どもにつくとはとても思えない。それともそのような判断力のない子どもを育成することが文科省のねらいなのだろうか？ちなみにこの副読本の監修は放医研、放射線影響学会（日本の放射線研究者のほとんどが会員になっている）、医学放射線学会などが行っている。すなわちこれらの学会に所属する研究者がこの恥ずかしいような副読本を世に出しているのである。副読本には他にも多くの問題点があり、教育関係者や保護者から強い批判を浴びている^(2,3)が、ここでは低線量放射線のリスクに関する問題のみ取りあげる。高校生用の副読本には低線量放射線すなわち100ミリシーベルト（mSv）以下では他の要因による発がんリスクのほうが高くなって放射線によるはっきりとした発がんの確率上昇は認められていないと説明し、教師用の指導上の留意点には、100mSv以下の線量では病気と関係する明確な証拠がないことを理解させるようにする、と指導している。

100mSv以下の放射線リスクはわからない、だから心配しなくてよいとする主張はこれまで行われてきた膨大な量の疫学調査、動物実験、試験管内の実験結果によって明らかにされてきた事実を無視するものである。これら明らかにされた事実に基づいて国際放射線防護委員会（ICRP）等の国際機関は「放射線には安全量は無い、リスクは蓄積する、リスクは線量に比例して増加する」ものとして、これに基づいた防護を行うように勧告している。現に広島・長崎の原爆被爆者生涯追跡調査⁽⁴⁾やCT検査による白血病、脳腫瘍の発生調査⁽⁵⁾では100mSv以下でがん死やがんの発生率が増加していることが明らかにされているのである。

放射線生物学の成果及びその解釈は多分他の分野よりも社会の価値判断に強く影響されやすい要素を含んでいる。福島第一原発事故以前は、原子力発電を推進するために過小評価が必要であった。何故なら原子力と放射線は切っても切れない

関係にあり、推進側がいみじくも言っているように、人々が僅かな放射線を恐れると原子力エネルギーの利用に支障を来すからである⁽⁶⁾。原発事故後では避難区域の設定、学校再開、校庭使用基準、食品の放射性物質規制値、その補償問題等々は、線量あたりどの程度のリスクがあるかの評価により異なってくるからだ。リスクを過小評価したい力はそのあたりからきているとは想像できるが、証拠を掴むのは簡単ではない。

国会事故調が明らかにしたこと

国会事故調は国会に設置され、独立性と透明性を法的に保障されていた。事故の調査にあたっては文書提出請求権を適用することにより強い調査権限を持たし、実際には行使しなかったが、国政調査権の発動を両院合同協議会に対し要請する権限を有した。そのために政府の事故調査委員会⁽⁷⁾や民間事故調⁽⁸⁾ができなかった強制力を持った調査をすることが可能であった。特に上記のような放射線リスクの過小評価の背景を調査するために入手した電気事業連合会（電事連）の資料は貴重である。それには電気事業者が規制当局である放射線審議会、原子力安全委員会、国際放射線防護委員会（ICRP）に規制を緩めるように働きかけていた様子が記載されていた。その記述は断片的であるので、これからさらに調査してその全貌を明らかにする必要があるが、以下2、3の例を挙げる。⁽⁹⁾

ICRP委員、安全委員会への働きかけ、実際に電事連の主張が反映されたことうかがえる発言

「ICRP2007年勧告等に対する電力の主張が全て反映された。」

安全委員会放射線管理体系検討会への協力について

「緊急かつ重点的に推進すべき放射線防護研究には、産業界の意見が反映された。」

「短期的には、2007年のICRP勧告を受けて現時勧められているIAEAのBSS改訂と、それに続く国内法令の改正において、放射線防護基準が必要以上に厳しくならないよう、各機関に対して科学的データに基づいた働きか

けを強める。]

電気事業者による規制緩和のための放射線研究
活動監視

武藤部会長：「低線量分野をまともに研究すれば変な（不利な）結果は出てこないはず。」

部長：「低線量域は危険ではないということになるとその分野の研究者達は飯の種を失うことになる。それで低線量域の危険性を宣伝している面がある。」

武藤部会長：「悪い研究者に乗っ取られて悪い方向に向かわないように、研究の動向を監視しておくこと」

と述べている。また、「電力中央研究所の研究目的として、“…放射線防護基準が必要以上に厳しくならないよう、各機関に対して科学的データに基づいた働きかけを強める」

現在日本のICRP委員は8名いるが、電事連は「ICRP調査研究連絡会」（公益法人 放射線影響協会）への費用負担という名目でICRP委員の国際会議出席に関わる旅費等について長年にわたって費用負担を行っていることが確認された。

日本のICRP委員の何人かは内閣官房の低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ⁽⁹⁾や放射線審議会委員などを兼任しており、いわば放射線防護のオピニオンリーダーの役割を果たしている。その研究者達が電力会社から研究費や旅費の供与を受けているのは利益相反ではないのか？原子力ムラに酷似した構造がここにも存在するのである。

参考資料

1. 放射線等に関する副読本 http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/attach/1313004.htm
2. 根岸富男 文科省の『放射線に関する副読本』の根本問題 科学 82, 243 (2012)
3. 崎山比早子 「放射線教育の問題点」—何故低線量放射線リスクは“わかっていない”とされるのか— 科学 印刷中
4. K. Ozasa et al.: "Studies of the Mortality of Atomic Bomb Survivors, Report 14, 1950-2003: An Overview of Cancer and Non-cancer Diseases" Radiation Research 177 (2012) 229-243.
5. Pearce M. S. et al. Radiation exposure from CT scans in childhood and subsequent risk of leukaemia and brain tumours: a retrospective cohort study. Lancet. ;380, 499-505. 2012
6. NPO 法人放射線教育フォーラム 2003 年度成果報告書 一段と重要性が増した放射線教育 NPO 法人放射線教育フォーラム (2004)
7. 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 最終報告書 <http://www.kantei.go.jp/jp/noda/actions/201207/23kenshou.html>
8. 『福島原発事故独立検証委員会 調査・検証報告書』 一般財団法人 日本再建イニシアティブ
9. 国会事故調 <http://naiic.go.jp>
10. 低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書 <http://naiic.go.jp>

終わりに

国会事故調は国会に対し七つの提言を行っている。その中でも重要なのは規制当局に対する国会の監視を行う委員会を国会に設置することである。「この委員会は、最新の知見を持って安全問題に対応できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を設ける。」としている。現在大きな問題となっている「原子力規制委員」の人事についてはこの提言を全く踏みにじるものであり、許すことはできない。規制委員長の田中俊一氏は元原子力委員会の委員長代理を務めた人物であり、いわばこの事故を起こした責任者の一人である。これだけの事故が起きてその責任も取らずに、またまた原子力行政に絶大な権力を握る規制委員になることが許されていいはずはない。しかもこれを任命した野田総理は当然なすべき国会での承認手続きも無視。民主主義は死んだと思われる。

しかし、一方で希望はある。毎週金曜日に官邸前に集まる市民の数は増え、それが今や地方に拡がっている。各地で脱原発を求める声が大きくなり、政治家も行政も電力会社もこれを無視することができなくなれば、政治は変わらざるを得ないだろう。現在ある命とこれから生まれてくる命のために、今、政治を変えなければいつ変わるのか。利権に巣くう事業者、政治家、学者に命を預けるわけにはゆかないのだ。

新聞の切り抜き記事から



研究員 鶴岡 美宏

当センターの新聞記事切り抜きファイルから、主なニュース等を抜粋して紹介します。

□第11分冊 (2012年2月22日～5月11日)

「茂原市当初予算案 3年ぶりに減額」

茂原市は21日、2012年度の当初予算案を発表した。一般会計は前年度当初比4.5%、12億800万円減の257億5千万円で、3年ぶりの減額予算となった。(千葉日報2/22)

※当千葉県地方自治研究センターでは茂原市の協力を得て2011年10月、調査研究報告No.2「茂原市財政のきのう・きょうとあした」を上梓した。

「香取市新年度当初予算案 過去最大、復旧を推進」

香取市は22日、東日本大震災からの復旧関連事業に重点をおいた2012年度一般会計当初予算案を発表した。総額は過去最大の334億4千万円。前年度当初比で7.2%、22億5千万円の増。(千葉日報2/23)

※当自治研センターでは2011年7月28日、香取市の宇井市長に震災対策等についてのインタビューを行い、その内容を機関誌「自治研ちば」第6号(2011.6発行)に収録した。

「人口減対応で検討組織」

2月千葉県議会は23日、代表質問が始まり、自民党の阿部紘一議員と民主党の横堀喜一郎議員が登壇した。森田知事は、総合計画の予想より7年早く県人口が減少に転じたのを受け、県政運営の方向性などを検証する庁内検討組織を新年度早々に立ち上げる方針を明らかにした。(千葉日報2/24)

「千葉県議会代表質問 答弁要旨」(千葉日報2/25,28)

公明党の阿部俊昭議員他3議員の代表質問と答弁要旨。

「千葉県議会一般質問 答弁要旨」(千葉日報2/28～3/2)

自民党の亀田郁夫議員他15議員の一般質問と答弁要旨。

※当自治研センター理事の民主党・網中肇議員は2/29に登壇し、防災拠点となる県内市町村庁舎の耐震状況及び県庁内に事務局を置く任意団体の運営その他について質問を行った。

「四街道市議選 共産44年ぶり議席失う」

任期満了に伴う四街道市議選が26日行われ、新議員22人の顔ぶれが決まった。共産党は1968年以来、44年間守り続けてきた議席を失った。(千葉日報2/28)

「復興半ば、首長の思いは」

東日本大震災から11日で1年。津波や液状化、放射線など、震災はかつての常識を覆す大きな爪痕を県内にもたらした。復興の陣頭に立つ千葉県自治体のトップたちに「3.11」後の1年と今後の展望について聞いた。(朝日3/11)

「がれき広域処理進まず 自治体が及び腰」

東日本大震災1年を経た今も被災地のがれき処理が難航し、復興を妨げている。(日経3/13)

「地方公務員給与調査 本県、全国4位の高水準」

総務省は16日、地方公務員給与の調査結果を発表した。ラスパイレス指数の全国平均は98.9で、8年連続で国を下回った。千葉県は102.6で全国4位、千葉市は100.8で19政令市中11位。(千葉日報3/17)

「熊本、20番目の政令市に」

熊本市が4月1日、全国20番目の政令指定都市に移行する。市町村合併促進のため、人口70万人以上に緩和されていた特例措置が終了し事実上、最後の政令市となる。(日経3/26)

「県内市町村 職員数14年連続減」

千葉県は、政令市の千葉市を除く県内53市町村の職員数の状況をまとめた。一部事務組合を合わせた総職員数は昨年4月現在、前年比0.5% (248人) 減の4万8,082人。1998年以降、14年連続の減少となった。(千葉日報4/2)

「県都の歩み 政令市移行20年」 1～8

千葉市が政令市に移行して20年。「県都の歩み」を振り返り、今後の課題を検証した。

- 1 人口
- 2 千葉都市モノレール
- 3 少子高齢化
- 4 行政区
- 5 観光
- 6 都市基盤
- 7 千葉ロッテマリーンズ
- 8 熊谷俊人市長に聞く

(千葉日報4/18～4/25)

「茂原市長 田中氏当選 行財政改革さらに推進へ」

茂原市長選挙は22日、投開票が行われ、即日開票の結果、現職の田中豊彦氏 (59) (民主推薦) が、新人で元市議の三橋弘明氏 (59) を破り再選を果たした。(読売4/23)

「国の出先改革 分権の逆行を危惧する」

中央省庁の出先機関の権限や人員を都道府県に移していく。民主党が掲げた地域主権改革の柱の一つだ。その基本案がようやくまとまった。(朝日社説5/1)

「次期衆院選への助走 県内小選挙区の情勢」 1～4

今国会の焦点、消費税増税関連法案の行方が見通せない政治状況の中、次期衆院選に向け、千葉県内13小選挙区ではこれまでに各党が立候補の準備を進めている。各選挙区の情勢を探った。(千葉日報5/4～5/8)

「交論 大都市制度の在り方」

経済の活動で中心的な役割を果たしている大都市の在り方が曲がり角にある。どのような自治体の姿にすれば、今後の超高齢化や人口の減少に対応しながら、豊かさを保つことが出来るのか。地方自治の制度に詳しい二人の専門家、新藤宗幸氏 (後藤・安田記念東京都市研究所常務理事) と辻琢也氏 (一橋大学教授) に聞いた。(千葉日報5/4)

「被災地再生 大学動く 自治体と協定・授業で復興住宅案」

東日本大震災から1年余りがたち、各地の大学の被災地支援が、従来の仮設住宅の訪問などに加え、地域再生へ向けた息の長い取り組みに重点を置くようになってきた。長く寄り添う決意表明として、被災自治体などと協定を結ぶ大学も相次いでいる。(朝日5/11)

「出先機関改革 分権へ地方の力量が問われる」

地方分権にどこまで本気で取り組むのか。政府だけでなく、地方の覚悟と能力も試されよう。(読売社説5/11)

□第12分冊 (2012年5月12日～8月24日)

「県の市町村復興基金交付金 旭市、最多の1億7,600万円 津波、液状化に手厚く」

東日本大震災からの復興に向け、千葉県が県内全54市町村に配分する復興基金交付金の交付予定額が11日、明らかになった。最も多いのは旭市の1億7,600万円、次いで浦安市の1億6,900万円。(千葉日報5/12)

「神崎町長選 石橋氏が無投票再選」

神崎町長選は15日告示され、現職の石橋輝一氏(68)の他に立候補の届出がなく、石橋氏が無投票で3選を決めた。(千葉日報5/16)

※当自治研センターでは神崎町の財政研究を、本年5月から2年間の予定で進めている。

「大阪都法案 急ピッチ」

大阪維新の会が目指す大阪都構想の実現に向け、与野党の法案作りが大詰めを迎えている。橋下徹大阪市長と松井大阪府知事が圧勝したダブル選からまもなく半年。維新人気におされ、各党がこぞって協力姿勢を見せ、法案が今国会で成立する可能性も出てきた。(朝日5/26)

「県内54市町村の本年度当初予算案 震災の影響大きく 災害復旧費が37倍増」

千葉県内54市町村の2012年度の普通会計当初予算額は、前年度比1%増の1兆9,627億4,500万円となり、4年連続で増加した。東日本大震災を受け、前年度2億1,300万円だった災害復旧事業費が約37倍の79億4,600万円と激増した。(千葉日報6/4)

「熊谷スタイル 千葉市長として3年」上・下・番外

「しがらみを一掃」と訴え、31歳という若さで熊谷俊人千葉市長が当選し14日で3年。この間、千葉市の行政はどう変わったのだろうか。その政治手法の特色とは何だろうか。「熊谷スタイル」を追ってみる。

上：対話会・出前講座・ブログやツイッター活用

中：保険料値上げ・職員退職金もカット

番外：評価・感想など聞く

(朝日6/16～6/18)

「教育と防災支援、分けて整備 総合防災拠点の方針転換」

6月千葉県議会は19日、代表質問がスタートし、自民党の西田三十五議員と民主党の堀江はつ議員が登壇した。(千葉日報6/20)

「千葉県議会代表質問・一般質問 答弁要旨」

公明党・秋林貴史議員の代表質問と共産党・加藤英雄議員他の一般質問及び答弁要旨。(千葉日報6/21)

「県外郭団体、仕組み債で多額評価損」

網中肇県議(民主)が県に対し、37ある指導対象団体が保有する仕組み債の購入状況について調査を求め、県は2011年3月末現在の状況をまとめた。(朝日6/20)

「一般質問 答弁要旨」(千葉日報6/22～6/27)

6月定例千葉県議会における自民党の滝田敏幸議員他16議員の一般質問と答弁要旨。

「野田市長に根本氏6選 現職全国最多並ぶ」

野田市長選は24日投開票され、無所属で現職の根本崇氏(66)が現職市長として全国最多に並ぶ6選を果たした。投票率は34.75%。(朝日6/25)

「新議長に川名氏 副は佐藤氏」

6月千葉県議会は最終日の6日、県射撃場を設置する条例制定案のほか、教育委員に文部科学省施設助成課長の瀧本寛氏(49)を任命する追加人事案など計26議案を可決し、閉会した。(千葉日報7/7)

「印西市長に板倉氏 現職を破り初当選」

印西市長選は8日投開票され、前市議で新顔の板倉正直氏が、3選を目指した現職の山崎山洋氏を破り、初当選を果たした。(朝日7/10)

「個人の自由おびやかす 大阪市政治条例」

公務員の規律強化は必要だが、それが行き過ぎたものであれば職員の萎縮を招く。個人の自由を縛る規制は、必要最小限であるべきだ。(毎日社説7/18)

「地震に強い『成田』中心に 楡井氏『ちばらき都構想』提唱」

千葉政経懇話会7月例会で茨城大名誉教授の楡

井氏が講演を行い、地層が安定していて地震に強い成田の国際空港と茨城の知的産業都市つくばを連携させた「ちばらき都構想」を提唱し、災害に強い経済構造を再構築する必要があると強調した。(千葉日報7/18)

「大都市のあり方とは 大阪都構想法案、衆院審議入り」

全国の八つの大都市地域に、東京23区のような特別区の設置を認める「大都市特別区設置法案」が31日、衆院で審議入りした。法案は8月中旬に成立し、橋下徹大阪市長が掲げる「大阪都構想」が本格化。大都市行政のあり方にも一石を投じる動きになりそうだ。(朝日8/1)

「国の出先改革 法案提出の約束守れ」

国の出先機関の地方への移譲の行方が極めて危うくなっている。

野田首相は今年1月の施政方針演説で、今国会に関連法案を提出することを約束したが…(毎日社説8/2)

「『市民感情も変化』千葉市長 がれき受け入れ辞退」

千葉市の熊谷市長は9日の定例記者会見で、3月に自ら表明していた東北地方の震災がれき受け入れの辞退を表明した。(毎日8/10)

「市教委は判断を改めよ 大阪教研集会」

大阪市教職員組合が年に1度の教育研究集会を開くため私立小学校を借りようと申請したら、市教育委員会が不許可とした。市教組は約40年前から学校で教研集会を開いてきた経緯がある。(朝日社説8/18)

「圏央道 木更津東—東金 今年度開通」

首都圏中央連絡自動車道の木更津東—東金間が今年度内に開通する。成田空港や羽田空港、横浜方面からの利便性が高まることから、企業や観光客の誘致など、経済波及効果を狙った自治体の活

動が活発になっている。(読売8/18)

「生活保護費10年で7割増 自治体財政を圧迫」

大都市で生活保護費が膨らんでいる。全国20の政令都市と東京23区の2012年度の生活保護費は合計で約1兆7,000億円となり、10年間で7割増えた。(日経8/21)

「時代を駆ける 鈴木直道」 1～10

北海道夕張市が財政破綻し、財政再建団体(当時)に指定されてから5年以上過ぎた。再生の先頭に立つのは全国最年少市長の鈴木直道さん(31)。市長に就任して1年4カ月。奮闘の日々は続く。

- 1 夕張再建 逆風下の始動
- 2 古巣の東京都 強い味方
- 3 再生支援 首相に直談判
- 4 昼は都職員 夜は大学生
- 5 派遣初日から残業
- 6 自ら希望し派遣延長
- 7 悩んで、悩んで出馬
- 8 「生まれて、良かった」
- 9 市民との対話 大切に
- 10 マイナスからプラスへ (毎日8/21～9/1)

「『うるさい』と体感 若葉区視察の熊谷市長」

羽田空港の航空機騒音問題で、南風好天時に千葉市上空を通過する飛行ルートの一部の高度を引き上げる試行運用が23日に始まった。(千葉日報8/24)

<次号へ>

今期の入手資料

センターでは、会員の皆様に資料の貸し出しを実施しています。

下記資料等をご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

また、センターでは、2010年3月末以降分について、千葉県地方自治に関する記事を中心に新聞の切り抜きを実施しています。ご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

入手資料	著者	発行元	種類	日付
北海道自治研究4月 大都市制度に関する諸問題 日本に大都市制度は存在するのか		北北海道地方自治研究所	情報誌	2012. 5. 1
自治研かごしま4月 地方自治と議会・自治体職員		鹿児島県地方自治研究所	情報誌	2012. 5. 1
月刊自治研5月号 「事業仕分け」再考		自治研中央推進委員会	情報誌	2012. 5. 8
市政研究 12春号 東京都区制度再考		大阪市政調査会	情報誌	2012. 5.14
政策提言論文事業のまとめ		川崎地方自治研究センター	報告書	2012. 5.14
信州自治研 5月号 再生可能エネルギーの地産地消と持続可能なまちづくり		長野県地方自治研究センター	情報誌	2012. 5.16
自治研やまぐちNO77 地域づくり道の駅サミット		山口県地方自治研究センター	情報誌	2012. 5.21
とちぎ地方自治と住民VOL470 自治基本条例をどう生かすか		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2012. 5.21
自治研ぎふ103号 各務原市における男女共同参画への取組みと現状		岐阜県地方自治研究センター	情報誌	2012. 5.21
橋下・大阪維新の会を考える		元気ネット大阪	報告書	2012. 5.23
自治総研5月号 東日本大震災復興特別区域法の意義と課題(上)		地方自治総合研究所	情報誌	2012. 5.23
北海道自治研究5月 北海道における非正規雇用問題の現状と課題		北海道地方自治研究所	情報誌	2012. 6. 4
るびゅ・さあんとのno12 大都市のあり方		東京自治研究センター	情報誌	2012. 6.11
ごみ量の減少に対応した新たな広域処理・処分のあり方		大阪自治センター	報告書	2012. 6.11
月刊自治研6月号 復帰40年、沖縄からの問い		自治研中央推進委員会	情報誌	2012. 6.11
自治総研ブックス@改革渦中の自治体公益法人	辻山幸宣	自治総研ブックス	単行本	2012. 6.11
THE NEXT・SHIGA 心象図法の実践とそのこころ		滋賀地方自治研究センター	情報誌	2012. 6.18
信州自治研 6月号 佐久市と佐久地域における水資源保全の取組み		長野県地方自治研究センター	情報誌	2012. 6.18
とちぎ地方自治と住民VOL471 平成の大合併を再検証するI		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2012. 6.18
地方自治ふくおか5月 議会改革		福岡県地方自治研究所	情報誌	2012. 6.18
自治研おかやま 自治体議会が問われているもの		自治研究センターおかやま	情報誌	2012. 6.25
自治研さが5月 日本の原子力政策と自治・平和・デモクラシー		佐賀県地方自治問題研究所	情報誌	2012. 6.25
自治総研6月号 地方独立行政法人の制度と評価		地方自治総合研究所	情報誌	2012. 6.27
北海道自治研究6月 原発事故から考える私たちの責務		北海道地方自治研究所	情報誌	2012. 7. 2
かながわ自治研月報6 大坂都構想とは何か		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2012. 7. 2
自治権いばらき107 個性を輝かせる社会構築には		茨城県地方自治研究センター	情報誌	2012. 7.10
ながさき自治研54 日本の今後を考える		長崎県地方自治研究センター	情報誌	2012. 7.10
月刊自治研7月号 地域からはじめる「脱原発」		自治研中央推進委員会	情報誌	2012. 7.10
公害防止条例の研究	人見 剛	自治総研叢書	単行本	2012. 7.10
信州自治研 7月号 長野県の直売所・加工所ネットワークづくり		長野県地方自治研究センター	情報誌	2012. 7.17
フォーラム大阪129		大阪地方自治研究センター	情報誌	2012. 7.17
とうきょうの自治NO85 地域エネルギー政策		東京自治研究センター	情報誌	2012. 7.23
「地域主権改革」第3次一括法までの全容と自治体の対応	岩崎 忠	学陽書房	単行本	2012. 7.23
自治研とやま7月 石井県政をどう評価するか		富山県地方自治研究センター	情報誌	2012. 7.23
新潟自治7月52 人口減少時代 どうする県内自治体		新潟県地方自治研究センター	情報誌	2012. 7.23
自治総研7月号 東日本大震災復興特別区域法の意義と課題(下)		地方自治総合研究所	情報誌	2012. 7.24
みやぎ研究所だより67 三股町の明日づくり		宮城県地方自治問題研究所	情報誌	2012. 7.30
自治研あいち 34, 35東日本大震災を踏まえた防災対策の見直し状況		愛知県地方自治研究センター	情報誌	2012. 7.31
ぐんま自治研ニュース 公開シンポジウム「地域の未来と今なすべきこと」		群馬県地方自治研究センター	情報誌	2012. 8. 6
北海道自治研究7月 地方政府再編論と北海道		北海道地方自治研究所	情報誌	2012. 8. 6
大震災と防災 茨城からの発信		茨城県地方自治研究センター	講演資料	2012. 8. 6
とちぎ地方自治と住民VOL472 平成の大合併を再検証するII		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2012. 8. 6
月刊自治研8月号 コミュニティ再生と自治体労働者		自治研中央推進委員会	情報誌	2012. 8. 7
相模原第17号 東日本大震災をマスコミはどう伝えたか		相模原地方自治研究センター	情報誌	2012. 8. 7
新しい公共時代の自治体職員の役割		大阪自治センター	報告書	2012. 8.20
市政研究 12夏号 橋下「教育・職員改革」を問う		大阪市政調査会	情報誌	2012. 8.20
地方自治研究センターとっとり8		鳥取県地方自治研究センター	情報誌	2012. 8.20
信州自治研 8月号 町民参加による自然エネルギーを利用したまちづくりの推進		長野県地方自治研究センター	情報誌	2012. 8.20
英国の大都市行政と都市政策1945-2000	馬場 健	自治総研叢書	単行本	2012. 8.20
地方自治京都フォーラム 地域を変える「自治研力」		京都地方自治総合研究所	情報誌	2012. 8.20
とちぎ地方自治と住民VOL47 大坂都構想と地方自治		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2012. 8.20
徳島自治 7月 合併自治体における財政運営の現状と課題		徳島県地方自治研究所	情報誌	2012. 8.20
自治総研8月号「社会保障・税一体改革」と年金改革		地方自治総合研究所	情報誌	2012. 8.21
かながわ自治研月報8 大坂都構想、府県と大都市制度問題を考える		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2012. 8.28
自治研ぎふ104号 「地域主権改革を考える」		岐阜県地方自治研究センター	情報誌	2012. 8.29

※月刊自治研・自治総研のバックナンバー、取り揃えてあります。

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターは2009年12月10日に一般社団法人の認可をうけて自治研究をスタートすることとなりました。

当センターでは千葉県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、地方自治の振興に寄与することを目的とし、諸活動を行います。

基本目標

- I. 公共サービス基本法の制定や地域衰退という新たな状況のもと、公共サービスの再生を目指す。
- II. 地方分権を進めるため、基礎自治体の重要性を高め自治体政策づくりを行う。
- III. 活動の理論的基礎を学び、調査研究、情報発信など研究者や市民、議員、労働組合など幅広い交流研究活動を行う。

会員を募集しています!

1. だれでも会員になれます。
2. 会員は、以下のとおりです。

個人会員・正会員 1口(年額 5,000円) 賛助会員 1口(年額 3,000円)
団体会員・正会員 1口(年額 10,000円) 賛助会員 1口(年額 5,000円)

【※一括支払いをお願いします。】

特典

正会員になると・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センターの資料が活用でき、調査研究会などに参加できます。
- ・自治研センター主催の学習会・講演会に無料で参加できます。

賛助会員は・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センター主催の学習会・講演会の案内が送付されます。

●加入申込み書

年 月 日

FAX又はメールにて当センターまでお申込み下さい。

会費の種別	個人会員・・・正会員・賛助会員 団体会員・・・正会員・賛助会員	加入口数	()口
個人 または 団体名	ふりがな	ご住所	〒
職場 (勤務先)			

■お問い合わせは

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター5階
Tel.043-246-0511 Fax.043-246-3918 E-mail:chiba-jk@ubcnet.or.jp

編集後記

澤井先生の講演、橋下市長のもと、今大阪市で何が起きているのかを丁寧にお話していただきました。区割りや財政調整をはじめ様々な自治をめぐる問題点を提起していただき、マスコミの報道では知ることができない情報に接し、貴重な時間を過ごすことができました。

東庄町長のインタビュー、町の歴史から始まり、まちづくりなど情報発信していただきました。今後も県内の首長インタビューは続けて行きたいと考えています。

宮崎先生の「数字で掴む自治体の姿」は1回休載しましたが、今号に復活しました。大学で学生センター長として激務に当たられている中、当センターのため講演、執筆で協力をいただき、頭が下がります。

巨大地震から1年半が経過しました。県内の被災地である旭市と香取市の現状を視察する機会がありました。旭市では、150世帯の方が仮設住宅に引き続いて居住しており、厳しい現実を再確認しました。こころのケアに携わる社会福祉協議会の皆様のご苦勞も聞くことができました。今後は住宅再建が困難なお年寄りの世帯も多い中、公的な復興住宅の要望など、高齢者対策が課題となっているようです。また、香取市では、歴史保存地区で被災した店舗を訪問し、自治労のボランティア支援で復興に歩み出している「おかみさん会」のお話も聞くことができました。

次回講演会は「官製ワーキングプア」を題材にした自治総研の上林陽治先生の「非正規公務員」を予定しています。自治体の現場を調査し、法令に則して研究を続けている先生の講演に期待します。

事務局長 高橋 秀雄

次回講演会予告

- 1 日時 2013年2月16日(土)
15時(予定)
- 2 場所 千葉県教育会館(予定)
- 3 講師 上林 陽治
(自治総研研究員)
- 4 演題 「非正規公務員」
官製ワーキングプアの温床である自治体職場の現状を法制度ならびに法整備の状況などを中心に分かりやすく講演いたします

自治研ちば 既刊案内

2012年6月
(vol.8)



- ・巻頭言 理事 総武法律事務所 弁護士 小川 寛
- ・自治研センター講演会 自然の法則・摂理を無視していた巨大広域開発への警鐘
～巨大地震が物語った液状化・流動化・地波現象と津波～
茨城大学名誉教授 楡井 久
(日本地質汚染審査機構・医療地質研究所)
- ・千葉市長を迎え 対談：大都市問題 ー大阪都構想・大都市制度ー
千葉市長 熊谷 俊人
東京自治研究センター 研究員 佐藤 草平
理事 千葉県議会議員 網中 肇
- ・自治体当初予算検討の視点 理事長 井下田 猛
- ・連載：「房総の自治脈」第8回 理事長 井下田 猛
- ・大震災・福島第一原発事故から1年の被災地を歩く
ジャーナリスト 塚本 弘毅
- ・公共の担い手 市民向け公開講座の運営と公共サービス民営化の受託
NPO法人ふれあい塾あびこ 副理事長 多田 正志
- ・シリーズ千葉の地域紹介 木更津市「ライジング木更津 笑顔の数が増えてゆく」
- ・子ども達の未来のために 千葉県議会議員(君津市選挙区) 石井 宏子
- ・佐倉市議会報告 佐倉市議会議員 井原 慶一
- ・新聞の切り抜き記事から 研究員 鶴岡 美宏

バックナンバーの申し込みは
当研究センターまで 1部500円